

環境基本計画

- 環境の世紀への道しるべ -

平成12年12月

目 次

前文	1
第 1 部 環境の現状と環境政策の課題	4
第 1 節 環境の現状	4
1 国内外における状況	4
(1) 地球規模の環境の状況	4
(2) わが国の環境の状況	5
2 環境問題はどのように変わってきたか	7
3 社会経済の変化は環境問題にどのような影響を与えるか	8
(1) 国際的な動向	8
(2) 国内的な動向	9
第 2 節 環境基本計画策定後における環境政策の進展	11
1 四つの長期的目標に係る取組の進展	12
(1) 循環及び共生に関する取組	12
(2) 参加に関する取組	15
(3) 国際的な取組	17
2 総合的取組の進展	17
3 政策手法の進展	18
第 3 節 21 世紀初頭における環境政策の課題	19
第 2 部 21 世紀初頭における環境政策の展開の方向	21
第 1 節 持続可能な社会を目指して	21
1 人と環境の望ましい関係	21
2 持続可能な社会の構築	21
(長期的目標)	22
【循環】	23
【共生】	23
【参加】	23
【国際的取組】	23

第2節 持続可能な社会の構築に向けた環境政策	24
1 基本的な考え方	24
(1) 社会の諸側面を踏まえた環境政策	24
(2) 生態系の価値を踏まえた環境政策	24
(3) 環境政策の指針となる四つの考え方	24
ア 汚染者負担の原則	25
イ 環境効率性	25
ウ 予防的な方策	25
エ 環境リスク	25
(4) 環境上の「負の遺産」の解消	25
2 あらゆる場面における環境配慮の織り込み	26
3 あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ	27
(1) 社会経済の環境配慮のための仕組み	27
ア 直接規制的手法	27
イ 枠組規制的手法	28
ウ 経済的手法	28
エ 自主的取組手法	29
オ 情報的手法	29
カ 手続的手法	29
(2) 環境のための投資	30
(3) 環境教育・環境学習	31
(4) 科学技術	31
4 あらゆる主体の参加	32
(1) 国民	33
(2) 事業者	33
(3) 民間団体	34
(4) 地方公共団体	34
(5) 国	35
5 地域段階から国際段階まであらゆる段階における取組	35
第3節 21世紀初頭における環境政策の重点分野	36
第3部 各種環境保全施策の具体的な展開	38
第1章 戦略的プログラムの展開	38
(環境問題の各分野に関する戦略的プログラム)	38

第1節	地球温暖化対策の推進	38
第2節	物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組	43
第3節	環境への負荷の少ない交通に向けた取組	49
第4節	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組	53
第5節	化学物質対策の推進	57
第6節	生物多様性の保全のための取組	62
(政策手段に係る戦略的プログラム)		68
第7節	環境教育・環境学習の推進	68
第8節	社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組	72
第9節	環境投資の推進	76
(あらゆる段階における取組に係る戦略的プログラム)		84
第10節	地域づくりにおける取組の推進	84
第11節	国際的寄与・参加の推進	88
第2章	環境保全施策の体系	92
第1節	環境問題の各分野に係る施策	92
1	地球規模の大気環境の保全	92
2	大気環境の保全(地球規模の大気環境を除く。)	96
3	水環境、土壌環境、地盤環境の保全	99
4	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策	104
5	化学物質対策	107
6	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	109
第2節	各種施策の基盤となる施策	116
1	環境影響評価等	116
2	調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	117
3	環境情報の整備と提供	120
4	公害防止計画	122
5	環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策	123
6	技術開発などに際しての環境配慮及び新たな課題への対応	124
7	快適な環境(アメニティ)の確保	125
第3節	各主体の自主的積極的取組に対する支援施策	126
1	各主体の取組	126
2	各主体の自主的積極的行動の促進に係る施策	128
3	社会経済の主要な分野におけるそれぞれの主体の役割	130

4	行政活動への環境配慮の織り込み	136
第4節	国際的取組に係る施策	136
1	地球環境保全等に関する国際協力の推進	136
2	調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等	139
3	地方公共団体または民間団体等による活動の推進	139
4	国際協力の実施等にあたっての環境配慮	140
5	国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備	140
6	地球環境保全に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり	141
第4部	計画の効果的実施	144
第1節	各主体の連携と推進体制の強化	144
第2節	目標の設定	144
第3節	財政措置等	145
第4節	各種計画との連携	145
第5節	計画の進捗状況の点検及び計画の見直し	145

わが国は、高度経済成長に伴う産業公害の克服に多大の努力を行い、成果を挙げてきました。しかしながら、わが国の環境は、依然として良好とはいえず、このままでは、将来世代に健全で恵み豊かな環境の恵沢を継承していくことは困難です。

この、いわば第二の環境の危機は、産業公害に象徴される第一の環境の危機と同様に、20世紀の人間社会に福祉と成長をもたらした大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしています。しかし、第一の危機は、生産方式の見直しなど対症療法的な対処により改善を図ることが比較的容易でしたが、第二の危機は、私たちの社会のあり方そのものを変えない限り解決できないという点に根本的な相違があります。

20世紀において、人間活動は、エネルギーの使用量が百年前に比べてほぼ千倍に達することに端的に現れているように巨大なものとなり、国境を越える地球規模の広がりを持つに至りました。また、科学と技術の長足の進歩は、生産方式の革新と相まって、人間活動を大きく変え、より多くの富を生み出し、人類社会を飛躍的に発展させるものでありました。しかしながら、そのような活動は、例えば自然界に存在しなかった化学物質を環境中に排出するなど、必ずしも、環境の利用のコストと環境の復元力に十分に配慮した形で行われてきたとはいえないものでした。

20世紀後半になるに従って、このような人間活動の変化の影響が様々な場面に現れてきました。環境問題は、その端的なものです。今日の環境問題には、都市交通公害や閉鎖性水域の水質の悪化のような身近な問題から、オゾン層の破壊、地球温暖化、熱帯林の大規模な開発に伴う生物多様性の減少のような地球規模の問題まで、極めて幅広い問題が含まれますが、それらに共通の原因は、通常の事業活動や日常生活から生ずる環境負荷があまりにも大きなものになっていることです。そして、このような中で、環境の容量の制約が次第に誰の目にも明らかなものになりつつあります。

私たちは、今日の環境問題を解決しようとするれば、人間活動のあり方を見直すことを避けては通れません。同時に、私たちがその中に暮らす環境は、地球環境という大きな系の一部であること、また人も地球の生態系の一部であることを認識し、「グローバル・コモンズ」すなわち「人類の共有の財産としての地球」の考え方に立って地球環境を保全していかなければなりません。

地球温暖化問題に象徴される地球規模の環境の悪化に直面し、強い危機感を抱くに至った国際社会は、1992年にリオ・デ・ジャネイロで地球サミット（国連環境開発会議）を開催し、「持続可能な開発」を国際的な合意とし、各国においてこの考え方が政策の基本に据えられました。わが国の「環境基本法」の制定は、まさにこのような人類社会をめぐる大きな流れのまただ中であつたものであり、これにより、わが国は、持続可能な社会の構築に向けて大きく一步を踏み出したのです。

私たちは、今、分かれ道に立っているとよいでしょう。選択肢として三つの道が考えられます。

第一の道は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の生産と消費のパターンを今後

とも続けていく道です。第二の道は、現在の社会のあり方を否定し、人間活動が環境に大きな影響を与えていなかった時代の社会経済に回帰する道です。第三の道は、環境の制約を前提条件として受け入れ、その制約の中で資源やエネルギーを効率よく利用する努力を行いながら、これまでの生産と消費のパターンを見直し、これを持続可能なものに変えていく道です。

私たちは、いずれかの道を選ばなければなりません。

しかしながら、第一の道こそが、地球環境問題をもたらしたものであり、この道は、早晚環境の制約に直面し、私たちの生存と活動の基盤である環境を破壊し、社会経済の行き詰まりをもたらすことになるでしょう。第二の道は、生活の質の著しい低下や社会の大きな変動をもたらす可能性が高く、人々は容易にこれを受け入れることはできないでしょう。

これらに対して、第三の道は、私たち現在世代にとっては、行動に制約を生じ、到達できる物質的な豊かさを減ずることは避けられないとしても、世代を通じた生活の質を高め、将来世代と環境の恩恵を分かち合うことのできる道です。

私たちは、環境に関して、将来世代の代理人としての責任を負っています。また、環境に対する人間活動の大きさから、人類は、地球上の生命体共通の生存基盤である環境に対して最も重い責任を有する存在です。

このような責任を負う私たちは、多くの困難に直面するとしても第三の道を選択し、全ての知恵と努力を傾けて持続可能な社会を目指し、環境との間に健全な関係を築いていくほかありません。

私たちが、この道を選ぶとき、なすべきことは、二つあります。

一つは、国内外の環境に大きな影響を及ぼしている私たちの社会自体を持続可能なものに変えていくことです。これまでの資源・エネルギーの大量使用に依存した大量生産、大量消費、大量廃棄型の生産と消費のパターンから脱却していくためには、生活様式や事業活動の態様を含めて社会全体にわたって大きな変革を行っていく必要があります。また、意識面の転換も必要であり、生活の豊かさや社会の成長を、経済的な側面、社会的側面だけでなく、環境への影響を踏まえて評価する姿勢を確立していくことが必要です。

その大きな方向は、自然を尊重し、自然との共生を図ること、そして、極力、自然の大きな循環に沿う形で、科学・技術の活用を図りながら、私たちの活動を再編し直すことです。

このような転換は、文明を支配するものの考え方や行動様式のあらゆる局面にわたる大きな変化であり、その過程では痛みを伴うこともあるでしょう。また、このような変化に私たちが対応していくためには、それぞれの主体が、環境に対する責任を自覚し、自らの行動を律するとともに、持続可能な社会の構築に向けた取組に積極的に参加し、役割を担うことが必要です。

このような転換は、今はきざしに過ぎないとしても、いずれ、人類社会の持続的発展につながる新しい地平を開くことになるでしょう。

今一つ私たちがなすべきことは、私たちの社会を持続可能なものへ転換していく過程で得られた経験を広く国際社会に伝え、世界全体を持続可能な姿に転換していく国際社会の

壮大な試みに積極的な役割を担うことです。私たちが激しい産業公害の克服を通じて蓄えてきた問題解決のための技術や知識、経験の延長上にさらに環境の制約の中で持続可能な範囲内で最も効率よく人間活動を営むための技術や知識、経験を付け加え、これを人類社会に普遍的に適用できる形で提供することは、わが国として行いうる最も重要な国際的な貢献です。

20世紀は、環境の制約から自由になりうるのではないかと感じられた時代でした。しかし、地球という閉鎖された系の中において無限ということはありません。21世紀を迎えるにあたって、私たちの最重要課題は、地球という枠組みの中において、人類の叡智を結集しながら、環境と社会の健全な関係を築き上げ、人類の持続可能な発展の基盤を整え、将来世代にこれを継承していくことです。

私たちは、今まさに、環境からより多くのものを得ようとして環境に大きな負荷を与えてきた20世紀を終え、環境と共に生きる「環境の世紀」に移行しようとしています。

「環境基本法」の制定は、地球環境問題に直面し、環境政策に新たな道を切り拓こうとするものでした。同法は、政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める環境基本計画を策定するものとしており、これに基づいて平成6年に最初の環境基本計画が策定されました。

この計画は、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」という4つの長期目標を掲げ、これに基づく施策の展開によって、持続可能な社会の構築に向けた取組を進めてきました。しかし、その進展は必ずしも順調であったとはいえません。また、地球温暖化問題をはじめとするその後の環境問題をめぐる状況の変化は著しいものがあります。このため、今回その見直しを行い、新たな環境基本計画を策定することとしました。

新計画の策定にあたっては、持続可能な社会の構築に向けた取組をいよいよ本格化していこうとする決意の下に、21世紀半ばを見通しながら、持続可能な社会構築のための環境面からの戦略を示し、21世紀初頭における環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを明らかにすることを試みました。このような取組は、国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国などの社会を構成するすべての主体が参加し、協力しあうことなしには、前進しません。本計画に示された各主体の取組が進められることを切実に期待します。また、環境教育や環境学習の場などにおいて、本計画が幅広く利用されることを期待します。

第1部 環境の現状と環境政策の課題

第1節 環境の現状

1 国内外における状況

(1) 地球的規模の環境の状況

石油や石炭などの化石燃料の燃焼や森林の伐採などによって、大気中の二酸化炭素の濃度が産業革命以前の状態から大幅に上昇しています。これに伴って、19世紀末以降、地球全体の平均気温が0.3～0.6 上昇し、海面水位も10～25cm上昇しています。これは人間の活動による気候への影響が既に地球規模で現れていることを示唆しています。世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が設置した気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の中位レベルの影響予測によると、2100年には、1990年と比較して地球全体の平均気温が2 上昇し、海面水位は約50cm上昇すると予測されています。このような地球温暖化の進行に伴って、世界各地における自然災害の増加、食糧生産への悪影響、生態系への打撃、地下水の塩水化などに伴う水資源への影響など、様々な問題が顕在化すると懸念されています(第3部第1章第1節参照)。

また、有害な紫外線を遮っている成層圏のオゾン層の状況について見ると、近年、南極地域において成層圏オゾンが著しく少なくなる「オゾンホール」が毎年発生しており、世界的にも低緯度地域以外では成層圏のオゾン量は減少する傾向にあります。なお、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に基づき設けられた科学評価パネルの1998年の予測によれば、成層圏におけるオゾン層破壊物質の濃度は、適切な対策が採られた場合には、2050年までには1980年以前の水準にまで戻ると予想されています。

化石燃料の燃焼などに伴う硫酸化物や窒素酸化物によって引き起こされる酸性雨は、国境を越えた国際的な問題となることも多くなっています。ヨーロッパ諸国などでは酸性雨による土壌や湖沼の酸性化が生じており、森林や湖沼などの生態系に悪影響を及ぼしています。

世界の陸地の約4分の1の面積を占めている森林は、地球環境の保全に重要な役割を果たしています。森林面積は先進国では増加していますが、開発途上地域では過度の焼畑耕作や過剰な伐採などにより大幅に減少しており、世界全体で見るとその減少が引き続き進行しています。また、熱帯林の減少などに伴い、野生動植物の種の減少などが進行しています。

さらに、砂漠化については、国連環境計画(UNEP)によると、世界の全陸地の25%が土地の劣化などの影響を受けているという深刻な状況となっています。

あらゆる生物にとって不可欠な河川や湖沼などの淡水資源については、急激な人口増

加や都市化の進展などに伴い、世界各地で水不足や流域の洪水調整機能の低下などがもたらす洪水被害が発生しており、それにより環境面においても、水質汚濁や生態系への悪影響が生じています。

(2) わが国の環境の状況

ア 大気環境

わが国の大気環境は、かつて公害問題の中心的課題であった二酸化硫黄や一酸化炭素などによる大気汚染については改善されましたが、二酸化窒素や浮遊粒子状物質（SPM）などについては、自動車交通量の増加や交通渋滞などにより、都市部を中心に依然として深刻な状況にあります。特に大都市地域においては、二酸化窒素の環境基準の達成状況は依然として低い水準で推移しています。また、浮遊粒子状物質の濃度の年平均値を見ると、近年はほぼ横ばいが続いています。環境基準の達成率は、大都市地域を中心に依然として低い水準となっています。さらに、光化学オキシダント、騒音、悪臭についても大きな改善が見られない状況が続いています（第3部第1章第3節参照）。

イ 水環境、土壌環境、地盤環境

公共用水域における生活環境の保全に関する水質の環境基準の達成率は、海域、河川、湖沼の各水域ともほぼ横ばいで推移していますが、内湾などの閉鎖性水域や生活排水が流入する都市内の中小河川では水質の改善がなかなか進まない傾向にあります。公共用水域における人の健康の保護に関する水質の環境基準は各項目ともほぼ達成されていますが、ダイオキシン類などの化学物質の一部については、環境基準を超える地点が見られています。地下水の水質については、環境基準を超える項目が見られる地点があり、また、硝酸性窒素による地下水汚染も明らかになり始めています。なお、市街地においては、工場跡地などの再開発などに伴い土壌汚染が判明する事例が増加しています。

一方、水環境を水の流れの観点から見た場合、水需要の増大、急速な都市域拡大に伴う舗装面の増加などによる不透水性域の拡大、排水のみを目的とした都市内河川の整備、過疎化や高齢化などを背景とした森林や農地の管理水準の低下などによる水源涵養機能の低下などが生じています。これらに伴い、河川流量の不安定化、湧水の枯渇、水辺環境の喪失など環境保全上健全な水循環が損なわれている状況が見られます。また、渇水年における水資源賦存量（降水量から蒸発散によって失われた水の量を差し引いた残量）が減少する傾向が見られ、渇水時における水質の悪化、生態系への影響などが生じている場合があります。

かつてわが国で生じた著しい地盤沈下は、地下水の採取規制などの対策の結果、鈍化あるいはほとんど停止しています。しかし、渇水時の水源としての利用や消雪用地下水としての利用などによる地下水位の低下などの新たな問題も加わり、依然として地盤沈下が生じている地域があります（第3部第1章第4節参照）。

ウ 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環

わが国の社会経済活動をマクロ的に見た場合、生産活動などに国内外から直接的、間接的に投入された様々な物質の総量である総物質投入量や一人当たりの総物質投入量は、近年はほぼ横ばいの状況であり、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は依然として継続していると考えられます。それに伴い、膨大な量の廃棄物が生ずるとともに、その質も多様化しており、廃棄物の処理の困難化や不適正な処理の発生、最終処分場の残余容量の逼迫など深刻な状況が生じています。

特に、産業廃棄物の最終処分場の残余年数は、平成10年4月現在で3.1年（首都圏：0.7年）（平成11年度末の推計値では全国で1.6年）と極めて短くなっており、一般廃棄物についても新たな処理場の確保が困難になりつつあります（第3部第1章第2節参照）。

エ 化学物質

大気や水質の環境モニタリングの結果によれば、PCB、DDTなどの残留性の高い化学物質をはじめとする様々な化学物質が大気、水などの環境の構成要素や野生生物から検出されています。その中には人の健康や生態系への影響が懸念されている物質もありますが、科学的知見が不十分なものも少なくありません。このような中で、近年は特にダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質に関する国民の関心が高まっています。

ダイオキシン類について見ると、大気中の濃度は、諸外国の都市域と比較して高い傾向にあります。また、ダイオキシン類は、わが国の海域、河川、湖沼の底質や水生生物からも検出されています。さらに、土壌中のダイオキシン類については、廃棄物焼却施設の周辺土壌における高濃度の汚染事例が報告されています。

内分泌かく乱化学物質については、科学的に未解明な点が多いことから、科学的知見の収集と蓄積が進められています（第3部第1章第5節参照）。

オ 自然環境

昭和60年以降のわが国の自然環境の状況を見ると、森林のかたまりの平均面積の減少が見られます。また、自然林や二次林の面積も減少する傾向にある一方で、市街地や造成地などの面積は増加する傾向にありました。さらに、干潟、藻場の面積や自然海岸の延長については、いずれも減少する傾向にあります。野生生物については、国内の野生生物種に多くの絶滅のおそれのある種があることが明らかになっています。

また、国民の自然志向は高い水準で推移していますが、子供たちが自然とふれあう機会は減少してきています（第3部第1章第6節参照）。

カ 公害及び環境上のいわゆる「負の遺産」

公害の態様については、産業型から都市生活型に変化してきましたが、なお重要な課題として残されており、平成12年度現在、公害防止計画が34地域において策定されています。また、大気汚染、水質汚染によって生じた健康被害については公害健康被害補償制度による補償が行われていますが、その認定患者は平成12年3月末現在なお63,000人にのぼっています。

また、環境に負荷を与える物質が蓄積され、不可逆的なあるいは長期にわたる影響を

将来世代に残してしまう、環境上の「負の遺産」としては、難分解性の有害化学物質による土壌、底質、地下水の汚染及びその人や野生生物への蓄積の問題があります。また、PCBなど廃化学物質の保管が長期化しているという問題もあります。さらに、温室効果ガスによる地球温暖化、クロロフルオロカーボン（CFC）などによる成層圏オゾン層の破壊、生物多様性の減少や喪失などの問題も、これらの問題に類する性格を有するものとして考えることができます。これらの原因や影響については、程度の差はありますが、科学的に十分に把握されているとは言い難い状況にあります。

2 環境問題はどのように変わってきたか

産業公害と開発に伴う自然の減少を中心とする高度経済成長期までの環境問題とその後の環境問題との間には、大きな態様の変化が見られます。

今日の環境問題の第一の特徴は、環境問題の多くが国民の日常生活や通常の事業活動に起因し、不特定多数の者が原因者になっているという状況や、原因者が同時にその影響を受ける者にもなっているということが一般化していることです。例えば、地球温暖化の主要な原因物質である二酸化炭素は、私たちの生産活動や消費活動のあらゆる場面から排出されています。大都市における交通などに起因する大気汚染問題は、私たちの社会経済システムや活発な生産、消費活動と深く結びついています。閉鎖性水域の水質汚濁の大きな原因は、わが国が大量に輸入した食料品、肥料、工業原料などを用いている生産や消費活動に伴い、それらに含まれる大量の窒素やリンが環境中に放出されていることにあります。さらに、廃棄物問題の根本には、大量生産、大量消費、大量廃棄型の事業活動や生活様式があります。

第二の特徴は、地球環境問題や内分泌かく乱化学物質に対する懸念に見られるように、影響の発現までに長期間を要する問題やその影響が長期間にわたる問題、また、発生の仕組みや影響の科学的解明が十分でない問題が増えていることです。

第三の特徴は、人間活動の規模の拡大や広がり人が人と環境との関係に大きな変化をもたらし、自然の物質循環や生態系に深刻なかく乱が引き起こされていることです。

例えば、自然環境の保全に関しては、様々な人間活動の拡大や人と自然との関係の希薄化などに伴い、森林、湿地、農村、都市など様々な生態系において、生息・生育地の縮小や分断化、また、それらの質の低下による野生生物種の個体群の絶滅の危機の進行、本来の分布域でない地域へ生物が導入されたことによる生態系などへの影響（移入種問題）の顕在化、中山間地域などにおける野生鳥獣による農林業被害の発生などの問題が生じています。

また、水循環を環境保全の観点から見た場合、人間活動の都市への集中と都市域の拡大による不透水性域の拡大、都市内河川の排水路化、生活用水の利用や排出の増加、過疎化や高齢化などに伴う農地や森林の管理水準の低下などを生じ、それにより、水質、水量、水辺環境に係る問題が生じています。

特に、今日、人間活動の急速な拡大に伴い、地球温暖化問題やオゾン層の破壊問題の

ように、その影響が国境を越えて地球規模の広がりを持つ環境問題が発生しています。地球環境は、大気、水、土壌、生態系などが相互に絡み合った複雑な系をなしています。このため、例えば、熱帯雨林の破壊が生態系への影響にとどまらず、大気中の二酸化炭素の増加を通じ気候変動にも影響を及ぼしうることが指摘されているように、人間活動が環境を構成する要素の一部に影響を与えた場合、その影響が他の要素にも波及し、ひいては、地球環境全体の安定性が損なわれるおそれがあります。

以上のような特徴を持つ今日の環境問題を解決していくためには、これらの問題が人間活動の量的な拡大や質的な変化に伴って発生し、相互に深く関わり合う一連の問題であることを認識することが必要です。そして、そうした認識に立って、生産と消費のパターンの見直しを行うことが必要です。また、森林の減少や砂漠化の背景にある開発途上地域の貧困問題なども地球環境全体の安定性と関わりを持つ問題として、それらも含めた人間活動のあり方全体を幅広くとらえた取組を進めることが必要です。

3 社会経済の変化は環境問題にどのような影響を与えるか

(1) 国際的な動向

世界人口は、国連の中位推計によれば、アジア、アフリカ地域を中心に増大を続け、現在60億人余りの人口は、2050年には約89億人を超え、都市人口比率が増大すると予測されています。世界経済については、世界銀行の2006年までの推計によると、中進国及び開発途上地域では、特にアジア地域を中心に高い経済成長が見込まれますが、一人当たりのGDPの水準は依然低い状態であり、貧困の問題も引き続き深刻であると見込まれています。国連食糧農業機関（FAO）の2010年までの見通しによれば、開発途上地域の栄養不足人口は減少が見込まれますが、依然として一部の地域における人口の多くに栄養不足の状態が続くことが予想されています。また、人口の増大に伴い、一部の人口密集地を中心に水不足が生じており、水資源問題も引き続き深刻であると見込まれています。

また、国際エネルギー機関（IEA）によれば、世界のエネルギー消費量は開発途上地域の経済成長などを背景に増加傾向にあり、2020年には1995年の約1.6倍になることが予想されています。その消費構造を見ると、先進国によって世界の半分以上の一次エネルギーが消費されています。

世界人口の増加や世界規模での活発な経済活動に伴う人類の活動の拡大は、次第に地球規模の環境問題や資源、エネルギー利用の環境面からの制約を顕在化させています。このような地球の容量の制約の中で、地球環境が人類共有のかけがえのない財産であるとの認識の下、いかにして人類社会の持続可能な発展を図るかが世界共通の優先的政策課題になっています。

わが国は、世界経済において大きな役割を担い、国内での活発な経済活動を通じ、地球環境に環境負荷を生じさせるとともに、国際的な取引を通じて海外における環境負荷の発生に密接な関連を有しています。このようなことを踏まえ、わが国は、人類社会の持続可能な発展に向けて、他の社会のモデルとなりうる持続可能な社会を構築し、地球環境への「共通だが差異のある責任」の考えの下、その経験と能力を生かして進んで先進国としての責務を引き受けていく必要があります。

また、世界経済のグローバル化はますます進展し、これに伴って地球規模の市場が生まれ、貿易・資本移動の増大や国際的な企業連携の増加などが進んでいます。これらの変化は地球環境に対しても多様な影響を与えられと考えられます。開発途上地域における環境問題の激化、不正な廃棄物の越境移動に伴う環境汚染、世界的な自然環境の減少や生物多様性の減少などといった懸念される事態が数多く見られることもグローバル化による影響の現れであると考えられます。

このように世界経済のグローバル化が進む中においては、各国と協調せずに、一国のみで政策を進めようとしても十分な効果は期待できません。わが国としては、人類社会の持続可能な発展に向けて国際社会でイニシアティブを発揮し、環境分野の国際的な枠組みやルール形成に積極的に取り組んでいく必要があります。

(2) 国内的な動向

ア 人口の動向

わが国の総人口は、平成19年(2007年)頃を頂点として減少に向かい、2050年頃には1億人になり、少子高齢化が進むと予想されています。

人口の減少は、一般的には消費する資源の総量の減少をもたらすと予想されます。しかしながら、現在、環境負荷の発生に密接な関係を持つエネルギー消費量のように、人口一人当たりでは、おおむね増加傾向を続けているものがあり、このような傾向が継続する場合には、人口減少に伴う環境負荷の低減の効果が減殺されることも考えられます。

人口の動態を見ると、近年、人口移動の沈静化が進む中、東京圏における東京23区地域への人口の回帰現象のように、これまでの傾向とは異なる動きも見られる一方、過疎地域の人口減少は続いています。このような人口の移動を背景に、大都市及びその近郊における大気汚染、水質と水量の両面にわたる水環境の問題、廃棄物処理問題などが依然として環境政策の重要な課題となっています。他方、過疎地域では森林、農地の管理水準の低下により、二次的自然環境の劣化などの問題が進行しています。

イ 国民の生活様式

国民の生活様式については、生活水準の上昇と生活の利便性の向上が追求される中で大量消費、大量廃棄型の生活様式が定着しており、自家用車の保有台数の増加、家電製品の世帯当たりの所有台数の増加などに見られるように、機器の個人所有化、生活の24時間化など環境負荷の増大を加速するおそれのある動きも見られます。その一方で、労働時間の減少、余暇時間の増大を背景として、自然とのふれあいへの志向やボランティア

ア活動などへの参加志向が強まる傾向が見られ、世論調査によれば、地球環境問題に対する意識もかなり高くなっています。このような意識面の変化を生活様式の変革につなげることにより、日常生活に起因する環境負荷を減らしていくことが環境政策の大きな課題となっています。

ウ 情報通信技術（IT）

情報通信技術の革新は、環境負荷の低減のための技術的な隘路の打開や高度なシステム制御技術の活用などによる社会経済システムの高度化、生産活動や生活様式の変化などを通じ、環境負荷の低減に大きく寄与することが期待されます。

人流や物流に関しては、情報通信による情報データの伝達により人の移動や物の輸送が代替されることに伴う交通量の削減、情報通信技術を利用した高度道路交通システム（ITS）の推進、交通安全施設等の高度化による交通流の円滑化、流通システムの効率化などによって、二酸化炭素や大気汚染物質の排出量の削減、騒音の減少などが期待されます。

企業の業務形態に関しては、情報技術の活用により、生産工程の効率化に伴う資源やエネルギーの利用の効率化、企業の管理部門などの間接部門におけるエネルギー管理の徹底、廃棄物などの情報交換によるリサイクルの進展、消費者の需要の質・量に適合した生産、テレワーク、SOHO（Small Office Home Office）などと呼ばれる自宅または自宅に近接した小規模な事務所などにおける職住近接型の勤務形態の普及による交通量の減少などによる環境負荷の減少が期待されます。

国民の日常生活に関しては、インターネットなどの新しい情報伝達手法の導入によるエネルギー使用の合理化、モニタリングシステムの活用によるエネルギー使用者のコスト意識の高揚、環境保全の取組への参加やネットワークづくりを促進する上で重要な役割を果たす適切な環境情報の普及の進展などが期待されます。

他方で、情報化の進展は、時間やコストの節減に貢献し、消費選択の多様性の拡大、利便性の向上、消費者ニーズの高度化などをもたらすと考えられます。この場合、情報化の進展により節減された時間や所得が振り向けられる経済活動のあり方や、情報化を支える情報機器の生産、利用、廃棄の如何によっては新たな環境負荷が発生しうることに留意する必要があります。

このように、情報通信技術の革新は、環境に対して正負の両面からの影響を与える可能性があります。その適切な活用を図れば、環境保全上極めて大きな寄与が期待できます。したがって、情報通信技術については、これを持続可能な社会の構築に至る重要な手段として位置付け、負の側面を抑制しながら、情報通信技術の開発と環境負荷の低減のための活用を積極的に推進していくことが重要です。

エ 環境に関する技術

持続可能な社会を構築するため、汚染物質などの直接的な処理技術はもとより、資源・エネルギーの効率的利用のための技術、生態系の保全や回復のための技術、環境に関する計測技術やモニタリング手法など様々な技術の開発と普及が図られてきました。これらの技術については、情報処理技術の急速な進展により、生産や管理などのシステム

を全体として制御する技術の発展とともに、既存の技術の改善と向上、燃料電池やコージェネレーションなどの新技術や応用技術の開発と普及、新たな技術の組合せなどが進みつつあります。しかし、これらの技術に関しては、初期段階においては十分な需要が存在しないことや価格も高価であるなど需要面での課題があり、政策的な支援を必要とする場合も多く見られます。

オ 社会資本

下水道などの汚水処理施設や公園など直接的に環境の保全と関係する社会資本については、欧米諸国と比較して整備水準が低いものも見られます。また、国民の社会経済活動の基盤となっている物流や人流などに関する社会資本の中には、環境負荷の低減の観点から見た場合、急速に進みつつある情報通信技術や環境に関する技術を活用しながら、それらの持つ機能の一層の改善や高度化を図っていく必要があるものも多くあります。また、自転車専用道路や環境共生型住宅のような環境保全に資する国民の行動を支えるために拡充や新たな導入が必要とされる社会資本もあります。

なお、国土面積の8割を占め、二次的自然環境を形成するなど、わが国の環境の重要な要素である森林や農地などについては、今後とも、その公益的機能を確保するための対策を講ずることが重要な課題となっています。

カ 産業構造の転換等

今後、労働力人口が平成17年（2005年）頃を頂点に減少し、経済成長に対する労働分の寄与が見込めなくなるなど、中長期的にはこれまでのような高い経済成長率は想定されません。

持続可能な社会の構築には、生産と消費のパターンの転換が必要であり、そのためには、産業構造自体の転換が不可欠です。すなわち、現在存在する資本ストックを最大限活用して効用を得るストック活用型の社会経済への転換を図ること、また、第一次から第三次までの産業がそれぞれ持続可能性を高め、相互にバランスと連携のとれた循環促進型の産業構造への移行を図ることが重要です。

また、循環型社会を構築するための取組を行っていく過程においては、様々な分野における環境保全に関する事業活動（エコビジネス）の成長や、事業者が持続可能な産業活動を目指して、その環境保全への配慮を段階的に織り込んでいく動きが生ずると考えられます。これらを通じて、より環境負荷の少ない方向に産業構造や生産プロセスが変化することが期待されます。

第2節 環境基本計画策定後における環境政策の進展

平成6年12月に決定された環境基本計画は、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築していくことを、環境政策の基本としました。そして、このような社会を構築するた

め、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」の四点を長期的な目標とし、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的展開を図ることとしました。計画策定後、今日までの間に、計画の目指す環境政策の方向に即した進展が図られてきました。

また、計画期間中に、循環、共生、参加及び国際的取組の考え方が理念として社会に浸透しました。しかしながら、この計画については、これらの考え方を具体的な行動として社会に展開していく方策を実効性ある形で提示できなかつたこと、あるいは、進捗状況を点検して評価しうる手段が十分でなかつたことが指摘されています。

1 四つの長期的目標に係る取組の進展

(1) 循環及び共生に関する取組

ア 地球温暖化

環境基本計画の策定後、国際的な枠組みの構築が着実に進展しています。主な動きとしては、平成9年(1997年)12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において「京都議定書」が採択され、先進国と市場経済移行国に温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、目標達成のための手段として排出量取引、共同実施及びクリーン開発メカニズム(いわゆる京都メカニズム)の導入が合意されました。その後、平成10年(1998年)11月にCOP4が、また平成11年(1999年)10~11月にCOP5が開催されました。COP5において、わが国及び多くの欧州諸国が、2002年(平成14年)までの京都議定書発効の必要性を訴えました。

平成12年(2000年)11月にオランダのハーグで行われたCOP6においては、京都議定書の早期発効を目指し、各国が京都議定書を締結可能とするべく、議定書の実施に係るルール作りについて、精力的に交渉が行われましたが、最終的な合意には至りませんでした。COP6は一旦中断されましたが、平成13年(2001年)に再開される予定です。

これらの国際的な枠組みづくりと並行して、わが国は積極的に国内における地球温暖化対策の推進を図ってきました。主な動きとしては、まず、政府は、平成9年12月に地球温暖化対策推進本部を設置しました。同本部は、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」を決定し、平成11年7月に同大綱の第一回フォローアップを、平成12年9月に第二回目のフォローアップを実施しました。一方、中央環境審議会は、平成9年12月に「今後の地球温暖化防止対策のあり方」について環境庁から諮問を受け、平成10年3月に中間答申を行いました。これをもとに作成した法律案が平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」として成立し、平成11年4月に「地球温暖化対策に関する基本方針」を閣議決定しました。また、経済団体連合会などの自主的行動計画等の取組も進められています。

なお、温暖化対策の重要な柱であるエネルギー需給の両面にわたる対策を中心とした二酸化炭素排出抑制対策については、エネルギー需要面の対策として、平成10年「エネルギー使用の合理化に関する法律」の改正が行われ、エネルギー消費効率の改善や省エ

エネルギー基準の強化などの対策が推進されています。エネルギー供給面の対策としては、新エネルギーについて、同9年「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」が制定され、新エネルギーの開発、導入が積極的に推進されています。原子力については、同11年の株式会社ジェー・シー・オーの東海村ウラン加工工場における臨界事故を踏まえて、同年、事業者の保安規定の遵守状況の検査等を内容とする原子炉等規制法の改正、原子力災害対策特別措置法の制定が行われたほか、同12年6月に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の制定が行われるなど、放射性廃棄物の処理処分対策などを充実させながら、安全性の確保を前提として、国民的議論を行い、国民の理解を得つつ、原子力の開発利用が進められています。

京都議定書の2002年（平成14年）までの発効を目指すことが政府の基本的方針です。わが国としては、わが国を含む関係国による議定書締結を可能なものとするため、国際交渉に積極的に臨み、京都議定書の2002年までの発効に向けた国際的熱意が失われないよう努めます。この国際交渉の進捗状況を見定めながら現行施策の評価を踏まえて所要の見直しを行い、わが国経済及び国民生活への影響について十分に配慮し、国民の理解と協力を得て、締結に必要な国内制度に総力で取り組みます。（第3部第1章第1節参照）

イ 大気環境

大都市を中心とする自動車による大気汚染については、排出ガス規制の強化、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x法）」による総合的取組を進めていますが、自動車交通量の増加や交通渋滞などもあり、改善が進んでいません。このため、自動車NO_x法に基づく総量削減計画の目標である平成12年度末までの二酸化窒素に係る環境基準の「概ね達成」は厳しい状況にあり、一層の対策の強化が必要となっています。さらに浮遊粒子状物質についても、環境基準の達成状況は低いレベルで推移しています。特に、近年においては、国際的な研究などにもあるように、特に粒径が小さな微小粒子状物質（PM_{2.5}）やディーゼル排気粒子による健康影響が懸念されています。光化学オキシダントについても環境基準の達成状況は極めて低くなっています。また、騒音に係る環境基準の達成状況も厳しい状況にあり、環境基準の達成に向けて一層の対策の推進が必要です。悪臭に関しては、苦情件数が近年急激に増加しており、また悪臭の発生源の多様化も進んでいることから、さらなる対策を進める必要があります。

有害大気汚染物質対策については、平成9年4月に施行された改正大気汚染防止法に基づき、地方公共団体において大気環境モニタリングの実施や発生源対策の推進を図っています。また、事業者においても有害大気汚染物質の自主管理計画において、削減目標達成に向けた取組を進めています。今後は、有害大気汚染物質の環境中の濃度などの現状を踏まえ、一層の知見の集積を図り、必要な場合には、さらなる対策を検討することが重要となっています（第3部第1章第3節参照）。

ウ 水環境、土壌環境、地盤環境

水環境については、農地などにおける過剰施肥に伴う水質の汚染対策や工場・事業場

に対する排水規制に比べて市街地における一般家庭などの非特定汚染源に係る生活排水対策が課題となっています。また、湖沼、内湾、内海などの閉鎖性水域における窒素、リンなどの流入による富栄養化の進行への対策も必要です。

平成5年1月の中央環境審議会答申を受け平成6年度以降要監視項目とされた化学物質についてモニタリングを実施してきましたが、これら化学物質が水環境中に存在している状況を踏まえ、今後さらなる知見の集積を図り、必要に応じ対策を検討することが重要です。また、水生生物への影響にも留意した環境基準などの目標について調査検討を推進する必要があります。

さらに、水環境の保全については、水質に加え、水量、水生生物、水辺地も視野に入れた「水循環」の視点が重要であり、「環境保全上健全な水循環の確保」に向けた施策の展開が求められています。このような施策の展開は、地盤環境の保全の観点からも重要です。

また、土壌汚染対策に係る制度の構築が課題となっており、全国の土壌汚染状況の把握、土壌汚染による健康リスクの評価、土地に係る私権制限の妥当性などについて、様々な角度からの検討が必要です（第3部第1章第4節参照）。

エ 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環

廃棄物・リサイクル対策をはじめとする物質循環の適正化については、環境基本計画の策定後、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の制定（平成7年）、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の制定（平成10年）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の改正（平成9年他）など法制度が整備されてきました。また、事業者の自主的、主体的な取組の促進が図られてきました。

他方、廃棄物の大量発生、リサイクルの一層の推進、廃棄物処理施設の新規立地の困難化、不法投棄の増加など早急に解決すべき課題が存在することから、政府は、平成12年度を「循環型社会元年」と位置づけ対策の強化を図ることとしました。

平成12年には、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。また、廃棄物処理法や「再生資源の利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法）」が改正されるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されるなど法制度の充実が図られてきました。

今後、廃棄物・リサイクル問題の早急な解決に向けて、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定される「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、関連する個別法などに基づく施策を総合的かつ計画的に講じていくことが必要です（第3部第1章第2節参照）。

オ 化学物質

環境基本計画の策定後、化学物質対策に関して注目すべき展開が図られています。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の制定は、

有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を把握し公表するP R T R制度をわが国に導入するもので、化学物質の排出量などに関する情報の社会的な共有と環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせるおそれ）の適正な管理に向けて大きな一歩となりました。また、ダイオキシン類による環境汚染に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されるとともに、大気、水、土壌などの各環境媒体にまたがる総合的な対策が開始されました。さらに、内分泌かく乱化学物質による人の健康や生態系への影響に対する懸念に関しては、総合的な取組の基礎づくりや、国際的な連携の下での検討を要する内分泌かく乱化学物質を抽出（スクリーニング）するための取組などが推進されました。

しかしながら、化学物質については、なお、知見や情報の集積が必ずしも十分でなく、一層の取組が求められています（第3部第1章第5節参照）。

カ 自然環境

環境基本計画策定後、平成7年に、生態系の健全性を維持、回復し、自然と人間との共生を確保するための基本的な枠組みとなるものとして、生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とした「生物多様性国家戦略」が策定されました。

自然環境の保全に係る個別施策としては、絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト、いわゆるレッドデータブックの基礎となるレッドリストが作成、改訂され、わが国の野生生物種の現状が明らかにされるとともに、鳥獣の個体群に着目した保護管理制度が新たに導入され、科学的なデータを基礎とした合意形成による保護管理手法の展開が見られました。

また、生物多様性に関する情報の収集、管理、提供を行う生物多様性情報システムの整備が進み、自然環境の保全と整備に関する施策の情報基盤の整備が進みました。

これら保全に係る個別施策を含め、今後、生物多様性国家戦略に基づく施策の一層の実効性の確保などを目的として、現行国家戦略の見直しを進めることなどがが必要です。

なお、国土の約7割の面積を占める森林は、わが国の自然環境の主要な構成要素であり、地球温暖化の防止、水環境の保全、大気環境の保全、快適な環境（アメニティ）の確保など様々な面で、環境の保全に極めて重要な役割を有しています。しかしながら、近年、林業の採算性の悪化などを背景とした人工林の管理水準の低下などにより、森林の持つ多面的な環境保全機能が損なわれる懸念が生じており、わが国の環境に重大な影響を生じるおそれがあります。このため、森林の重要性を環境面からも適切に位置付け、これを維持、保全及び整備していくことが重要です。

（2）参加に関する取組

ア 国民の取組

環境基本計画策定後、国民の環境に対する関心はさらに高まる傾向を見せており、地方公共団体や民間団体などが地域において行う環境保全のための取組への参加も活発に

なりつつあります。このような中において、「環境影響評価法」が制定され、環境影響評価手続への国民の参加の機会が拡大されたことは、国民の環境政策への参画に向けた制度面における大きな前進と言えます。

イ 事業者の取組

経済団体連合会を中心として、地球温暖化対策について業種単位で二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に関する自主的な数値目標を掲げた取組が行われているほか、廃棄物対策などについても自主的な取組が行われており、成果を上げています。また、事業者の環境保全に対する意識の高まりを反映して、ISO14001の認証の取得数が急増したほか、環境会計や環境報告書の導入の進展などのように、自らの事業活動に環境配慮を織り込んでいく動きが本格化するきざしが見られます。

ウ 民間団体などの取組

環境基本計画策定後、民間団体などの取組は、環境保全活動への参加者の増加、地球環境問題など新たな環境分野への取組の拡大、国際的取組への積極的な参加、社会あるいは行政への提案活動の活発化などに見られるように、さらに広がりを見せています。このような中で、民間団体の活動を支援するため、平成10年に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が制定され、民間団体の活動基盤の整備が行われました。

エ 地方公共団体の取組

地方公共団体においては、住民の生活環境に対する高い関心を背景に、地域の環境政策の基本を定める条例の制定や地域の環境に関する総合的な計画の策定、環境に関する組織体制の整備などに見られるように、環境保全を地域の優先度の高い課題として位置づけた取組を進める動きが高まっています。また、地方分権推進一括法の成立に伴い地方公共団体への権限委譲が進み、地域の経営主体としての地方公共団体の機能が強化されています。このような動きが一層加速され、各種行政分野への環境配慮の積極的な織り込みが図られることを通じて、地域における環境保全のための取組がさらに総合化されていくことが期待されています。また、事業者、消費者としての行動への環境配慮の織り込みや環境に配慮した物品の購入への率先的な取組、環境管理システムの導入を行う団体が増加しています。

オ 国の取組

国は、環境基本計画に定められた各般の施策を推進するとともに、「環境影響評価法」やNPO法の制定など各主体の参加の枠組みの整備に努めてきました。また、国の自らの行動への環境配慮の織り込みに関しては、環境基本計画の定めるところに従い、国の事業者・消費者としての側面に着目した率先実行計画を平成7年に策定し、数値的目標を掲げて政府全体による取組を行っています。そのうち、政府調達の分野に関しては、平成12年にグリーン購入法が制定され、その取組の主体を国会、裁判所、特殊法人などに広げるとともに、各主体が責任を持ってその推進にあたる体制が整備されることとな

りました。また、いくつかの行政機関においては、自らの所掌事務全体を対象にした環境配慮のための方針が策定されています。

また、行政の国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の考え方の広まりなどを背景として、「行政手続法」や「情報公開法」の制定、行政機関が規制の設定または改廃にあたり事前に政省令などの原案を公表してこれに対して提出された国民の意見などを考慮して最終的な意思決定を行ういわゆるパブリック・コメントの手続の導入が行われました。これらは、環境政策の透明化を促すことになり、環境政策の枠組みづくりと事業者や国民などの取組に大きな影響を与えるものと考えられます。

このように、各主体の環境問題に対する意識や関心は高まってきており、取組の基盤も整えられつつありますが、環境問題に対する意識や関心が必ずしも環境保全に向けた具体的な行動への展開に結びついていない状況もなお多く見られます。

（３）国際的な取組

わが国は、気候変動枠組条約第３回締約国会議において「京都議定書」の採択に主導的な役割を果たすなど、国際的な枠組みの充実と強化に積極的に参加し、貢献しました。

また、経済政策と環境政策の統合に向けた経済的手法などのあり方、P R T R制度や拡大生産者責任（E P R : Extended Producer Responsibility）の検討など、国際機関における持続的発展が可能な社会を構築するための環境政策のルールづくりのための検討に参画し、それらの考え方の導入を図ってきました。

一方、平成４年に閣議決定された政府開発援助大綱や平成11年に策定された政府開発援助に関する中期政策において示された環境O D A重視という考え方に従い、わが国の環境O D Aは、質量共に充実しつつあり、O D A全体の中でも大きな柱に成長しています。

今後、国際社会において一層のイニシアティブを発揮し、国際的取組を一層進展させていくためには、その裏付けとなる国内での体制の強化や対策の一層の充実、強化を図っていく必要があります。

一方、このような政府段階の取組との連携も図りながら、民間団体あるいは地方公共団体の国際社会における活動も活発になりつつあります。また、わが国の環境N G Oは、諸外国の環境N G Oとの連携の下に、気候変動枠組条約締約国会議をはじめとする環境をめぐる国際会議への積極的参画を行っています。さらに、地方公共団体においては、アジア太平洋地域の地方公共団体を主な対象として、自らの団体における環境問題への取組を通じて得た知識や経験を活用して環境面での協力を行う事例が増加しています。このような取組は、わが国の国際的取組の厚みと広がりを増すものとして、その一層の展開が期待されます。

2 総合的取組の進展

環境と経済の統合に向けた変革を進めていくためには、主要な環境分野において、各般の施策を有機的に連携させ、環境の保全のための取組を総合的に推進していくことが重要です。以上に述べたとおり、環境基本計画策定後、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、化学物質対策及び生物多様性の保全について、枠組みの整備が進みつつあります。しかしながら、これらの分野においても、次のような点について、今後とも現行の施策の評価を行いながら、さらに必要な施策の総合的推進を図っていく必要があります。

地球温暖化対策に関しては、京都議定書の2002年（平成14年）までの発効を目指すことが政府の基本的方針です。わが国としては、わが国を含む関係国による議定書締結を可能なものとするため、国際交渉に積極的に臨み、京都議定書の2002年までの発効に向けた国際的熱意が失われないよう努めます。この国際交渉の進捗状況を見定めながら現行施策の評価を踏まえて所要の見直しを行い、わが国経済及び国民生活への影響について十分に配慮し、国民の理解と協力を得て、締結に必要な国内制度に総力で取り組みます。

廃棄物・リサイクル対策の推進については、「循環型社会形成推進基本法」に示された理念を具体化するため、実効ある循環型社会形成推進基本計画を策定する必要があります。化学物質対策に関しては、人の健康の保護の視点に加えて、化学物質の生態系に対する影響の適切な評価と管理の推進を図る視点を強化していくことが必要です。生物多様性保全に関しては、生物多様性国家戦略の進捗状況の点検の結果を踏まえ、その見直しを進めることが必要です。

一方、交通に起因する大気汚染問題については、従来から総合的な取組が行われていますが、依然として状況は深刻です。環境保全上健全な水循環などについても、従来から総合的な取組の枠組みが作られており、また、新たな総合的枠組みの整備に向けての動きも見られますが、その成果はなお十分ではありません。このため、必要な施策の総合的推進を一層図っていく必要があります。

なお、地方公共団体についても、第1部第2節1(2)エの「地方公共団体の取組」で記述したように、取組の総合化の動きが見られており、こうした動きを受け、今後さらに、地域レベルの環境政策の総合化が図られることが期待されます。

3 政策手法の進展

環境政策における政策手法に関しては、自主的取組の手法、情報的手法、手続的手法の分野を中心に新たな手法の開発や普及が進みました（第2部第2節3(1)参照）。自主的取組の手法に関しては、事業者の環境に対する意識の高まりを背景として、新たな型の環境問題や事業者の専門的知識と創意工夫なしには改善が図れない環境問題への対応を図るための手法として注目され、経済団体連合会の地球温暖化に対する取組をはじめ、化学物質問題、廃棄物問題などへの幅広い適用が試みられています。情報的手法に関しては、環境報告書や環境ラベリングの普及と充実が進みつつあるのをはじめ、ガイ

ラインの策定などによる環境会計システムの確立やその普及促進に向けての検討の進展、あるいは、製品の製造に伴う環境負荷を全体的に把握するために製品の製造から廃棄に至るすべての段階で生ずる環境負荷を洗い出し、評価、分析するライフサイクル・アセスメント（LCA）の調査・研究の活発化などが見られます。手続的手法に関しては、「環境影響評価法」の制定により環境影響評価（環境アセスメント）の法的基盤が確立されたことや、ISO14001の認証取得をはじめとする環境管理システムの事業者への導入の活発化など注目すべき前進が見られました。

一方、目標の提示や一定の手順、手続の義務付けなどにより間接的に規制を行う枠組規制的手法に関しては、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が制定されました。さらに経済的手法に関しては、措置を講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響などについての調査研究が行われています。

環境と経済の統合については、このような政策手法間の連携や複数の手法の適切な組合せが重要ですが、そのような政策パッケージの形成については必ずしも十分な検討が行われていない状況です。

第3節 21世紀初頭における環境政策の課題

このように、わが国においては、平成6年の環境基本計画の策定以降、持続可能な社会の構築に向け、国際社会との連携の下に、各主体がそれぞれの立場から取組を展開し、一定の前進を見ています。また、環境基本計画に掲げた四つの長期的目標もわが国の社会に浸透、定着し、本格的にその具体的展開が図られようとする段階に至っています。

しかしながら、今日、環境をめぐる状況を見ると、自動車交通に伴う環境問題や閉鎖性水域の水質汚濁問題のように、従来から取り組まれている環境問題がなお深刻であることに加え、人間活動の拡大に伴い環境負荷が大幅に増加しており、また、観測データの充実や科学的知見の深まりにつれてこれまで明らかでなかった環境問題の存在が次々と明らかになってきています。このように、環境をめぐる状況は、総じて環境政策の進展を上回る速度と広がりで見られ、このままの状態では、持続可能な社会の構築に大きな障害が生ずることが懸念されます。また、環境基本計画の点検などにおいて、環境基本計画は個別具体的な施策を統一的な方針に基づき総合的かつ体系的に推進するという点で必ずしも十分に機能しておらず、その実効性を確保していくことが重要であると指摘されています。

21世紀初頭は、20世紀における環境上の「負の遺産」の解消と環境の再生を図りながら持続可能な社会へ転換することを最大の課題とし、社会経済のあらゆる分野においてその解決に向けた取組を強化すべき重要な時期です。このような時にあたり、わが国の環境政策は、環境問題の動向とこれまでの取組の成果を踏まえ、持続可能な社会の構築のための戦略を示し、経済的側面、社会的側面、環境の側面の各側面を視野に置き、環境面において直面する数多くの問題の根本的解決を図りうるものへとさらなる展開を図っていく必要があります。

このような観点から見た場合、21世紀初頭における環境政策の展開のために本計画が対応を図るべき中心的な課題は、次の二つです。

第一は、持続可能な社会の構築に向けた国民的な合意を形成し、各主体の取組の強化を図ることです。そのため、社会経済活動のあらゆる場面に環境配慮を織り込み、あらゆる政策手段を活用し、あらゆる主体の参加を確保し、地域段階から国際段階まであらゆる段階における取組を推進することにより、国民や事業者における環境に対する意識の高まりが環境保全に向けた具体的な行動につながっていくような環境を整えることです。

第二は、環境問題が国民の日常生活や通常の事業活動と深く結びついていることを踏まえ、社会経済活動のあり方や生活様式の転換を図るなど、環境問題の根源に遡った対応を図ることです。そのため、環境政策の基本的な考え方を明らかにしながら、政策展開の総合的な枠組みの形成や施策のパッケージ化を図り、優先順位を明らかにした重点的かつ効率的な政策展開を図ることが必要です。

本計画においては、このような課題への対応を図っていくため、第2部において持続可能な社会を目指して環境政策の総合的な展開を図っていくための考え方を示すとともに、第3部において、これを重点的、効果的に達成するため、計画期間中において戦略的に取り組むべき重要な取組事項を示すこととしました。

なお、そのような取組の推進に際しては、次のような点に特に留意することとしました。

わが国の社会経済の趨勢や国際社会の動向を踏まえ、エネルギー政策など関連政策との連携を図りながら、長期的、大局的視点に立った政策展開を図ること。

科学的知見の充実を図るとともに、公害問題をはじめとするこれまでの環境問題に関する経験を踏まえ、先見性豊かな、予防的方策を含む政策展開を図ること。

国民の日常生活や通常の事業活動に起因し、不特定多数の者が関与する環境問題の増加やダイオキシン類による人の健康や生態系に対する影響や内分泌かく乱化学物質に対する懸念への対応など、環境問題の構造の変化に対応した政策手法を開発するとともに、それらの適切な組合せを図りながら政策を展開すること。

環境負荷削減のための技術をはじめ、環境保全に資する科学技術の推進を図ることなどにより、科学技術の環境保全に寄与する側面を伸長させること。

情報公開の推進や行政手続の公正の確保と透明性の向上、国民に対するアカウンタビリティ（説明責任）の重視、政策評価の導入、地方分権の推進、規制緩和の推進など、わが国の行政をめぐる基本的な潮流を踏まえた政策展開を図ること。

第2部 21世紀初頭における環境政策の展開の方向

第1節 持続可能な社会を目指して

1 人と環境の望ましい関係

「環境基本法」は、環境政策の基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等(第3条)」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築(第4条)」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進(第5条)」を掲げています。新たな環境基本計画は、このような「環境基本法」の基本理念を具体化していくための戦略を明らかにしようとするものです。

大気、水、土壌及び生物などの間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによってはじめて成り立っている環境は、決して無限のものではありません。環境は、人類を含む地球上のすべての生物の存続の基盤であり、その活動の前提であるとともに、その恵沢は、現在世代と将来世代が共有すべきものです。

このような環境の構成要素を良好な状態に保全し、また、その全体を自然の系として健全に維持していくことは、現在世代の私たちが果たすべき責任であるとともに、将来世代に対する責任でもあります。この責任を果たすため、私たちは、環境への負荷が環境の復元能力を超えて、重大なあるいは取り返しのつかない影響を及ぼすことがないように、先見性を持って私たちの行動に環境配慮を織り込み、自然の物質循環を尊重しながら、多様な自然や生物と共に生きることを目指していく必要があります。

2 持続可能な社会の構築

持続可能な社会は、このような環境の持つ重要な意義を踏まえながら、国民に対し、環境の側面はもとより、経済的な側面、社会的な側面においても可能な限り、高い質の生活を保障する社会でなければなりません。すなわち、これら三つの側面から社会経済の成長や生活の質が評価され、それら三つの側面を統合的に視野に入れた政策の展開が図られる社会でなければなりません。

持続可能な社会は、社会全体が環境の側面から見て健全性を保っていることが必要です。そのためには、フローの面においては、社会経済活動からの環境負荷が環境の許容範囲内にとどまり、人の健康などに悪影響を与えないことが必要です。また、ストックの面においては、可能な限り環境上の「負の遺産」を解消し、将来世代により良好なものとして環境を継承していく社会でなければなりません。

持続可能な社会は、環境を構成する大気、水、土壌、生物間の相互関係により形成される諸システムとの間に健全な関係を保ち、それらのシステムに悪影響を与えないことが必要です。このような状態を保っていくためには、社会経済活動を可能な限り、次のような方向に沿って営んでいくことが必要です。

「再生可能な資源」は、長期的再生産が可能な範囲で利用されること

「再生不可能な資源」は、他の物質やエネルギー源でその機能を代替できる範囲内で利用が行われること

人間活動からの環境負荷の排出が環境の自浄能力の範囲内にとどめられること

人間活動が生態系の機能を維持できる範囲内で行われていること

種や地域個体群の絶滅など不可逆的な生物多様性の減少を回避すること

持続可能な社会は、可能な限り、環境負荷を生み出す資源・エネルギーの使用が効率化され、生産活動や消費活動の単位当たりの環境負荷が低減された社会、すなわち、資源・エネルギー効率性と環境効率性の両面において高い効率性が達成された社会でなければなりません。このような社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生産と消費のパターンから脱却し、経済の成熟化を伴いながら、資源とエネルギーの大量消費に依存しない新しい段階に移行していく社会でなければなりません。

持続可能な社会においては、循環を基調として社会経済のシステムや社会基盤が形成されなければなりません。

また、人間活動は、国土の多様な生態系が健全に維持されるとともに、人と自然との豊かなふれあいが確保されるよう、人と自然との微妙な関係を考慮しながら、生態系から享受している様々な恵みを減ずることのないように、行われなければなりません。

持続可能な社会の構築のためには、各主体が自らの行動に十分な環境配慮を織り込んでいく必要があります。そのためには、環境を大切にしようとする考え方が社会全体に広まり、社会の中で環境配慮に関するルールや社会基盤が用意され、各主体が自然な形で、容易に環境配慮のための取組を実行できることが必要です。また、人間活動の規模の拡大と国境を越えた展開に伴い、環境問題が地球規模の広がりを見せ、環境分野での国際的な枠組み形成の動きが進む中において、私たちの目指す社会は、それらの動きに適合するだけでなく、わが国固有の能力と経験をいかし、よりよい地球環境の形成に向けてリーダーシップを発揮することが可能な社会でなければなりません。

(長期的目標)

「環境基本法」の環境政策の理念を実現し、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図っていくために、次の四つの長期的目標を掲げます。私たちは、現在世代及び将来世代が共に環境の恵沢を享受しうるよう、「循環」と

「共生」の考え方に基づき、社会経済システムや社会基盤を形成していくことを目指します。また、「循環」と「共生」を実現していくため、「参加」を進めていきます。さらに、国際的な相互依存が深まる中において持続可能な社会を形成するためには、地球環境問題への地球規模での取組が必要であることを踏まえ、「国際的取組」を進めていきます。

【循環】

大気環境、水環境、土壌環境などへの負荷が自然の物質循環を損なうことによって環境が悪化することを防止します。このため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの利用の面でより一層の効率化を図り、再生可能な資源の利用の推進、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処分を図るなど、物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする社会経済システムを実現します。

【共生】

大気、水、土壌及び多様な生物などと人間の営みとの相互作用により形成される環境の特性に応じて、かけがえのない貴重な自然の保全、二次的自然環境の維持管理、自然的環境の回復及び野生生物の保護管理など、保護あるいは整備などの形で環境に適切に働きかけ、社会経済活動を自然環境に調和したものとしながら、その賢明な利用を図るとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保を図るなど自然と人との間に豊かな交流を保ちます。これらによって、健全な生態系を維持、回復し、自然と人間との共生を確保します。

【参加】

「循環」と「共生」を実現するため、各主体が、人間と環境との関わりについて理解し、汚染者負担の原則などを踏まえつつ、環境へ与える負荷、環境から得る恵み及び環境保全に寄与しうる能力などに照らしてそれぞれの立場に応じた公平な役割分担を図りながら、社会の高度情報化に伴い形成されつつある各主体間の情報ネットワークも積極的に活用して相互に協力、連携し、長期的視野に立って総合的かつ計画的に環境保全のための取組を進めます。特に、浪費的な使い捨ての生活様式を見直すなど日常生活や事業活動における価値観と行動様式を変革し、あらゆる主体の社会経済活動に環境への配慮を組み込んでいきます。

これらによって、あらゆる主体が環境への負荷の低減や環境の特性に応じた賢明な利用などに自主的積極的に取り組み、環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を実現します。

【国際的取組】

地球環境の保全は、ひとりわが国のみでは解決ができない人類共通の課題であり、各国が協力して取り組むべき問題です。わが国の社会経済活動は、世界と密接な相互依存

関係にあるとともに世界の中で大きな位置を占めており、地球環境から様々な恵沢を受取る一方、大きな影響を及ぼしています。

わが国は、持続可能な社会を率先して構築します。そして、地球環境の保全のため、わが国の取組の成果や深刻な公害問題の克服に向けた努力の結果得られた経験や技術などを活用し、地球環境を共有する各国との国際的協調の下に、わが国が国際社会に占める地位にふさわしい国際的イニシアティブを発揮して、国際的取組を推進します。そのため、あらゆる主体が積極的に行動します。

第2節 持続可能な社会の構築に向けた環境政策

1 基本的な考え方

(1) 社会の諸側面を踏まえた環境政策

持続可能な社会を構築していくためには、環境問題の根本にある社会のあり方そのものを転換していくことが不可欠です。そのような転換を行っていくため、経済的側面、社会的側面、環境の側面という社会経済活動の各側面を統合的にとらえ、環境政策を展開していく「統合的アプローチ」を環境政策の基本的な考え方として採用します。

なお、これら社会の三つの側面の関係については、環境が人類の生存基盤であり、社会経済活動は良好な環境があって初めて持続的に行うことができるといえます。このため、資源効率やエネルギー効率の向上など経済効率性の向上が環境面の改善にも寄与する余地があると考えられるもの、すなわち、環境と経済の双方の側面から見て望ましいと思われる施策は優先的に採用されるべきものと考えます。

(2) 生態系の価値を踏まえた環境政策

すべての社会経済活動は、人類の存続の基盤となっている生態系のもたらす様々な恵みなしには成り立ちません。自然資源を利用する社会経済活動は、人間がその構成要素となっている生態系が複雑で絶えず変化し続けているものであること及び生態系が健全な状態で存在していることそれ自体に価値があることを十分に認識し、このことを前提として行わなければなりません。また、それらの活動は、生態系の構造と機能を維持できるような範囲内で、また、その価値を将来にわたって減ずることのないように行われる必要があります。

(3) 環境政策の指針となる四つの考え方

汚染者負担の原則、環境効率性、予防的な方策及び環境リスクの四つの考え方は、今後

の環境政策の基本的な指針と考えます。

ア 汚染者負担の原則

社会経済に環境配慮を織り込み、希少な環境資源の合理的利用を促進するための最も基本的な方策は、生産と消費の過程における環境の汚染のコストを市場価格に内部化することです。そのような観点から、汚染者負担の原則を環境保全のための措置に関する費用の配分の基準として活用します。

イ 環境効率性

持続可能な社会を構築していくためには、経済活動の評価に環境保全における効率性の視点を導入することが必要です。すなわち、技術の向上や経済効率性の向上を通じて一単位当たりの物の生産やサービスの提供から生じる環境負荷の低減を目指す環境効率性の考え方について、生産現場から社会全体に至る各レベルにおいて採用し、物の生産やサービスの提供に伴う環境負荷の低減の目標設定あるいは改善効果の評価に活用します。環境効率性は経済と環境の双方に利益をもたらすアプローチを具体化する際の指標としての役割も担います。

ウ 予防的な方策

環境問題の中には、科学的知見が十分に蓄積されていないことなどから、発生の仕組みの解明や影響の予測が必ずしも十分に行われていないが、長期間にわたる極めて深刻な影響あるいは不可逆的な影響をもたらすおそれが指摘されている問題があります。このような問題については、完全な科学的証拠が欠如していることを対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら、必要に応じ、予防的な方策を講じます。

エ 環境リスク

内分泌かく乱化学物質などの化学物質による人の健康や生態系への影響をはじめとして、不確実性を伴う環境問題への対処が今日の環境政策の重要な課題です。このような環境問題について、科学的知見に基づき環境上の影響の大きさや発現の可能性などを予測し、対策実施の必要性や緊急性を評価して、政策判断の根拠を示すための考え方として、環境リスクの考え方を活用します。環境リスクの考え方は、多数の要因を考慮して政策と取組の優先順位を判断する場合や、環境媒体あるいは各分野を横断した効果的、統合的な対策を推進する場合の考え方として有用です。

(4) 環境上の「負の遺産」の解消

有害物質による土壌や地下水の汚染、難分解性有害物質の処理問題、地球温暖化問題やオゾン層の破壊問題など、環境上の「負の遺産」については、現在世代の責務として、これまでの蓄積も含め、将来世代に環境影響を可能な限り残さないことを目指します。このため、「負の遺産」の状況の把握、原因となる環境負荷の排出の抑制、難分解性の有害物質の管理や処理などを進めます。このような取組が進むように社会経済システムの転換、

調査研究や対策技術の開発、環境投資の推進、環境教育・環境学習などによる各主体の意識の向上などを図ります。

2 あらゆる場面における環境配慮の織り込み

持続可能な社会を構築していくためには、国民及び事業者などの意識や行動が持続可能な社会を目指す方向に沿ったものとなり、各主体の行動に自ずから環境配慮が織り込まれていくことが不可欠です。

一方、各主体が持続可能な方向に沿った生活様式を選択し、自らの行動に環境配慮を織り込んでいこうとする場合に、これを容易にする社会環境が整っていることも必要です。

したがって、国民及び事業者などの意識や行動の転換と社会のあり方の転換を同時並行的に推進していきます。

また、社会のあり方の転換にあたっては、社会経済が営まれる各段階、各局面において環境配慮を織り込んでいく必要があります。その際、国民及び事業者などの社会経済活動の前提となっている社会経済システムや国土の利用を十分な環境配慮が行われたものにしていくことが重要です。このため、可能な限り、それらのあり方を決定する際意思決定過程に自律的に環境配慮を織り込む仕組みを導入していくことを目指します。

国民及び事業者などの意識や行動については、環境に対する責任意識に裏打ちされ、資源・エネルギーの循環的あるいは効率的利用が徹底した、より環境への負荷の少ない洗練された生産と消費のパターンを前提としたものに転換していくことを目指します。

このため、そのような社会を構築するための道筋を提示して、社会転換のための条件整備を図ります。

また、汚染者負担の原則の普及を通じ、環境の利用のコストについては、環境を利用する者が支払うことが当然であるという考え方の浸透を図ります。

さらに、国民及び事業者や行政などの各主体間のパートナーシップの確立や環境に関する情報の収集と提供、幅広い実践的な環境教育・環境学習の展開を図ります。これらに加え、社会が持続可能な方向にあるかどうかを測定しうる新たな指標や国民及び事業者などが自らの行動を環境保全の観点から自主的に点検しうる方策の開発を推進します。

社会経済システムに関しては、環境負荷に直結する資源採取、生産、流通、消費、廃棄に関連するシステムにおける環境配慮をより確実なものとするため、関係主体が環境配慮を行う機会を事業などの企画や立案などの意思決定過程に適切に組み込んでいくことを促進します。また、社会全体の方向に大きな影響力を持つ税財政のシステムや金融システムについて、環境施策全体の中での位置付けを踏まえながら、環境保全の観点にも配慮した検討を行います。

国土の利用に関しては、施策の展開における環境配慮のあり方を必要に応じて見直し、

環境配慮の織り込みを推進します。また、地域づくりなどにおいても環境配慮の織り込みを推進します。さらに、国土の開発整備や土地利用に関する各種計画と環境保全に関する計画との相互の連携を図ります。

特に、社会基盤の整備と運営に関しては、それらが持続可能な社会の構築のための基本的方向に沿ったものとなるよう、必要な環境配慮を織り込むとともに、環境負荷の低減や処理、環境の維持、復元、創造、環境に関する技術開発、モニタリングなどのために必要な投資について、一層の推進を図ります。また、社会基盤の整備に関する事業の実施に際して必要な環境配慮が行われるよう、それらの意思決定過程に環境配慮の機会を適切に組み込んでいくために必要な検討を行っていきます。

さらに、国土面積の7割を占め、わが国の環境の重要な構成要素である森林については、その生態的な健全性を確保し、森林の有する多様な機能を持続的に発揮させていくことが重要であることから、森林の積極的な維持、保全及び整備に努めるとともに、木材資源の有効利用を推進していきます。

3 あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ

環境問題の構造の変化に適切に対応して持続可能な社会への転換を図るため、新たな政策手段の開発や既存の政策手段の改良、適用範囲の拡大などを行いながら、社会経済の環境配慮のための仕組み、環境投資、環境教育・環境学習、情報提供及び科学技術など、あらゆる政策手段の適切な活用を図ります。また、政策のベスト・ミックス(最適な組合せ)の観点からそれらを適切に組み合わせる政策パッケージを形成し、相乗的な効果を発揮させることに努めます。

そのような施策の展開にあたっては、自主的な環境保全のための行動の促進、環境利用のコストの内部化、環境配慮を意思決定過程などへ織り込む仕組みの構築に特に留意します。

(1) 社会経済の環境配慮のための仕組み

社会経済システムに環境配慮を織り込むための仕組み、すなわち「社会経済の環境配慮のための仕組み」は、主として社会経済システムを構築する際の政策手法として用いられるものであり、開発途上にある手法も含め、極めて多様性に富んでいます。環境配慮のための仕組みについては、それぞれの手法の適性や有効な範囲を踏まえ、次のような考え方の下に適用していきます。なお、その適用にあたっては、以降に示す政策のベスト・ミックスの考え方の下に、その分野における最も適切な政策手法を中心として、複数の政策手法を組み合わせる政策パッケージを形成し、個々の手法の短所を補い、政策効果を最大限に高めることに留意します。

ア 直接規制的手法

直接規制的手法は、社会全体として達成すべき一定の目標と最低限の遵守事項を示し、

これを法令に基づく統制的手段を用いて達成しようとする手法です。この手法については、生命や健康の維持のような社会全体として一定の水準を確保する必要があるナショナル・ミニマム的な性格を持っている事項を中心に引き続き活用します。しかしながら、社会的に見てより低い費用で柔軟かつ効率的に政策目的を達成しうる政策手法がある場合には、必要に応じ、そのような政策手法への移行を検討します。また、直接規制的手法は他の政策手法との適切な組合せによって、より大きな効果を発揮する場合もあるため、直接規制的手法の適用にあたっては、他の政策手法との効果的な組合せの可能性についても検討します。

イ 枠組規制的手法

枠組規制的手法は、直接的に具体的行為の禁止、制限や義務づけを行わず、目標を提示してその達成を義務づけ、あるいは一定の手順や手続きを踏むことを義務づけることなどによって規制の目的を達成しようとする手法です。この手法は、人の生命や健康などへの被害が及ぶおそれがある環境問題への対処が必要な場合において、いまだ原因となる行為や物質などが特定できないために汚染物質と被害の因果関係の面などから直ちに直接規制的手法を用いることができない場合であっても、規制を受ける者の創意工夫をいかにしながら、効果的に予防的あるいは先行的な措置を行いうるという特徴を有しています。今後、その特徴をいかした幅広い活用を検討します。

ウ 経済的手法

経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする手法であり、持続可能な社会の構築のために必要とされる環境と経済の統合の考え方に寄与し得ます。

特に、製品・サービスの取引価格に環境コストを適切に反映させるために経済的負担を課す環境に関する税、課徴金や預託払戻制度（デポジット制度）、排出量取引制度などは、都市・生活型の公害や廃棄物問題、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出に見られるような不特定多数の者の日常的な社会経済活動から生ずる環境負荷を低減させる点で有効性が期待されるとともに、資源の効率的配分にも資するものと考えます。

これらの経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、国民経済に与える影響、技術的革新を促進する効果、適用にあたって必要とされる行政コストなどを総合的に考えて、その適切な活用について検討します。この場合、新たな負担を広く国民に求めるような経済的手法の導入に際しては、これまで支払われてこなかった新たな負担を国民に求める可能性もあることから、国民の理解と協力を得るよう努力します。また、既存の制度についても、その制度の目的を踏まえ、環境負荷との関係について分析し、より環境負荷の削減に資するものとなるよう、必要に応じ検討を加えます。

なお、このような経済的負担を課す措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときには、その効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮します。

また、廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための経済的手法に関しては、家庭系の

廃棄物についても従量制による処理手数料の徴収の推進など適切な負担を求めることにより、廃棄物の発生抑制を図るとともに、発生者の責任を明確にし、廃棄物の適正処理やリサイクルなどのコストが社会的に適切に負担される仕組みづくりを行うため、デポジット制度などの経済的手法の活用についても幅広く検討します。

一方、環境政策における補助金については、環境への負荷の低減のための施設整備などを効果的に推進する目的で事業者の公害防止投資などに対し経済的助成を行う場合には、助成を受ける者の経済的な状況や財政支出が最終的には国民の負担となることを踏まえるとともに、国際貿易、国際投資に重大な歪みを与えることとならないよう、OECDの汚染者負担の原則を踏まえ、必要かつ適正な措置を活用します。

また、補助金全般に関しても、環境改善を促す補助金の役割に留意し、環境への負荷の減少に資する方向への移行に努めていきます。

エ 自主的取組手法

自主的取組は、事業者などが自らの行動に一定の努力目標を設けて対策を実施する自主的な環境保全のための取組であり、技術革新への誘因となり、関係者の環境意識の高揚や環境教育・環境学習にもつながるといった利点があります。自主的な取組については、事業者の専門的知識や創意工夫をいかながら複雑な環境問題に迅速かつ柔軟に対処していくための主要な政策手法の一つとして、地球環境問題や産業廃棄物問題、化学物質問題などを中心に積極的に活用していきます。なお、自主的取組を政策手法として活用していくにあたっては、実施状況の公表や行政主体などによる関与などのチェック手段の確保を図り、政策手法として明確な位置付けを行うことが望ましいと考えます。

オ 情報的手法

情報的手法は、消費者、投資家をはじめとする様々な利害関係者が、資源採取、生産、流通、消費、廃棄の各段階において、環境保全活動に積極的な事業者や環境負荷の少ない製品などを評価して選択できるよう、事業活動や製品・サービスに関して、環境負荷などに関する情報の開示と提供を進めることにより、各主体の環境に配慮した行動を促進しようとする手法です。その適用にあたっては、この手法が効果を発揮するためには、開示、提供される情報が事業活動などによる環境負荷を正しく反映したものであることが必要不可欠であることを踏まえ、情報の開示や提供の手法と合わせ、事業活動や製品などの環境面からの評価の手法の開発を進め、その普及を図ります。

カ 手続的手法

手続的手法は、各主体の意思決定過程の要所要所に環境配慮のための判断が行われる機会と環境配慮に際しての判断基準を組み込んでいく手法であり、各主体の自らの行動への環境配慮の織り込みに大きな効果を発揮します。手続的手法に関しては、環境影響評価制度の適切な運営、国、地方公共団体、事業者への環境管理システムの導入の促進、戦略的環境アセスメントのあり方の検討などを進めます。また、手続的手法の適切な運用を確保するため、環境への負荷の状況などを評価する手法の開発を進めます。

(2) 環境のための投資

持続可能な社会を構築していくためには、あらゆる投資に環境配慮を織り込んでいくとともに、持続可能な社会の構築に先導的役割を果たすよう、次のような環境投資の積極的な推進を図ります。

環境負荷の低減、処理のための投資

環境の維持、復元、創造及び健全な利用のための投資

資源・エネルギーの使用の削減、効率化、再生可能なものへの転換などのための投資

持続可能な社会に関する技術開発、モニタリングのための投資

なお、環境の恵沢を次世代に継承していくため、過去の社会経済活動に起因する環境負荷の累積、すなわち環境上の「負の遺産」についても、その解消を図るための取組を進めます。

このような考え方の下に、本計画に盛り込まれて各種整備計画などに基づいて行われる環境保全上の支障の防止のための事業や、支障の防止に資する公共的施設の整備などの事業を行うとともに、自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を行います。このような事業の推進にあたっては、環境保全経費の見積もり方針の調整を活用します。また、これらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるための必要な措置については、施設の利用面に係る措置を含めて講ずるよう努めます。その際、公共部門における投資が環境に及ぼす影響については、計画段階から調査予測を行い、その結果に基づき十分な環境保全対策を講ずることを基本とします。

これらの投資においては、投資の効率化に努めるとともに、新たな環境負荷の発生抑制の観点から、可能な限り既存の社会資本のストックの有効な活用を図ります。また、今後、社会資本の更新の必要が生じた場合には、更新により生じる廃棄物の有効利用に留意するとともに、積極的に環境配慮型の施設を整備します。その際、循環型社会の実現のために必要とされる社会資本の整備については特段の配慮を行います。

なお、PFI (Private Finance Initiative、民間主導の公共サービス提供) などによる社会資本整備への民間活力の導入にあたっては、環境面に十分配慮した運営に努めます。

また、公共部門の投資に関しては、環境保全上の効果についても適切な評価を行うための取組を進めます。

一方、民間投資に関しては、行政の関与、特に規制を必要最小限度にとどめることを前提とします。その上で、環境保全に係る外部不経済性が強く見られる場合などにおいては、市場価格に環境利用のコストや環境容量の制約条件が適切に織り込まれるように努めます。また、民間における環境投資の促進と一体となった社会基盤の整備、需要面からの環境投資の促進、環境投資のための資金調達の円滑化、環境投資のための支援の枠組みについて検討を行い、民間における環境投資のための環境整備に努めます。特に、循環型社会の形成を図るため、廃棄物等の発生抑制(リデュース)、部品などの再使用(リユース)、

原材料としての再利用（リサイクル）に関する投資の促進に資する制度の着実な実施を図ります。さらに、必要に応じて適切な制度の整備を行います。

なお、公共部門において行われる環境投資のうち、民間部門に委ねることが可能であり、かつ、それが適切な場合には、公共性を担保する措置を講じながら、その実現を図ることを検討します。

また、森林については、森林が環境の保全に果たしている多面的な機能の重要性を踏まえ、積極的な維持、保全及び整備に努めるとともに、木材資源の有効利用を推進します。

（３）環境教育・環境学習

環境教育・環境学習は、各主体の環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、問題解決能力を育成し、各主体の取組の基礎と動機を形成することにより、各主体の行動への環境配慮の織り込みを促進するものです。

このような観点から、環境教育・環境学習は、一般的で基礎的なものから専門的なものまでを、各主体の行動の特性を踏まえて効果的に、広く国民を対象として実施します。特に、環境保全のための取組に重要な役割を担う者や次世代を担う年齢層については、環境教育・環境学習の必要性が高く、その実施の効果も大きいと考えられることから、重点的な実施を図ります。

また、環境教育・環境学習の内容については、従来から行われている環境汚染や自然保護の枠にとどまらず、消費、エネルギー、食、住、人口、歴史、文化などの多岐にわたる要素を含めた持続可能な社会実現のためのものへと幅を広げるとともに、知識蓄積型ではない、「体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、そして行動する」という過程を重視した環境教育・環境学習への拡大を推進していきます。

さらに、国民一人一人を中心に位置付けて、地域の行政が学校、民間団体、事業者などのパートナーシップによる連携の下で環境教育・環境学習のための施策を展開できるよう、国は、環境教育・環境学習の基盤となる施策を推進します。

（４）科学技術

豊富で質の高いデータなどに基づき環境の変化とそれが社会に与える影響を予測することは、環境政策の基礎となるものです。また、持続可能な社会を構築していくためには、環境保全に関する技術の開発と普及を図ることが必要不可欠です。環境に関する調査研究、監視・観測などや環境保全に関する技術は、このような意味において、環境を保全していくために欠くことができない知的基盤として強い公共的性格を有します。また、これらは、エコビジネスなど新たな事業の源泉ともなります。

このような観点から、科学技術基本計画などを踏まえ、幅広い分野において、環境に関する調査研究、監視・観測などの充実と環境保全に関する技術の振興を図るとともに、そ

の基盤整備を推進します。特に地球環境問題や化学物質問題については、その解決に向け、適切な研究体制の整備を図りながら、十分な科学的知見を蓄積し、環境変化の機構の解明や影響の予測などを進めます。また、国際的な連携と協力の促進や地方公共団体、民間団体などにおける取組の支援などを実施します。

この場合、民間の取組に対する行政の関与は、比較的市場に乗りやすいものについては必要最小限度にとどめ、市場に任せただけには十分な実施が期待できないものについて支援の枠組みなどを検討します。また、民間の研究や技術開発を促進するため、環境政策の方向や目標を明確にした上で、技術を適用した場合の効果や環境への影響などに十分配慮しながら、産業界との連携の下に国家産業技術戦略などの着実な実施を図ります。

一方、公的部門においては、環境研究及び環境技術開発は研究・技術開発の重点分野の一つとして位置づけられており、多くの機関が様々な観点から多くの取組を行っています。それらの事業の効果を高めるため、研究・技術開発に関する全体を通じた明確な戦略の樹立や各種観測データの円滑な利用のための体制の整備などを通じて、それら機関相互の連携を図っていきます。

なお、環境技術の開発と普及に関しては、新技術の開発のみならず、既存技術の普及や新たな組合せの検討を行うとともに、地域の自然的、社会的、経済的な状況に適した技術についても、その蓄積を含めて十分な取組を行います。

また、地域におけるニーズに適切に対応するためには、地域において各主体間の連携と調整の下に環境研究と技術開発が行われる必要がありますが、その際、地方公共団体の環境・公害研究機関がこのような取組の中核的機能を担うことが期待されます。

4 あらゆる主体の参加

環境政策の展開にあたっては、あらゆる主体が持続可能な社会の構築に参加する社会の実現を目指す「参加」の考え方の下に、各主体の政策決定への参画と自主的な環境保全の行動を促進することを政策の基本に据え、各種の政策手段によってこれを促進することが必要です。

また、社会を構成するあらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚するとともに、環境保全に関して担うべき役割と環境保全に参加する意義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、自主的積極的に環境負荷を可能な限り低減していくことを目指すことが必要です。さらに、そのような取組の連携を強化していくことにより、各主体が互いに他の主体の環境配慮に資する行動を助長しあい、環境に対する配慮を一層行いやすくする社会環境を整えていくことも必要です。

あらゆる主体の参加のための取組を推進していくためには、各主体が自らの行動が環境に対してどのような影響を与えており、環境を保全していくためどのような行動を行うことが期待されているかということについて、具体的に認識することが重要です。

このため、国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国が担うべき役割を本計画におい

て明らかにし、これを踏まえ、環境教育・環境学習の推進や積極的な情報の提供、各主体間の対話の促進、各主体の取組のネットワーク化やパートナーシップの構築などを通じて、各主体相互の協力と連携を図りながら、各主体の自主的積極的取組を促進します。

また、そのような取組において、各主体の役割の分担を公平なものにするためには、環境利用のコストを価格に織り込むことを求める「汚染者負担の原則」や、生産した製品などについて生産者自らが、製品などが使用されて廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任（EPR）」の考え方を踏まえ、各主体が責任ある行動をとることが重要です。同様に、自然の恵沢の享受と保全に関しては、受益と負担の両面にわたって社会的公正が確保されることが重要です。

（１）国民

今日、国民の日常生活に起因する環境負荷が増大する中であって、国民の生活様式を持続可能なものに転換していくことが必要です。特に、地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題や、閉鎖性水域の富栄養化問題、交通公害問題、近隣騒音問題などのように個人の行動が直接に環境負荷の削減に結びつく分野においては、個人の行動による直接的な効果が期待されます。

このため、国民は、人間と環境との関わりについての理解を深め、自己の行動への環境配慮の織り込みに努め、日常生活に起因する環境への負荷の低減に努めることが必要であり、また、身近な環境をよりよいものにしていくための行動を自主的積極的に進めることが重要です。

また、環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広くいかされるよう、女性の地位向上などに係る施策とあいまって、環境の分野において男女の共同参画を進めることや、次世代を担う子どもや青年が環境保全について理解を深め、これに取り組むことが重要です。

さらに、環境に配慮した製品を優先的に購入する「グリーン購入」や、環境保全への取組を促進する金融商品の利用などについては、個人が消費者、投資者、労働者の立場で事業者積極的に働きかけ、事業者の環境保全への取組を促すものとして効果があります。国民には、他の主体の環境配慮を促すそのような行動を自主的積極的にとることが期待されます。

なお、持続可能な社会を構築するためには、政策決定過程に国民の意見を反映させることが重要であり、そのための適切な機会を設けることに留意する必要があります。

（２）事業者

今日、通常の事業活動に起因する環境への負荷が増大している中であって、経済活動の大きな部分を占める事業者の取組が極めて重要です。様々な事業活動に際して、公害防止のための取組はもとより、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、生産工程や流通过程からの環境負荷の削減など、製品やサービスのライフサイクル全体を見渡した取組

を自主的積極的に進めることが必要です。

特に、事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や、環境に配慮した製品設計の実施、製品の流通方式における工夫などにより、消費や廃棄の段階における環境負荷の低減にも寄与しうる立場にあり、そのような面において、その能力をいかした積極的な取組を行うことが必要です。

また、環境保全に資する製品やサービスを提供するエコビジネスは、各主体の環境保全のための取組の基盤の整備に資するものとして、環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成に重要な役割を担うものであり、積極的な展開が期待されます。

さらに、事業者の行動への環境配慮の織り込みをより普遍的なものにしていくため、事業者が環境管理システムなどの適切な環境管理のための仕組みを導入して環境に配慮した事業活動を行うことが期待されます。また、その成果が、環境会計、環境パフォーマンス評価、ライフサイクル・アセスメント（LCA）などを活用して適切に評価され、環境報告書や環境ラベルなどによって適切に情報開示されることにより、消費者や投資家などの環境配慮型の行動と呼応して環境配慮型の行動が拡大、助長されていく社会的なサイクルが形成されていくことが期待されます。

このような個別的な事業者の取組に加え、事業者が集団的に環境保全のための取組を行う事例が増加しており、そのような取組の拡大が社会全体の環境保全の取組の目標設定に寄与していくことが期待されます。

（３）民間団体

国民や事業者により組織され、緑化活動、リサイクル活動、ナショナルトラスト運動、啓発活動、調査研究その他の環境保全に関する活動を行う非営利的な民間団体は、自律的、組織的に幅広い活動を活発に行うことにより環境保全のための取組に関する基盤を形成するなど、大きな役割を果たしています。民間団体は、あらゆる主体が環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を構築していく上で、取組の結節点として重要な役割を果たすと考えられ、特に、草の根の活動や民間国際協力などきめ細かな活動への期待は大きくなっています。

また、このような民間団体のみならず、生産者団体、消費者団体、労働組合など、幅広い民間団体の参加が重要となってきました。

さらに、民間団体の役割としては、自ら具体的な環境保全活動を行うことのほか、行政、事業者、個人など各主体の取組を評価すること、専門的な情報を国民に分かりやすく伝達することなどにより各主体の情報の橋渡しを行うこと、自らの専門的能力をいかした提言を行うことなどが期待されます。

（４）地方公共団体

地方公共団体は、持続可能な社会の構築の基礎である地域の環境保全に関して主要な推進者としての役割を担うとともに、地域の取組の調整者としての役割を担います。このため、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じて、地域における取組の目標や方向

性などの提示、各種制度の設定や社会資本整備などの基盤づくり、各主体の行動の促進など、事業者、住民、民間団体や国の関係機関と協力、連携し、地域における環境保全施策を総合的に展開する必要があります。

また、自らの行動に関しては、事業者・消費者としての活動について環境保全に資する行動を率先して実行するとともに、それ以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいくことが重要です。

(5) 国

国は、各主体の参加により社会全体としての取組が総合的に進められることにより環境が保全されるよう、各主体の参加を促進する枠組みを構築し、国民、事業者、民間団体、地方公共団体と協力、連携し、総合的に環境保全対策を推進する役割を担います。このため、環境保全の取組の目標や方向性、役割分担などを提示するとともに、社会経済システム全般の転換や国土の利用における環境配慮の織り込みなどを通じ、各主体の行動の基盤づくりを行います。

また、各主体の自主的、積極的行動を促進するため、環境教育・環境学習の推進、民間活動の支援、情報の提供などを行うとともに、各主体間の対話を促進し、取組相互のネットワーク化とパートナーシップの構築を推進します。

さらに、自らの行動に関しては、引き続き、事業者・消費者としての活動について環境保全に資する行動を率先して実行するとともに、それ以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいきます。

5 地域段階から国際段階まであらゆる段階における取組

人間活動が地球規模に拡大するにつれ、酸性雨、不正な廃棄物の越境移動に伴う環境汚染など国境を越えた広がりを持つ環境問題や、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模で影響が生じる環境問題の存在が次第に明らかになってきました。

そして、社会的、経済的に相互依存関係を深めつつある諸国家が協力してこのような問題の解決にあたらなければ、人類の生存と発展の基盤が失われてしまうという懸念が国際的に共有されるようになり、地球全体の持続可能な発展を目指した多くの国際的な枠組みづくりが進展しています。

このような中において、世界経済において大きな役割を担い、地球環境に大きな環境負荷を与えているわが国は、高い水準の科学技術の集積と産業公害問題の克服を通じて得た経験や知見、対策のノウハウの蓄積を活用し、他国の範となるよう、率先して社会を持続可能なものに転換していく必要があります。また、その成果を踏まえ、環境分野での国際的な枠組みづくりへの積極的な貢献や開発途上地域への技術的、情動的、経済的支援を通じ、国際社会に対する責務を果たしていく必要があります。

一方、国境を越え、あるいは地球規模にまで至る環境問題もその原因をたどれば、いず

れも地域における人間活動に還元されます。すなわち、アジェンダ21が示すように、地球全体の持続可能な発展を目指す取組は、地域の持続的発展を目指す取組によって、はじめて成り立つものもあります。

したがって、わが国の21世紀における環境政策は、国際段階（地球規模からわが国周辺までの様々な段階を含む。）から国内の地域段階まであらゆる段階を視野に入れ、問題の解決に適した段階での取組を中心に、それぞれの段階における取組を有機的に連携させながら、展開を図ることとします。この場合、わが国の環境は、アジア太平洋地域全体の環境と密接不可分なものであることを認識し、地域の環境管理は同じ地域に属する国々が協働して推進すべきとの考え方の下に、アジア太平洋地域の他の諸国との間に、地域の環境問題に関する共通の理解と密接かつ重層的なパートナーシップの構築に努めるものとします。

第3節 21世紀初頭における環境政策の重点分野

今日の環境問題は、極めて様々なものがあるばかりでなく、それらが相互に複雑に絡み合っており、これに対応するための施策も広範多岐にわたります。持続可能な社会を構築していくためには、個別の環境問題に即して展開されている各般の施策を、問題相互の関連を明らかにしながら、総合的な観点から推進する必要があります。その際、限られた財源を無駄なく活用するために、問題の緊急性、重要性に応じて、優先的に取り上げるべき施策に重点的に取り組む必要があります。

本計画においては、このような考え方に基づき、国民のニーズや対応の緊急性、環境政策全般の効果的実施の必要性、統合的アプローチに立脚した環境政策の総合化の必要性などの観点を踏まえ、計画期間中において優先的に取り組むべき重点分野を定めました。そして、このような重点分野に即し、持続可能な社会を構築していくための戦略を示すため、問題の性質や構造を分析し、その問題の課題を明示した上で、課題を解決するために重点的に取り組むべき施策の道筋を提示することとしました。第3部第1章は、このような観点から、重点的に取り組むべき施策を戦略的プログラムと名付けて提示しています。

本計画においては、11の分野を重点分野としていますが、重点分野のうち、第1節から第6節は、政策課題に関する分野、第7節から第9節は政策手段に関する分野、第10節及び第11節は、領域を横断する取組の必要性に着目して選定しました。これらの重点分野は、次のような考え方に基づいて選定しました。

環境問題は、極めて広範多岐にわたりますが、「地球温暖化対策」（第1節）は、地球環境保全のための最も緊急の課題であり、また、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」（第2節）は、生産と消費のパターンを持続可能なものに変えることによって、環境負荷を低減し、環境問題の抜本的な解決を図っていくために基本となる重要な取組です。本計画においては、これらの2つの問題を中心に、一部に国民の生活環境へ

の影響をもたらしている「交通に起因する環境問題」(第3節)、水質の悪化など様々な水環境に関する問題の背景にある「環境保全上健全な水循環に関する問題」(第4節)、健康や生態系への影響に対して国民の懸念が高まっている「化学物質問題」(第5節)、近年における種の絶滅の加速化などに伴って人類の存続の基盤である環境に不可逆的な影響を生ずることが懸念される「生物多様性の保全の問題」(第6節)という6つの課題領域について特に重点的に取り組みます。

また、このような取組を効果的に進めて持続可能な社会を構築していくために、多様な政策手段について整備を急ぐ必要があります。このような観点から、「環境教育・環境学習」(第7節)、「社会経済の環境配慮のための仕組み」(第8節)、「環境投資」(第9節)の三つの政策手段について、その充実を図るための方向性を明らかにして、重点的に取り組みます。

さらに、持続可能な社会の構築のためには、地域段階の取組から国際的段階に至る様々な段階で、領域を横断する取組が相互に有機的に連携しながら進められる必要があります。このため、「地域づくり」(第10節)及び「国際的寄与・参加」(第11節)の二つの段階で総合的な取組を推進するための考え方を明らかにし、重点的に取り組みます。

今後、環境政策の総合的な推進を図っていくためには、環境保全施策の全体像を明らかにした上で、環境保全のための施策の相互の連携を図り、さらには、他の政策分野の施策と環境保全のための施策との間の十分な連携を確保することによって、すべての施策が全体として持続可能な社会という大きな方向性に沿ったものとなることが重要です。このような考えの下、第3部では、第1章において戦略的プログラムを提示しました。第2章においては、現在実施されている施策を中心に環境保全施策の全体像を体系的に記述しました。特に第2章は、環境保全施策の全体像について関係主体の共通認識を深め、政策のベスト・ミックスなど今後の環境政策の総合的展開に資することを目的としたものです。

第3部 各種環境保全施策の具体的な展開

第3部は、第2部に示された環境政策の方向性に沿って、今後計画期間中に具体的に展開される各種環境保全施策について述べています。第1章においては、第2部第3節で選定された重点分野に即して、持続可能な社会の構築に向けた戦略を示す「戦略的プログラム」を定め、第2章においては、環境保全施策の全体像を体系的に示しています。

第1章 戦略的プログラムの展開

限られた人的、物的資源を有効に活用して政策を展開するためには、総合的な観点から諸施策についての選択肢を検討し、優先的施策を選択して、持続可能な社会の構築を戦略的な観点から進める必要があります。このため、国民のニーズや対応の緊急性、環境政策全般の効果的実施のための必要性、統合的アプローチに立脚した環境政策の総合化の必要性などの観点から見て、本計画期間中に前進を図る必要性が高い次の11の分野を取り挙げ、問題の現状と課題を踏まえ、課題解決に必要な施策の基本的方向性と重点的取組事項を明らかにします。

(環境問題の各分野に関する戦略的プログラム)

第1節 地球温暖化対策の推進

1 現状と課題

地球温暖化問題は、人間活動に伴う温室効果ガスの排出量の増加と二酸化炭素の吸収量の減少により、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地球の気候システムに危険なかく乱を生じさせるものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

19世紀末以降、地球全体の平均気温が0.3～0.6 上昇し、海面水位も10～25cm上昇しています。これは人間の活動による気候への影響が既に地球規模で現れていることを示唆しています。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の中位レベルの影響予測によると、2100年には、1900年と比較して地球全体の平均気温が2 上昇し、海面水位は約50cm上昇すると予測されています。また、産業活動の活発化に伴い、産業革命以前の段階では280ppmv程度であった大気中の二酸化炭素濃度が、石油や石炭などの燃焼や森林伐採などによって、1999年には約368ppmvにまで上昇しています。

このような地球の温暖化は自然生態系に大きな影響を与えるおそれがあり、人間生活についても、洪水と高潮の頻発、干ばつの激化、地下水の塩水化などに伴う水資源の劣化や

減少、食料生産への影響、熱帯病の発生率の増加などの健康影響などが生ずる可能性があります。

このような状況に危機感を抱いている国際社会においては、地球温暖化問題に対処するため、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極的な目的とする」ことを定めた「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」が1992年（平成4年）5月に採択され、1994年（平成6年）3月に発効しました。この条約について、わが国は、1992年（平成4年）6月に署名し、1993年（平成5年）5月に受諾しています。

その後の国際的な動きとしては、平成9年（1997年）12月に京都で開催されたC O P 3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）において、先進国及び市場経済移行国各国の二酸化炭素等6種類の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択されるとともに、目標達成のための手段の一つとして京都メカニズムの導入が合意されました。

また、平成10年（1998年）11月に開催されたC O P 4においては、「ブエノスアイレス行動計画」が採択され、その中で京都メカニズムの具体的なルールや遵守等の問題についてC O P 6での決定を目指して検討を進めることが合意されました。

さらに、平成11年（1999年）10月から11月にかけて、ボンで行われたC O P 5においては、わが国及び多くの欧州諸国が2002年（平成14年）までの京都議定書発効の必要性を訴えました。

平成12年（2000年）11月にオランダのハーグで行われたC O P 6においては、京都議定書の早期発効を目指し、各国が京都議定書を締結可能とするべく、議定書の実施に係るルール作りについて、精力的に交渉が行われましたが、最終的な合意には至りませんでした。C O P 6は一旦中断されましたが、平成13年（2001年）に再開される予定です。

一方、国内的な動きとしては、温室効果ガスを大量に排出してきた先進国の一員として、わが国は積極的な対策の推進に努めてきました。

C O P 3終了直後の平成9年12月には、内閣総理大臣を本部長とする地球温暖化対策推進本部が設置され、同推進本部は平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」を決定しました。「地球温暖化対策推進大綱」では、京都議定書の目標を達成するための当面の地球温暖化対策が示されており、平成12年9月には第2回目のフォローアップを実施しました。

平成10年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立し、平成11年4月には「地球温暖化対策に関する基本方針」が閣議決定され、これらに基づき、わが国のすべての主体が地球温暖化対策の推進に取り組むこととされました。

また、温暖化対策の重要な柱の一つであるエネルギー需給の両面の対策を中心とした二酸化炭素排出抑制対策に関しては、エネルギー需要面の対策として、平成10年に「エネルギー使用の合理化に関する法律」の改正が行われ、エネルギー消費効率の改善や省エネルギー基準の強化等の対策が推進されています。また、エネルギー供給面の対策としては、同9年に「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」が制定され、新エネルギーの

開発と導入が積極的に推進されているほか、原子力の開発利用については、同11年原子炉等規制法の改正、同12年6月に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の制定が行われるなど、放射性廃棄物の処理処分対策等を充実させながら、安全性の確保を前提として、国民的議論を行い、国民の理解を得ながら進められています。

わが国では比較的狭い国土で高密度な経済活動が行われており、二度の石油ショックを経て産業部門を中心に省エネルギー対策が進められてきたことから、GDP当たりのエネルギー消費量及び二酸化炭素排出量は主要先進国中最も低い水準となっています。また、1998年度（平成10年度）のわが国の二酸化炭素の排出量は、対前年度比では3.8%減となっているものの、1990年度（平成2年度）比では5.6%増となっています。エネルギー起源の二酸化炭素の排出量を部門別に見ると、排出量の4割を占める産業部門については、1990年度（平成2年度）比で3.2%の減少となっています。運輸部門からの排出は年々増加しており、1990年度（平成2年度）比で21.1%増加となっています。一方、民生（家庭）部門は、1990年度（平成2年度）比で9.3%の増加となっていますが1995年度（平成7年度）以降減少傾向にあります。民生（業務）部門は、1990年度（平成2年度）比で16.1%の増加となっていますが1994年度（平成6年度）以降ほぼ横ばい傾向にあります。このような状況の下にあるわが国が、京都議定書の目標を達成することは困難な課題であり、その達成のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直しに向けて、一層の取組を推進していくことが必要です。

2 目標

（1）究極の目標

温室効果ガスによる気候の変動が地球規模の問題であり、一部の国のみによる取組では不十分であることにかんがみ、国際的な連携の下に、究極的には、「気候変動に関する国際連合枠組条約」が目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指します。この場合、同条約の「そのような水準は生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な様態で進行できるような期間内に達成されるべきである」との規定に配慮します。

（2）中長期的目標

中長期的には、21世紀に向けたわが国の社会経済の動向を踏まえ、各分野の政策全体の整合性を図りながら、温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会の構築を目指します。そのため、京都議定書の第1約束期間（2008～2012年（平成20～24年））における6%削減目標を達成した後も、さらなる長期的、継続的な排出削減へと導きます。

(3) 京都議定書における目標

C O P 3 において採択された京都議定書に基づき、わが国では、第 1 約束期間において、基準年 (1990 年 (平成 2 年)、ただし、H F C、P F C、S F 6 については 1995 年 (平成 7 年) を基準年とすることができる) に比して、6 % の温室効果ガス削減を達成します。

3 施策の基本的方向

(1) 地球温暖化対策の目指すべき方向

今後の地球温暖化対策にあたっては、まず、増加基調にある温室効果ガスの総排出量を早期に減少基調に転換し、その減少基調を京都議定書の目標の達成、さらなる長期的、継続的な排出削減へと導くことを目指します。

ア 京都議定書の目標の達成

(ア) 6 % 削減目標については、当面、地球温暖化対策推進大綱に位置づけられた対策により達成していくこととします。これらの対策が遅れば遅れるほど、京都議定書の目標達成のために短期間で大幅な削減を達成しなければならなくなることから、今日の段階で実施可能な地球温暖化対策は直ちに実施し、早期に減少基調への転換を図ります。

(イ) 京都議定書の 2002 年 (平成 14 年) までの発効を目指すことが政府の基本的方針です。わが国としては、わが国を含む関係国による議定書締結を可能なものとするため、国際交渉に積極的に臨み、京都議定書の 2002 年までの発効に向けた国際的熱意が失われないよう努めます。この国際交渉の進捗状況を見定めながら現行施策の評価を踏まえて所要の見直しを行い、わが国経済及び国民生活への影響について十分に配慮し、国民の理解と協力を得て、締結に必要な国内制度に総力で取り組みます。

(ウ) 京都議定書において、附属書 1 の締約国 (先進国及び市場経済移行国) は 2005 年 (平成 17 年) までに京都議定書の削減目標達成について、明らかな前進を示すと規定されていることを踏まえ、国内対策の着実な進展に向けて準備を進めます。

(エ) 京都議定書に定められた温室効果ガスの発生源による人為的な排出量及び吸収源による吸収量の算定に係るデータの信頼性を向上させるため、これらのデータの品質保証、品質管理のための取組を引き続き進めます。

イ 温室効果ガスのさらなる長期的、継続的な排出削減

(ア) 京都議定書の目標の達成を図り、さらなる長期的、継続的な排出削減へと導きます。

このためには、個々の対策を計画的に実施していくと同時に、21世紀のわが国の社会経済動向を踏まえ、各分野の政策の整合性を図りながら、温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会を構築します。

(イ) 京都議定書において附属書 I の締約国のその後の期間に係る約束については、第 1 約束期間が満了する 7 年前までに次の約束期間に係る約束の検討を開始するものとされており、これに従い、わが国としても第 2 約束期間における約束に関する検討を開始するとともに、国際的な議論にも積極的に参画します。

(ウ) 究極の目標である大気中の温室効果ガス濃度の安定化に向けて、気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準の研究など地球温暖化に係る科学的知見の一層の充実を図ります。また、長期的な視点に立って、温室効果ガス削減のための革新的な技術開発を進めるとともに、長期に継続して温室効果ガスを削減しうる社会経済システムのあり方について検討を進めます。

(2) 京都議定書の目標を遵守するための国内制度の整備、構築にあたっての指針となる事項

「(1) 地球温暖化対策の目指すべき方向」を踏まえ、以下の事項を指針とします。

ア 目標の確実な遵守と持続可能な社会づくりの促進

京都議定書の約束を確実に遵守することを可能にするるとともに、温室効果ガスの中長期的な削減を推進する効果を持つ制度とします。あわせて、21世紀の持続可能な社会づくりを促進するため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直し、太陽光や風力などの自然エネルギーの積極的な導入、木材等の再生可能な資源の育成と利用、エコビジネスの振興及び環境に配慮した企業の取組を促します。

イ 国内対策の着実な推進と全地球的な削減への貢献

地球規模の課題である地球温暖化への対応は、先進国のみならず、開発途上国の参加が不可欠ですが、これを促すためには、先進国が京都議定書上の目標を確実に達成する具体的道筋を明らかにしておくことが極めて重要です。

また、京都議定書で定められたわが国の排出削減目標の達成にあたっては、国内対策を基本としながら、あわせて、補足的に京都メカニズムの活用を図ります。その際には、クリーン開発メカニズム、共同実施の活用を通じわが国の優れた技術力と環境保全の経験を生かして諸外国における温室効果ガスの削減に対しても積極的に貢献します。

ウ ポリシー・ミックスの活用とすべての主体の参画

温室効果ガスは社会経済活動のあらゆる局面で排出されることにかんがみ、その効果的・効率的な削減のために、規制的手法、経済的手法、自主的取組などあらゆる政策措置の特徴をいかして、有機的に組み合わせるポリシー・ミックスの考え方を活用します。

また、温室効果ガスの発生源は多種多様であることから、幅広い排出抑制効果を確保するために、技術の開発、排出抑制、対策の導入を誘導するとともに、多くの経済主体が対策に参加するよう、各種の政策手段について検討します。

特に、経済的負担を課す措置については、その有効性についての国民の理解の進展、措置を講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響等についての調査研究結果、諸外国における取組の現状等、措置を取り巻く状況の進展を踏まえ、幅広い観点から検討が必要です。

4 重点的取組事項

気候変動枠組条約に基づく国際的な取組の一層の進展を目指して、条約締約国会議、気候変動に関する政府間パネルなどに引き続き積極的に参画し、貢献を行います。

わが国としては、わが国を含む関係国による議定書締結を可能なものとするため、国際交渉に積極的に臨み、京都議定書の2002年までの発効に向けた国際的熱意が失われないよう努めます。この国際交渉の進捗状況を見定めながら現行施策の評価を踏まえて所要の見直しを行い、わが国経済及び国民生活への影響について十分に配慮し、国民の理解と協力を得て、締結に必要な国内制度に総力で取り組みます。

具体的には、規制的手法、税や排出量取引などの経済的手法、自主的取組等の有効と考えられるあらゆる政策措置を適切に組み合わせることなど温暖化対策を推進します。また、対策を適切に実施していくため、排出量の削減と吸収量の増大を着実に進めるとともに、その進捗状況を的確に把握し、必要に応じて対策を見直します。

温暖化対策の推進にあたっては、人類の生存基盤である地球の気候システムに危険なかく乱を生じさせないよう率先して取り組むとともに、あわせて、わが国経済及び国民生活への影響について十分な配慮を行います。

このような取組を通じて、「エネルギー需給両面の対策を中心とした二酸化炭素排出削減対策の推進」、「その他の温室効果ガスの排出抑制対策の推進」、「植林等の二酸化炭素吸収源対策の推進」、「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化」、「地球観測体制の強化」、「国際協力の推進」といった地球温暖化対策を積極的に推進します。

第2節 物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組

1 現状と課題

現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動により、社会経済システムから

生ずる大気環境、水環境、土壌環境などへの負荷が自然の浄化能力を超えて増大し、自然の物質循環を阻害し、公害や自然破壊をはじめとする環境問題を生じさせています。

このような環境問題の解決のためには、自然の物質循環を健全な状態に回復させるとともに、その状態を維持することが必要であり、このためには、特に、自然の物質循環に大きな負荷を与えている社会経済システムにおいて、いかにして適正な物質循環を確保していくかが緊急に対応すべき重要な課題となっています。

平成10年度におけるわが国の物質収支を概観すると、約20.2億トンの総物質投入量に対し、全体の4割強（約8.5億トン）がエネルギー消費や廃棄物という形態で環境中に排出されています。他方、再生利用量は約2億トンと全体の1割に過ぎません。

今後、総物質投入量の抑制、資源採取量の抑制、廃棄物等の発生量の抑制、エネルギー消費の抑制及びリユース、リサイクルの適切な推進を図り、環境負荷の低減と天然資源の消費の抑制を目指した取組を進める必要があります。

特に、廃棄物・リサイクル問題をめぐっては、近年、廃棄物の排出量の高水準での推移、リユース、リサイクルの停滞、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄件数の増大、化石燃料や鉱物資源など再生不可能な資源の使用量の増大といった問題が顕在化しており、早急な対策を講ずることが重要かつ早急に取り組むべき課題となっています。

このような状況に対応するため、「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。

また、同法と一体的に、改正廃棄物処理法、資源有効利用促進法（再生資源の利用の促進に関する法律の改正）、建設リサイクル法、食品リサイクル法、グリーン購入法などが成立しました。

このことにより、既存の容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などと併せて、循環型社会の形成に向けた取組を推進できる基盤が整備されつつあります。

今後は、「循環型社会形成推進基本法」に示された基本的な考え方に沿って、個別法の適切な運用を確保していくことが重要となります。この場合、各府省間の連携を十分に確保するとともに、各種施策の有機的な連携を確保し、政府一体となって対応していく必要があります。

2 目標

（1）循環を基調とする社会経済システムの実現

社会経済システムから生ずる大気環境、水環境、土壌環境などへの負荷が自然の物質循環を損なうことによる環境の悪化を防止する必要があります。このため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの利用の面でより一層の循環と効率化を進め、再生可能な資源の育成や利用を推進するとともに、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処分を図るなど、社会経済システムにおける物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする社会経済システムを実現します。

特に、喫緊の課題である廃棄物をめぐる問題の解決のため、第一に廃棄物等の発生の抑制、第二に循環資源の循環的な利用の促進、第三に適正な処分の確保によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指します。

なお、「廃棄物等」とは、廃棄物に加えて使用済物品等や副産物も含む概念です。「循環型社会形成推進基本法」では、このような廃棄物等について発生抑制を図るべき旨を規定しています。

また、「循環資源」とは、廃棄物等につき、その有用性に着目して資源として捉えなおした概念です。循環型社会形成推進基本法では、このような循環資源について循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべき旨を規定しています。

（２）数値目標

循環型社会形成の推進に向けて、循環型社会形成推進基本計画に、施策の具体的な目標として、数値目標を盛り込み、その効果を客観的に把握できるようにすることが必要です。

その目標については、廃棄物処理法上の廃棄物だけでなく、「循環型社会形成推進基本法」の趣旨を踏まえ、発生抑制の観点から有価・無価を問わず廃棄物等を、また、循環的な利用の観点から循環資源を、それぞれ視野に入れたものとしていく必要があります。

3 施策の基本的方向

（１）自然の物質循環と社会経済システムの物質循環とは相互に密接な関係にあり、その両方の適正な循環が確保されることが重要です。

このため、その両方を視野に入れ、自然環境の保全や環境保全上適切な農林水産業の生産活動など自然界における物質の適正な循環を維持、増進する施策を講じます。また、社会経済システムにおいて発生する環境への負荷を低減させていく施策及び廃棄物等の発生の抑制を基本としながら、適切なりユース、リサイクルの促進を図るなど社会経済システムにおける循環機能を高める施策を講じていきます。

（２）廃棄物・リサイクル問題については、施策相互の有機的な連携を図りつつ各種施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

このため、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会形成推進基本計画を策定し、同計画に基づき、各主体の積極的な参加の下で、各種の施策を有機的に講じていきます。

（３）平成12年5月、「循環型社会形成推進基本法」と一体的に各種の個別法が制定され、既存の法律と併せて、循環型社会の形成に向けた取組の推進基盤が整備されつつありま

す。今後は、各府省間の連携を十分に確保するとともに、政府一体となって、個別法の適切な運用を確保します。

- (4) 循環型社会の形成に際しては、一国のみにとらわれないグローバルな視点や地域の視点、都市の設計段階での配慮、動脈産業と静脈産業が適切に結びついた経済構造の実現など、様々な観点から物質循環を捉え、対策を講じることとします。
- (5) 真に循環型社会を形成していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に慣れた国民や事業者の価値観、意識及び行動を、循環型社会を指向したものへと変革していく必要があります。このため、環境教育・環境学習の振興、あるいは民間団体などによる自発的な活動の促進のための施策を幅広く、きめ細かく、継続的に行うこととします。
- (6) 循環型社会の形成に向け社会経済の実態を踏まえた適切な政策展開を図っていくためには、廃棄物等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表が不可欠です。このような認識に立ち、近年におけるIT化の進展も踏まえ、わが国の物質収支並びに循環資源の発生、循環的な利用及び処分の実態の迅速かつ的確な把握と分析などのため、ミレニアム・プロジェクトの活用を図りながら、大局的かつきめ細かな統計情報の整備を図ります。

4 重点的取組事項

- (1) 自然界における物質の適正な循環の確保のため、自然環境の保全のための施策を講ずるとともに、環境保全に適合した農林水産業の持続的な発展を推進するための施策を講じます。
- (2) 循環型社会の形成を総合的かつ計画的に進めていくため、実効ある循環型社会形成推進基本計画を策定します。その際の基本的考え方や方向は次のとおりとします。

ア 政策手法等の考え方

(ア) 対策の優先順位

廃棄物・リサイクル対策については、「循環型社会形成推進基本法」の定める優先順位に基づき推進します。

すなわち、第一に廃棄物等の発生の抑制を図ります。第二に発生した循環資源は製品や部品としての再使用を図ります。第三に再使用されない循環資源は原材料としての再生利用を図ります。第四に再使用及び再生利用がされない循環資源については熱回収を図ります。第五に循環的な利用が行われない循環資源は適正に処分します。ただし、この順位によらない方が環境への負荷を低減できる場合には、この優先順位にこだわるこ

となく、より適切な方法を選択します。

(イ) 排出者責任の考え方

廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に関しては、その一義的な責任を排出者が負うことが適当です。この排出者責任の考え方については、今後とも、その徹底を図ります。また、国民も排出者としての責務を免れるものではなく、その役割を積極的に果たしていく必要があります。

(ウ) 拡大生産者責任の考え方

拡大生産者責任（EPR）とは、製品の製造者などが物理的または財政的に製品の使用後の段階で一定の責任を果たすという考え方であり、廃棄物・リサイクル対策を推進する上で極めて重要な基本的考え方です。

今後とも、製品ごとの特性に応じて、拡大生産者責任の考え方の持つ意義や法律上の措置の実態にかんがみて、その考え方に基づく具体的措置の一層の推進を図ります。

(エ) 経済的手法のあり方

不特定多数の者の日常的な活動によって引き起こされる廃棄物問題については、大規模発生源や特定行為の規制を中心とする従来の規制的手法ではその実効性に限界がある面もあります。このため、その対策にあたっては、規制的手法、経済的手法、自主的取組などの多様な政策手段を組み合わせ、適切な活用を図っていくことが必要です。ごみ処理手数料、税、課徴金、デポジット制度などの経済的手法の活用のあり方について、その効果などを適切に調査・研究し、その措置を講ずる必要がある場合には国民の理解と協力を得るように努めることとしている「循環型社会形成推進基本法」第23条第2項に基づき、国内外における議論の進展を注視しながら、汚染者負担の原則などを踏まえ、幅広い観点から、そのあり方の検討に早急に着手します。

(オ) 環境の保全上の支障の除去等

循環資源の循環的な利用または処分により環境保全上の支障が生ずる場合、当該支障を確実に除去できるような仕組みが必要です。このため、産業廃棄物適正処理推進センターにおける基金制度などが設けられており、今後、これらの制度の適切な運用を図るとともに、さらに環境の保全上の支障の除去などを徹底するための検討を進めます。

イ 社会基盤の整備

(ア) 適正な再生利用・処理施設の整備の推進

循環資源の循環的な利用や処分のための施設は循環型社会の形成を図る上で不可欠です。これらの施設については、技術開発の支援や経済的な助成措置、民間主導の公共サービスの提供すなわちPFIの手法など様々な手法を活用して、十分な再生利用能力の確保や施設の適正配置に留意しながら、その整備を促進していきます。また、産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の適正処理を十分に確保するために

必要がある場合には、排出事業者責任を原則としながら、公共関与による施設整備の促進などにより、安全かつ適正な最終処分場を確保します。

(イ) 情報基盤の構築と調査の実施

循環資源の発生量とその循環的な利用及び処分の状況、これらの将来の見通し、循環資源の処分による環境への影響などについて、正確な情報を把握し的確な分析を実施することができるよう必要な調査を適切に実施するとともに、ITの活用も図りながら、各主体が必要とする情報を迅速かつ的確に入手し、利用できる体制を関係府省が一体となって構築します。

(ウ) 科学技術の振興

製品の生産工程における廃棄物等の発生の抑制、回収された循環資源の循環的な利用などを促進するため、素材開発などの循環型社会の形成に資する科学技術の振興を図ります。このため、試験研究体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成などの措置をバランスよく適切に講じます。

ウ 国民等の自発的な活動の推進

(ア) 教育・学習の振興

事業者や国民が、自らの通常の事業活動や日常生活に伴って廃棄物問題が生じていることを正しく認識するとともに、循環型社会の形成に向けてそれぞれが担うべき責任と果たしうる役割について理解を深めることを通じ、循環型社会の形成の方向性に沿った行動を促します。

このため、環境教育・環境学習などを、子供から高齢者までのすべての年齢層を対象として、学校、地域、家庭、職場、野外活動の場など多様な場において互いに連携を図りながら、総合的に推進します。

(イ) 民間団体等の自発的な活動の促進

循環型社会の形成を着実に推進するため、事業者、国民または民間団体による循環資源の回収活動、フリーマーケットの開催、グリーン製品の表示や購入などの自発的な活動が促進されるよう、必要な情報の提供や資金援助などを実施します。

(ウ) 人材の育成

循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、公益法人、大学、民間研究機関などにおいて、ITの活用も図りながら、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用や適正処分に関する人材交流や情報交換などを促進し、人材の質的・量的充実を図ります。また、国及び地方公共団体の職員に対する研修制度の充実により、その資質の向上を図ります。

エ 需要の増進

国、地方公共団体、事業者、国民すべての主体が再生品を積極的に利用することなどにより、再生品の利用や市場の育成などを推進します。特に、国、地方公共団体などの公的機関は、率先して再生品を使用します。

オ 国際的協調

現代の国際社会が、経済活動のグローバル化により日常生活の様々な分野に至るまで相互依存が極めて高くなっていることにかんがみ、国際的に連携をとり、国際社会と協力し合いながら循環型社会の形成を図ります。

カ 地方公共団体の施策

循環型社会形成のためには、地域における取組が重要であり、そのような取組において地方公共団体の果たす役割は大きいといえます。地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、物質循環の促進のための目標の設定とその実現のための施策の策定など、国、事業者、住民及び周辺地方公共団体と連携して、健全な物質循環の促進のための取組を自主的かつ積極的に推進することが必要です。

国は、地方公共団体が講ずる施策に対し、必要な財政的及び技術的支援を講じます。

(3) このほか、個別・具体的な課題については、それぞれの実態に応じた対策の推進方策を循環型社会形成推進基本計画において明らかにします。その際、循環資源の循環的な利用によって作られた原材料や製品などの受け皿対策が大きな課題となることに留意し、適当な需要が継続的に生じることとなるような施策を講じていきます。また、容器包装などについては、その法制度の施行状況につき不断の検討を行い、必要な見直しを行うこととします。

第3節 環境への負荷の少ない交通に向けた取組

1 現状と課題

(1) 交通の現状

自動車交通量は、今日まで一貫して増加してきました。自動車保有台数、走行距離及び燃料消費量も一貫して増加傾向にあり、輸送機関別の分担率についても、貨物輸送(トンキロベース)で見ると、自動車が鉄道や海運を抜き、主要な交通手段となっています。

さらに、人口や経済活動の都市への集中などにより、交通基盤の整備の進展を上回る勢いで交通量の増加、集中が進み、自動車交通量が道路の交通容量を超えることにより、恒常的な交通渋滞が発生しています。

(2) 交通に起因する環境問題

交通に起因するわが国の環境問題を概観すると、特に大都市地域、幹線道路沿道で深刻な状況にあります。さらに、この傾向は、地方中枢都市圏にも広がりつつあります。

大都市を中心とする自動車による大気汚染については、排出ガス規制の強化を図り、自動車NO_x法による総合的対策を進めています。しかしながら、自動車交通量の増加や交通渋滞などにより、同法に基づく総量削減計画が定める「特定地域において二酸化窒素に係る大気環境基準を概ね達成する」という目標の達成は厳しい状況にあります。

浮遊粒子状物質についても、環境基準の達成状況は低い水準で推移しています。近年、国際的な研究などにもあるように、特にディーゼル排気粒子（DEP）による健康影響が懸念されています。なお、光化学オキシダントについても、全国のほとんど全ての測定局で環境基準が達成されていません。

地球温暖化問題に関しては、運輸部門から排出される二酸化炭素の量はわが国における二酸化炭素排出量全体の約2割を占めており、その割合は増加傾向にあります。また、運輸部門からの二酸化炭素排出量を輸送機関別に見ると、自動車からの排出量が運輸部門の約9割を占めています。

騒音に係る環境基準の達成状況は、幹線道路周辺を中心に依然として低く、改善が見られません。

以上のように、交通に起因する環境問題は、主として自動車交通によって引き起こされています。

2 目標

大気汚染及び騒音・振動については、環境基準等の達成とその維持を目標とします。このため、自動車単体対策の強化、自動車交通需要の調整・低減も含めた総合的な対策を講じ、抜本的な対策強化を推進していきます。

また、対策の推進に当たっては、地球温暖化対策の推進にも寄与することを目指します。（第3部第1章第1節参照）

3 施策の基本的方向

(1) 自動車環境対策全体の方向性

自動車交通に伴う環境問題を改善するため、様々な施策が実施されているにもかかわらず、自動車交通量の増加や自動車の輸送分担率の上昇などによって、その効果が減殺されています。このような現状を踏まえ、今後、燃料対策を含む自動車単体対策の一層の強化や交通流の円滑化に加え、物流や人流の効率化や、公共交通機関の利用の促進などの自動車交通需要そのものの低減につながる対策など、環境負荷の少ない交通を実現するために効果の大きい対策に重点を置いて、総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。

また、都市政策においては、環境保全を主目的の一つとして位置づけ、環境への負荷の少ない都市構造を作ります。さらに、自動車への過度な依存を低減する方向で、事業活動や生活様式の変革に取り組みます。

(2) 対策別の方向性

ア 自動車単体対策の推進

自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質等の排出ガスの削減のため、自動車単体規制を一層強化するとともに、必要な燃料・潤滑油品質対策のあり方についても検討します。

また、開発、実用化が進んでいる低公害車・低燃費車やクリーンエネルギー自動車の一層の普及を支援します。さらに、燃料電池自動車等の環境負荷の少ない自動車の開発を促進するとともに、需給両面に渡る対策によりそれら自動車の普及を推進します。

イ 事業活動、生活様式の変革

自動車への依存をどのようにして減らすかということについて社会的合意を形成しながら、複数の交通機関の連携による交通施策を推進し、利便性の向上や交通の円滑化を図るマルチモーダル施策や環境教育をはじめとする幅広い施策を展開し、鉄道、内航海運の活用や輸送効率の向上、テレワーク、SOHO (Small Office Home Office) などと呼ばれる自宅又は自宅に近接した小規模な事務所などにおける職住近接型の勤務形態の促進、公共交通機関の利用促進、自転車や徒歩での移動への転換を図るなど、環境負荷の少ない事業活動や生活様式の変革に取り組みます。

ウ 交通による環境負荷の少ない都市、交通システムの整備

都市における自動車交通需要は、居住、業務等の諸機能や公共交通機関等の交通基盤の配置などに大きく左右されることを踏まえ、自動車交通需要の調整・低減を考慮した計画的な都市の形成を進めます。

自動車交通需要そのものの調整・低減を目指す交通需要マネジメント手法の積極的な活用を図り、徒歩や自転車利用のための安全かつ快適な交通環境や施設の整備、公共交通機関の整備やサービスの改善等を積極的に推進します。

また、交通渋滞による環境負荷を低減させるため、交通流の円滑化を図ります。都市部において、地域全体の環境負荷の低減などを推進するよう、沿道環境の保全に配慮した交通の分散・円滑化のための環状道路やバイパスの整備、交差点改良等の道路構造の改善等を行います。さらに、交差点における信号システムの改善や高度な情報通信技術を活用した最適な交通管制、道路交通情報のより細やかな提供 (VICIS)、ノンストップ自動料金収受システム (ETC) の整備等高度道路交通システム (ITS) の活用を図ります。

また、幹線道路の沿道で騒音等が著しい地域について非住居系の用途地域の指定を行うなどの環境負荷低減にも配慮した土地利用の適切な誘導等を図ります。

エ 経済的手法の活用

汚染者負担の原則を踏まえ、経済的手法を活用することにより、自動車利用による環境への負荷に伴い社会に生じる費用を市場を通じて内部化し、環境負荷の少ない交通手段への転換を促進する方策を検討します。

4 重点的取組事項

(1) 国民、民間団体の取組

日常生活における自動車交通需要が高まるにつれ、国民の日常生活に起因する交通がもたらす環境への負荷は大きくなっています。国民は日常使用している交通手段が環境に大きな負荷を与えていることを認識し、環境負荷の少ない交通手段の利用を図るとともに、環境への負荷の少ない自動車の運転方法の励行などにより、国や地方の施策に協力するとともに、自ら積極的な取組を行うことが必要です。また、民間団体は、国民、事業者、地方公共団体、国の取組が進むよう提言や普及啓発を行うことが望まれます。

(2) 事業者の取組

事業者は経済活動及び交通活動の中で大きな役割を担っており、その取組は環境負荷の少ない交通を実現する上で重要です。運輸事業者、自動車生産者、燃料生産者をはじめとする事業者は、それぞれの事業と交通、環境との関わりに応じ、国や地方の施策に協力するとともに、規制の遵守に止まらず、環境負荷を積極的に低減するよう自主的な取組を行うことが必要です。

(3) 地方公共団体の取組

大都市を中心として、大気汚染が深刻な地域においては、自動車単体規制をはじめとする全国的な対策だけでなく、それぞれの地域段階で一層の対策を進めることが必要です。

地域において環境基準等の目的を達成するためには、様々な主体の参加の下、自然的社会的条件に応じて、目標を設定し、各種制度の設定や社会資本整備等の基盤づくりなどの様々な施策の体系を適切に組み合わせた交通に起因する環境問題に対する総合的な計画を策定し、実施することが有効です。その際には、計画の実施状況を点検することにより、適切に対策の推進を図ることが必要です。

(4) 国の取組

国は、各主体の参加により社会全体として環境への負荷の少ない交通が実現されるよう、必要な枠組みを構築するとともに、全国的観点及び都府県域を超える大都市圏の観点から取り組むべき規制等の対策を実施します。

このため、自動車排出ガスの単体規制等の規制措置を強化し、軽油の低硫黄化を促進するとともに、低排出ガス・低燃費の自動車の普及を一層促進するため、経済的手法を含め、幅広い観点から効果的な措置について検討します。また、ITSの推進、交通管制システムの高度化、自動車利用の効率化、貨物輸送や旅客輸送の効率化、マルチモーダルの促進、徒歩や自転車利用促進のための安全かつ快適な交通環境や施設の整備、公共交通機関の整備、利用促進を図ることなどにより、自動車交通需要の調整・低減、交通流の円滑化を一層推進するとともに、環境負荷低減に資するよう沿道対策を推進します。さらに、地方公共団体、事業者、国民、民間団体への情報提供や普及啓発、自動車排出ガスに関する健康影響等の調査研究を行います。なお、国自身が大きな事業者、消費者であることから、率先して環境負荷の少ない自動車を積極的に導入します。

第4節 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

1 現状と課題

水は、環境中において蒸発、降水、浸透、貯留、流下、海洋への流入、蒸発という過程を繰り返すことにより自然的に循環し、その過程で、汚濁物質が浄化されます。一方、水は、水資源として社会経済活動を通じ様々な形態で循環利用されており、利用の各段階で水環境への負荷が発生しています。

水質汚濁に係る環境基準に照らして見ると、公共用水域の水質は、人の健康の保護に係る項目については環境基準の達成率が次第に高まっていますが、有機汚濁などの生活環境の保全に係る項目については、特に湖沼や内湾・内海といった閉鎖性水域において改善が進んでいない状況にあります。また、地下水については、有機塩素系化合物や硝酸性窒素などによる汚染が見られます。一方、地盤環境については、長期的には地盤沈下が沈静化する方向に向かっていますが、一部地域では依然として沈下が続いており、また、湧水時などの急激な地下水の汲み上げによって地盤沈下が発生する潜在的なおそれも存在しています。

これまでの環境政策においては、このような状況への対策として、良好な水環境の保全に関しては、汚濁負荷の低減を中心とした対策が、また、地盤沈下の防止に関しては、地下水採取の規制、表流水への転換を含めた代替水対策が講じられてきました。

これらの取組は、それぞれの地点において水環境や地盤環境の質を判断し、汚濁負荷の低減などを通じて環境の保全を図ろうとする、いわば「場の視点」からの取組であり、有害物質による水質汚濁問題の改善などに大きな成果を上げてきています。このような「場の視点」からの取組は、今後とも、ダイオキシン類などの化学物質による水環境の汚染問題への対応、閉鎖性水域の水質改善、水生生物への影響にも留意した環境基準の検討など、水環境や地盤環境の保全のための基本的な対策として、さらに各般の取組を進める必要があります。また、上流での負荷が下流、ひいては湖沼、内湾、内海の汚濁

につながることを認識しながら、各主体の取組を進める必要があります。

しかしながら、今日の水環境の悪化の背景には、汚濁負荷の増加と並んで水循環の変化があり、地盤環境の問題にも地下水を通じ水循環が深く関わっています。したがって、水環境や地盤環境の保全を図ろうとするならば、この2つの要因のいずれに対しても適切に対処する必要があります。しかし、これまでの環境政策においては、「場の視点」からの取組に比べて、水環境や地盤環境を水循環との関連においてとらえる、いわば「流れの視点」からの取組は必ずしも十分ではありませんでした。

自然の水循環は、一般に、森林、農地、宅地などへの降雨が土壌に保水されつつ、地表水及び地下水として相互にやりとりしながら徐々に流下し、河川、湖沼及び海域に流入し、また、それぞれの過程で大気中に蒸発して再び降水となる連続した水の流れです。

このような自然の水循環は、人の生活や自然の営みに必要な水量の確保、水質の浄化、多様な生態系の維持、バランスのとれた地下水の流動による地盤の支持など様々な機能を有しています。また、洪水や渇水の発生など、人間活動に障害をもたらすこともあります。

わが国においては、急峻な地形や狭小な国土という地理的特徴があるため、河川の流量の変動が大きいなどの厳しい条件下において水利用が行われてきました。

現在の水循環は、古来、水田耕作、水害防止、生活用水などのために、様々な工夫を加えながら、人間が長時間かけて造りあげてきたものであり、人為的な水循環系と自然の水循環系とが有機的に結びついたものになっています。この過程は、基本的には自然の水循環がもたらす災害などの負の要素を減少させ、あるいは、水の安定的供給など正の要素を引き出すことを目指して行われてきましたが、自然の水循環に支えられた健全な生態系などに影響を与える場合があったことも否定できません。

特に、わが国においては、戦後、高度経済成長期を通じ、都市への急激な人口や産業の集中と都市域の拡大、産業構造の変化、過疎化の進行などの社会経済の変化を背景として、水循環系が急激に変化し、生態系への悪影響、湧水の枯渇、河川流量の減少、地盤沈下、都市における水害や渇水、水質汚濁、親水機能の低下、水により育まれてきた文化の喪失などの問題が発生しています。

このような中であって、水循環の変化がもたらした諸問題を解決していくため、「場の視点」からの取組に比べて立ち遅れている「流れの視点」からの取組の前進を図り、水循環の全体を通じて、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が適切なバランスの下に共に確保され、自然の水循環の恩恵を享受し、継承しうるような政策の枠組みを構築し、環境保全上健全な水循環の確保という視点に立った施策展開を図ることが重要な課題となっています。

2 目標

「環境保全上健全な水循環」については、流域ごとに、現在及び将来の社会経済の状況、技術レベル、生活の質の維持を考慮した上で、災害や健康リスクを最小限にしながら、自然の水循環の持つ恩恵を最大限享受できるような新しい水循環の形を構築することを目指

します。この場合、自然の水循環の持つ恩恵に関して目標とする姿は、それぞれの流域の特性を踏まえて設定することが適当です。なお、このような目標の姿の設定にあたっては、社会経済の変化に伴い高度経済成長期以降に水循環が大きく変化したことを踏まえれば、高度経済成長始動時の昭和30年頃の水循環が持っていた恩恵が参考となります。

環境保全上健全な水循環の目標の設定にあたっては、各流域において、水収支（地下水と地表水との間の移動の状況、降雨の地下浸透など）の変化を可能な限り定量的に把握した上で、関係主体の意見を集約し、それぞれの流域の状況に応じた目標を設定します。

3 施策の基本的方向

本計画期間中の水・地盤環境に関する環境政策においては、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が適切なバランスの下にともに確保され、自然の水循環の恩恵を享受し、継承しうるような政策の枠組みを構築することを重点事項として位置づけ、環境保全上健全な水循環の確保の視点に立った施策の展開を図ります。このような取組にあたっては、個々の地域特性によって水循環に関する問題の様相が大きく異なることを踏まえ、次のような方向性をもって施策展開を図ります。

（１）山間部

森林の水源涵養機能を維持、向上するため、森林の公益的な機能を評価して、その保全、育成や適切な管理を図ります。このため、水源地対策を進めながら、保安林による土地利用の規制措置や水源涵養保安林の指定拡大など法制度の活用により森林を保全するとともに、各種補助制度による森林整備や公有林化の推進を図ります。また、森林公社など公的主体による森林管理や水源林整備のための基金造成、森林整備協定による森林の維持管理の推進などの措置を充実していきます。さらに、森林の公益的な機能の評価に基づく受益者と森林の管理者との間の森林の保全・整備のための適切な費用分担などについて具体的な取組を推進します。なお、森林整備にあたっては、伐採年齢の長期化、複層状態の森林の整備、天然生林施業などの適正な森林整備を通じて保水能力の高い森林の育成に努めます。

（２）農村・都市郊外部

農村・都市郊外部における川の流れの保全や回復と、流域の貯留浸透・涵養能力の保全・向上を図ります。このため、都市計画制度の活用や地方公共団体の条例などによる緑地の保全を推進し、特に保全が必要な緑地については公有化を進めます。また、公共施設の緑化を積極的に推進するとともに、民有地の緑化施策の推進を図ります。さらに、宅地に比べて雨水の浸透能力が大きいなど水源涵養能力を持つ水田、畑地の保全を進めます。地下水涵養の促進に配慮した農業排水路の整備や休耕田の活用などを図るとともに、地下水

利用の適正化や表流水への転換を含めた代替水対策を進めます。あわせて、良好な景観の形成や生態系の保全、親水空間の形成などの環境との調和に配慮した農業水利施設の整備を推進します。

(3) 都市部

水循環の変化による問題が現れやすい都市部においては、可能な限り自然の水循環の恩恵を増加させる方向で関連施策の展開を図ります。このため、都市計画における整備、開発及び保全の方針などの都市計画制度の活用により、地下水涵養機能の増進や、都市における貴重な貯留・涵養能力を持つ空間である公園緑地の保全と創出を図ります。また、公共施設においては緑化を推進するとともに、民有地についても緑地協定の締結を促進することなどにより、住民参加による緑化活動を支援します。さらに、地下水涵養を促進するため、雨水浸透施設の整備、流出抑制型下水道の整備などを進めます。また、貯水池の弾力的運用や下水の高度処理水などの河川還元等による流量の確保などの取組を進めます。河川護岸の整備に際しては、表流水と地下水のつながりを確保するとともに、多自然型川づくりなど自然に配慮した河川整備を進めることなどにより水辺の自然環境を改善し、生物の良好な生息・生育の場となる水の流れを確保します。また、地下水使用の抑制のために、表流水への転換を含めた代替水対策や地下水採取規制が行われていない地域での地下水使用の合理化、新規の井戸の設置規制、既存の井戸の利用者に対する節水指導などを進めます。

(4) その他流域全体等

環境の保全に果たす水の機能と利水・排水などの人間社会の営みとがともに確保されるよう、流域全体を総合的に捉え、効率的かつ持続的な水利用を推進していきます。このため、農業用水の循環利用の促進などによる効率的利用、工業用水の循環利用の促進などによる使用の合理化、節水器具の普及や下水処理水の再利用などによる生活用水の効率的利用、雨水の生活用水としての利用などを進め、水源への負担を軽減するとともに、必要に応じて流量確保のための様々な施策を行います。また、河川水を取水、利用した後の排水については、可能な限り下流での水利用にいかせる形で河川に戻すことを基本とし、河川水の流下にしがった反復利用の推進を図ります。

なお、海域においては、自然海岸、干潟、藻場、浅海域の適正な保全を推進するとともに、自然浄化能力の回復に資するよう、必要に応じ、人工干潟・海浜などを適切に整備します。

4 重点的取組事項

(1) 環境保全上健全な水循環の構築に向けた計画の策定

環境保全上健全な水循環を構築するため、流域を単位とし、流域の都道府県、国の出先機関などの所轄行政機関が、流域の水循環系の現状について診断し、その問題点を把握して、環境保全上健全な水循環計画を作成し、実行することが重要です。

この計画は、治水や利水との整合を図りながら、環境保全の観点から、現状の水循環の診断、流域全体及び流域の地域特性に応じた望ましい水循環像とその実現に向けた施策体系、流域の地域区分に応じた環境保全上健全な水循環の構築やそのための施設整備などに関する具体的な目標の設定、その目標の実現のため実施すべき施策や事業などによって構成します。

計画の作成にあたって、水循環保全の目標と取組の多様性を計画にいかせるよう、関係行政機関、流域住民などから構成される流域協議会を設置し、流域住民などの意見を積極的に取り入れていく仕組みを検討するとともに、施策の展開にあたって、住民、利水者、企業、学識経験者、NGOなどの流域における関係者の協力体制を確立することが望まれます。

(2) 国の取組

国は、流域における水循環の現状の診断や環境保全上健全な水循環計画の策定など流域単位の取組を支援するとともに、関連する各種施策を実施します。

また、関係府省が連携して、森林、緑地、農地などや雨水貯留・浸透施設が持つ地下水涵養機能を定量的に把握するための手法をはじめとする水循環の診断・評価手法を確立するとともに、流域の保水浸透機能の強化、水の循環利用の促進などを図るための制度や情報提供のシステムを整え、環境保全上健全な水循環構築のための地方公共団体の施策を支援します。

さらに、水循環に関する技術開発を進め、また、民間による技術開発についても支援するとともに、各種の施策の費用対効果、施策の浸透効果や効果の継続性に係る研究を行い、その成果の関係主体間における共有化を推進します。

第5節 化学物質対策の推進

1 現状と課題

現在の社会経済は、多様な化学物質の利用を前提としており、その成長は化学物質に支えられてきた部分が大いといえます。その反面で、化学物質の開発、普及は20世紀に入って急速に進んだものであることから、極めて多くの化学物質に人や生態系が複合的に長期間暴露されるというこれまでの長い歴史に例を見ない状況が生じています。

今後、将来にわたって持続可能な社会を構築していくためには、一方で生活や経済活動

において用いられる化学物質の有用性を基盤としながら、他方でそれらの有害性による悪影響が生じないようにすることが必要です。

現在における化学物質をめぐる環境問題の主な課題は、次のとおりです。

- (1) 環境中には、物の製造、使用、廃棄の過程で排出された様々な化学物質、それらの過程において非意図的に生成された化学物質、環境中において他の物質が化学的に変化して生成した化学物質などが混在していることもあり、何らかの化学物質にさらされたことによる影響が疑われても、その原因の特定が困難であるという問題が生じています。このような多様な化学物質に暴露されることにより生じるおそれがある影響の監視や評価のあり方について早急に検討しなければなりません。
- (2) 環境リスクの定量的な評価や検討を進めるためには極めて多くの時間と費用を要しますが、このことを理由として手をこまねていることは許されません。このため、産業界・事業者及び行政が協力し、かつ、国際的な連携を図りながら対応することが特に必要となってきます。加えて、1992年(平成4年)の国連環境開発会議(地球サミット)において採択された、環境を保護するための予防的方策を広く適用すべきであるという原則にのっとり、定量的な環境リスク評価ができていない段階であっても、国民、産業界・事業者及び行政が化学物質に関する情報を共有しながら、全ての者が各々の立場でより環境リスクを低減できるようにしていこうという流れが国際的に定着しつつあります。また、わが国においても、様々な観点から予防的方策の具体的な推進を求める声が高まっています。
- (3) 近年、わが国においては、特に、内分泌かく乱化学物質とダイオキシン類に関して国民の関心が高まっています。

ア 生体内に取り込まれた場合に正常なホルモン作用に影響を与える内分泌かく乱化学物質については、科学的に未解明な点が多く、試験方法や評価方法も確立していません。しかしながら、次世代への影響が疑われている物質の中には日常生活において身近に使用している製品に含まれているものがあることから、国民の不安が高まっています。行政及び産業界・事業者が科学的知見や関連情報の収集や蓄積に努めながら科学的な解明を図るとともに、これらの情報をわかりやすく提供することが求められています。

イ ダイオキシン類については、従来よりも格段に高度な技術レベルが環境保全対策において必要であり、今後とも排出削減対策や既に生じた汚染土壌の浄化対策などを進めるとともに、調査研究や技術開発の一層の推進を図ることが必要となっています。

また、ダイオキシン類以外の有害な物質をも視野に入れた汚染土壌の浄化対策や、既に原則として使用が禁止されて保管されているPCBなどの廃化学物質の処理についても、その方法についての研究や技術開発を推進するとともに、費用負担を含めた対策の推進に関する社会的な合意を形成していくことが求められています。

(4) 化学物質による影響やそれが発生する仕組みは多くの人々にとって極めて難解ですが、化学物質そのものやそれらを含む製品自体は私たちの日常生活に非常に身近なものです。このような中で、国民の安全と安心の確保を図ることが喫緊の課題となっています。

このような観点から、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進することにより、情報を共有化して広く各主体間の共通理解を促進し、環境リスクの管理に関する政策決定についての社会的な合意形成のための基盤を構築することが極めて重要となっています。なお、このような考え方は、国際的にも定着してきています。

(5) 化学物質と生態系の関係については、既に諸外国の化学物質関連法制度において人の健康に加えて環境の保護が目的とされ、また、化学物質の野生生物への内分泌かく乱作用の疑いが見られる影響が注目されるなど、人の健康だけでなく、生態系への化学物質の影響（生態系を構成する生物に対する影響を含む。）の重要性が認識されつつあります。このため、農薬を含めた様々な化学物質による生態系に対する影響の適切な評価と管理を視野に入れて化学物質対策を推進することが必要です。

(6) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく対象物質の排出量などの把握が平成13年度から開始され、その結果が平成14年度から集計、公表される予定です。これによりわが国におけるP R T R制度が本格的に始動します。また、事業者間での化学物質の取扱いに関する情報を提供するための化学物質等安全データシート（MSDS）の交付が平成13年から義務付けられる予定となっています。さらに、同法に基づき、対象物質やそれを含む製品を取り扱う事業者には自主的な化学物質管理の改善の促進や国民の理解の増進を行う責務が課せられています。

欧米においても、高生産量の化学物質などについては、それを製造する事業者自身が物質の有害性などに関する調査を行い、その結果を公表しなければならないという考えが広がってきています。

このように、化学物質対策における事業者自身による取組が今後ますます重要になってくることが予想されます。

(7) 現在、P C B、D D T、ダイオキシン類など、残留性が高い有機汚染物質（P O P s）による地球規模の汚染を防止するため、このような物質の製造と使用の禁止、使用の制限、排出の削減、保管されているP C Bなどの処理、汚染土壌の浄化などを盛り込んだ条約（いわゆるP O P s条約）の検討が進められており、2001年（平成13年）に採択される見込みです。また、使用が禁止または厳しく規制されている化学物質の貿易時における情報交換の手続き及び輸出先国の事前のかつ情報に基づく同意の手続（P I C）を定めたロッテルダム条約が1998年（平成10年）に採択されています。このように、地球規模の汚染対策の観点からも化学物質対策の充実強化が求められており、その推進が重要な課題となっています。

2 目標

化学物質による環境リスクを科学的に正しく、可能な限り定量的に評価するとともに、社会的な合意形成を図りながら、多様な手法による環境リスクの管理の推進を図ることにより、持続可能な社会の構築の観点から許容し得ない環境リスクを回避します。

3 施策の基本的方向

今後の化学物質対策の検討に際しては、1992年（平成4年）の地球サミットにおいて採択された、環境を保護するために予防的方策を広く適用すべきであるという原則を踏まえながら、以下に示す事項を施策の基本的方向として取り組みます。

（1）人や生態系に対する影響を早期に発見する手法の開発を含め、化学物質対策に資する研究や技術開発を一層推進し、科学的知見の集積に努めます。この科学的知見に基づき、環境リスクの定量的評価を推進し、それと併行してリスク低減のための様々な取組を促進します。

このような取組に際しては、生態系への化学物質の影響の重要性を踏まえ、人の健康の保護という従来からの観点に加え、生態系に対する影響の適切な評価と管理を推進します。

（2）国民が化学物質の持っている有用性及び有害性並びに環境リスクの意味を正しく認識し、行政、事業者などが環境リスクの管理を適正に行うことができるよう、環境リスクなどに関する情報の適切な提供に努め、国民などの理解の増進と情報の共有化を進めます。これを踏まえて、環境リスクの低減に資する政策決定のため、各主体間の合意の形成を推進し、さらに、事業者による自主的な化学物質の管理の改善の促進など、各主体が適切な役割分担の下に、連携しながら化学物質対策を推進します。

（3）POPs対策など、国際的な協調の下で進められつつある地球規模での化学物質対策に対し、積極的に貢献します。

4 重点的取組事項

（1）基礎的データの整備及び人材の育成

人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質、分解性が良く環境中での残留性が小さいと考えられるものも含め、生産量

が大きく環境中に排出される可能性の高い化学物質などについて、人の健康や生態系に対する影響などの有害性に関するデータや排出量などの暴露に関するデータを整備します。また、これらの化学物質の環境中における存在実態の把握（環境モニタリング）及び挙動の解明、人や生態系に対する影響の実態の把握（疫学調査、生態学調査など）の充実を図ります。

化学物質の分析、環境リスクの評価、管理などを行う科学者、技術者を養成します。

（２）環境リスクの評価等の推進

環境リスクの評価については、人の健康に関するリスク評価を一層充実するとともに、生態系に関する環境リスクの評価を充実します。

産業界・事業者の協力の下に、環境リスクの評価に必要なデータなどを効率的に収集し、高生産量化学物質、P R T R制度対象物質などの環境リスク評価を加速化します。

内分泌かく乱作用を評価するための手法の開発や、内分泌かく乱作用があると疑われている化学物質の有害性の評価などを国際的な協力の下で推進します。

環境リスクの評価や管理を促進するため、人の健康や生態系に対する影響を早期に発見する手法の開発を含め、化学物質対策に資する研究や技術開発の一層の推進を図ります。

例えば、化学物質の構造から有害性などの性状を定量的に予測するQ S A R（定量的構造活性相関）や化学物質の環境中における分布や人への暴露量を予測する暴露予測モデルなどを活用したリスク評価手法、化学物質を用いた製品のライフサイクル・アセスメント（L C A）などの研究開発を推進します。また、環境試料や食材を長期継続的に保管し、技術進歩や新たな環境問題の顕在化に対応して将来活用するスペシメン・バンキングの推進などを検討します。

（３）多様な手法による環境リスクの管理の推進

環境リスク評価の結果などについては、事業所周辺、地域段階、及び国段階における環境リスクの管理に適切に活用します。

個々の問題に即し、化学物質対策に資する研究や技術開発の推進、P R T R制度やM S D Sの活用、化学物質を製造、使用する事業者が自主的に化学物質のすべてのライフサイクルにわたって環境の保全などの確保を公約し対策を実行するレスポンシブルケアなどによる自主的な取組の促進や規制的手法の活用などの様々な手法を用いて、環境リスクを低減させるための措置を講じ、より効率的かつ効果的に環境リスクの管理を進めます。この際に、大気汚染防止対策や水質汚濁防止対策などとの連携を強化し、体系的な環境リスク管理の実施を目指します。

化学物質の安全性などに関連した情報を正確かつわかりやすく公開することや技術開発などにより、より安全な化学物質への代替や、安全性の高い製造プロセスへの転換を促進します。

(4) リスクコミュニケーションの推進等と合意形成

化学物質の有害性や暴露に関する情報を充実するとともに、データベースを整備し、その利用を促進することにより、化学物質関連情報を国民に提供します。

また、化学物質のリスクコミュニケーションを推進するため、環境リスクに関して国民にわかりやすく説明できる人材や、話し合いを仲介できる人材の養成を進めつつ、P R T R制度に基づく排出量データなどの関連情報を国民に正確でわかりやすい形で公表するとともに、広報活動や環境教育・環境学習などを推進します。

さらに、国民や事業者など様々な主体の意見を取り入れながら、環境リスクの低減に資する政策を決定するための手法を検討し、その展開を図ります。

(5) ダイオキシン類、P C Bなどに関する対策等

平成12年度から実施されているミレニアム・プロジェクトなども活用しながら、ダイオキシン類の排出削減対策、P C B及びP C B汚染物の処理技術の開発、普及及び処理の実施、化学物質による汚染土壌・地下水処理技術開発などを推進します。

(6) 国際協調・協力の推進

地球規模での化学物質対策を図るため、いわゆるP O P s条約やロッテルダム条約に対応する国内措置の推進及びそのために必要な体制の整備を図ります。

O E C DやI F C S（化学物質の安全性に関する政府間フォーラム）の国際的枠組の中で必要とされる国内的対応や国際的な連携の強化を図るとともに、重要なプロジェクトを積極的にリードし、国際会議の開催などによりその進展を図ります。

化学物質対策に関する先進国間での研究協力を推進します。

わが国の研究機関について、アジア太平洋地域において標準機関（リファランス・ラボラトリー）としての機能を持たせるなど、アジア太平洋地域の化学物質に関する調査、研究の拠点となるようその充実を図ります。また、わが国において開発された簡易分析手法、排出抑制技術、環境リスク管理手法などについて、アジア太平洋地域などの開発途上国に対し、それぞれの実状に応じた形での技術移転などを図ります。

第6節 生物多様性の保全のための取組

1 現状と課題

(1) 現状

地球上の生物は、誕生から約40億年の進化の歴史を経て様々な環境に適応してきました。長い歴史の結果生み出された生物の多様性は、それ自体として尊重すべき価値を持つものです。

多様な生物は生態系の中でそれぞれ役割を担って相互に影響しあい、人間の生存にとっても欠かすことのできない生態系のバランスを維持しています。また、多様な生物とそれを中心として構成される多様な生態系は、様々な恵みを人間にもたらすとともに、すべての生物の生存の基盤となっています。

今後、いかに科学技術が発展しようとも、このような生物多様性のもたらす様々な恵みなしに人間が生き続けることはできません。健全な生態系を維持、回復し、自然と人間との共生を確保するという本計画の目標を達成するためには、生物多様性を将来にわたって損なうことのないよう持続可能な利用を図り、継承していかなければなりません。そのためには、人間は、自らが生態系の一員であることを自覚し、生態系の健全性を損わないことを基本として様々な活動を行うべきであるという認識に立たなければなりません。

このような認識を踏まえ、1992年（平成4年）に生物多様性に関する条約（生物多様性条約）が採択され、国際的に重要な課題として生物多様性の保全に関する取組が進められることとなりました。わが国では、平成7年（1995年）に「生物多様性国家戦略」を策定し、生物多様性保全の取組を進めています。

わが国の主要な生態系について、主として第3回自然環境保全基礎調査（昭和58～62年度（1983～1987年度））と第4回基礎調査（昭和63～平成4年度（1988～1992年度））の比較により、また、一部第5回基礎調査（平成5～10年度（1993～98年度））の結果を含めて、植生、藻場、干潟などの変化の状況を見ると次のとおりです。

陸域では、植生の量的な改変は近年減少傾向にあります。人間の活動域周辺での二次林の改変は続いています。沿岸域における1970年代末から1990年代初めまでの変化としては、藻場の面積はマイナス3.1%、自然海岸の延長はマイナス4.5%、干潟の面積はマイナス7%となっています。

また、森林の連続性について、第3回基礎調査と第4回基礎調査のデータから解析した森林連続性指標で見ると、全国で森林のかたまりの平均面積が3%弱減少しており、生息地の減少や分断が進んでいることが推測できます。

一方、種レベルでの絶滅の危険性を、平成12年（2000年）8月までにまとまったレッドデータブック、レッドリストで見ると、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧類及び類）としてランクされている種が、動物で668種、植物等で1,992種あげられています。汽水・淡水魚類などでは、絶滅のおそれがあるというランクにあげられた種が全体の種数の4分の1以上を占め、また、メダカに代表されるように、身近な存在と考えられていた種にも、絶滅の危険が生じていることが明らかとなりました。

また、すべての種は種内に遺伝的多様性を保持しており、同一の種に分類されていても、島しょや山地など、地理的に隔離された地域個体群の間では、一般に地域ごとに適

応した異なる遺伝子を持ち、種内における遺伝的多様性を保持しています。種内の遺伝的多様性を保全するためにはこのような地域個体群を保全することが重要ですが、現在、さまざまな人間活動の影響により、地域個体群の消滅が進行しています。

(2) 生物多様性の保全に係る課題

生物多様性の減少をもたらす要因としては、一般的には、生息地の減少や劣化、移入種によるかく乱、動植物の過剰な捕獲採取、土壌、水質、大気の汚染などが主な要因とされています。わが国の生物多様性の減少要因としては、生息地の減少や分断、さらに、二次的自然環境に見られる生息地としての質の変化、移入種による影響が大きいと考えられます。

生息地の減少、分断、劣化にともなう生物多様性の減少を防止するためには、生物多様性の保全上重要な地域を保護地域として適切に保全するとともに、保護地域間の連携のあるべき姿やそれを実現するための手法についての具体的な検討を進め、保護地域間の連携を積極的に推進していく必要があります。

人間活動との関わりの中で形成されてきた二次的自然環境の保全のような、これまでの保護地域化という手法でカバーできなかった課題に関し、社会経済情勢や人間活動の変化を踏まえ、様々な主体が取り組むべき施策の方向性を示すことが急務です。

野生生物の種に着目した施策として、絶滅のおそれのある種について、その保全のための施策を着実に展開する必要がありますが、一方で、多数の生物種を絶滅の危機に追い込んでいる人間活動を改善していくための具体的な取組が必要です。

国外あるいは地域外からの生物種の移入は、他の種を捕食することや生息場所を奪うことにより在来種を圧迫すること、在来の近縁な種と交雑することなどによって生態系をかく乱し、生物多様性の減少をもたらすこととなります。わが国では、南西諸島のマングース、湖や池沼に放たれたブラックバスなど、生物多様性への影響が各地で指摘されています。

2 目標

人類の存続の基盤である環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とする生態系が健全に維持されることによって成り立っているという認識を共有します。その上で、生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られることを目標とします。

3 施策の基本的方向

生物多様性の保全とその持続可能な利用を図っていくためには、生息地の減少や分断及び劣化の防止、移入種による影響の防止など、生物多様性の減少をもたらす様々な要因に対応するとともに、生物多様性保全の基盤となる情報の整備、生息地の復元や回復のための事業など生物多様性保全のための条件整備を図っていくことが重要です。

自然資源の管理と利用に関しては、人間がその構成要素となっている生態系が複雑で絶えず変化し続けているものであることを認識することが大前提です。その上で、生態系の構造と機能を維持できるような範囲内で、その価値を将来にわたって減ずることのないよう、自然資源の管理と利用を順応的に行うことが原則です。また、自然資源の管理と利用は、科学的な知見に基づき、関係者すべてが広く自然的、社会的情報を共有し、社会的な選択としてその方向性が決められる必要があります。これらのことは、平成12年（2000年）の生物多様性条約締約国会議で合意されたエコシステムアプローチの原則を踏まえたものです。

なお、森林、都市、農村などを対象とする各種計画で、生物多様性の保全に影響を及ぼすおそれのあるものは、生物多様性国家戦略の基本的な方向に沿ったものとなる必要があります。

4 重点的取組事項

（1）生息地の減少、分断、劣化の防止

生息地の減少、分断、劣化による生物多様性の減少に関しては、全国規模から地域規模まで様々な段階において、生物の生息・生育空間の確保とそのネットワーク化を図ることにより対応します。

保護地域での保全に関しては、生物多様性保全上重要な地域を特定し、その保護地域化を図ります。また、保護地域間の連携化の検討を進め、これを積極的に推進します。このため、自然環境保全基礎調査をはじめとする各種調査の結果を基に一定の基準を設け、生物多様性保全上重要な地域を特定し、それがどれだけ保護地域とされているのか、また、その管理方法は適当であるのかという観点から、現行の保護地域の制度及び保護地域の設定の再点検を行うことを検討します。

また、このような保護地域での保全を進めるほか、森林、湿地、農地、都市など様々な生態系において、各種手法による保全のための取組を推進します。特に、森林の連続性、水系などの観点から、生物の生息・生育空間の回復や復元事業を行い、そのネットワーク化を進めます。

里山をはじめとする二次的自然環境については、多様な生物の生息・生育空間、自然とのふれあいの場、都市域の緑地などとして様々な機能をもっていることから、稀薄化した人と自然との関係の再構築という観点に立った保全の取組を推進します。

さらに、二次林、干潟などの生息地のタイプのうち、減少傾向が大きいものについて

は、その面積の減少により生物の多様性が損なわれる可能性が高いという観点から、全国的、あるいは一定の地域ごとに量的な減少をとどめ、回復していくための方策を早急に検討します。

(2) 生物多様性保全の条件整備

生物多様性の保全は、国の行政機関のみならず地方公共団体、土地所有者、民間団体、国民といった、自然資源の管理と利用に関係する立場にある様々な主体が、わが国の自然的社会的特性を踏まえながら、生態系のもたらす様々な価値を損なうことなく管理し、利用することによって初めて達成されます。このような取組の基礎とするため、エコシステムアプローチの原則を実際の自然資源の管理と利用の上でどのようにして具体化して適用していくかということについて検討を行い、生物多様性の保全に関する関係主体の共通認識を形成します。

また、特に、二次的自然環境などに見られるように、人間活動が生態系の中で重要な要素となっている場合にあっては、それらの人間活動に対する経済的な奨励措置が生物多様性の保全に有効であると考えられることから、そのような奨励措置に関する積極的な取組が求められます。

さらに、生息環境の維持、復元や回復のための事業が、生物多様性を保全する上で重要な役割を果たすことから、社会的な投資としての意義を明確にし、その推進を図ります。

(3) 移入種問題への対応

移入種問題に関しては、生物多様性条約締約国会議で横断的な検討事項として検討が進められ、生態系、生息地、種を脅かす外来種に関する決議がなされ、「外来種の予防、導入、影響緩和のための中間的原則指針」に沿った取組が求められています。

移入種による生物多様性への影響についての対応については、この指針も踏まえ在来の種や生態系を脅かす種に関し、その定着の段階に応じて、侵入の予防、初期の撲滅による定着と拡散の防止、抑制や長期的制御措置という、3段階のアプローチをとることとします。そして、関係府省が連携を図りながら、とりうる対策を早急に検討し、侵入の段階に応じた効果的な対応を図ります。

(4) 生物多様性情報の整備

生物多様性の保全と持続可能な利用のための施策の基盤として、生物多様性の現状の的確な把握と遺伝的な多様性に関する調査、研究などを推進します。

また、関係するすべての主体が生物多様性の保全のための基礎情報として利用できるよう、生物種に関する情報を体系的に整理し、広く提供します。このため、国内の生物多様性に関する一体的な情報データベースを確立し、強化するとともに、国際的な情報

のネットワーク化に積極的な役割を果たします。

さらに、動植物の分類、標本の収集、整理のような基礎的な活動とこのような基礎的な調査研究を行う人材の養成と活動の場の確保が長期的に保全施策を展開するための基盤として重要であることを踏まえ、そのために必要な取組を推進します。

(政策手段に係る戦略的プログラム)

第 7 節 環境教育・環境学習の推進

1 現状と課題

環境教育・環境学習は、各主体の環境に対する関心を喚起し、共通の理解を深め、意識を向上させ、参加の意欲を高め、問題解決能力を育成することを通じ、各主体の取組の基礎と動機を形成することにより、各主体の行動への環境配慮の織り込みを促進します。また、個別政策分野においても政策推進のための有効な政策手段となります。

このような観点から、これまで学校における指導の充実、学習拠点の整備、学習機会の提供、人材の育成と確保、教材と手法の提供、広報の充実などの施策が実施されるとともに、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策などの個別政策分野において有効な政策手段として活用されてきました。

環境教育・環境学習をめぐる状況を見ると、学校以外の教育・学習施設の増加などを背景とした教育・学習の場の多様化や、これらを行う民間団体や事業者の増加などに伴う担い手の変化などの注目すべき変化が生じています。このようなことから、今後、学校以外の公的施設、自然のフィールドなどが環境教育・環境学習の場として重要な役割を担うことや、これらの担い手としての民間団体、事業者などの役割の重要性がさらに増すことが考えられます。

また、環境教育・環境学習は、就学年齢層のみならず、青壮年層、高齢者層まで含めて広く国民全体を対象として実施すべきものですが、必要性が高く効果も大きい対象を絞って施策を推進することも必要となります。

さらに、環境教育・環境学習に関する施策により、いかなる行動が導かれたか、いかなる環境改善効果がもたらされたかという観点で施策を評価する手法は今後の課題です。このため、具体的な事例を継続的に追跡調査することによって、効果を的確に把握することのできる評価手法の検討を行う必要があります。

2 施策の基本的方向

(1) 今後の環境政策における環境教育・環境学習の位置付け

環境教育・環境学習が環境政策に不可欠な政策手段であるとの認識の下に、これを環境政策全体の中で適切に位置付け、推進するとともに、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策をはじめとするすべての個別政策分野において、環境教育・環境学習を政策立案段階から有効な政策手段として位置付け、推進します。

(2) 環境教育・環境学習に関する施策の再構成

国民、民間団体、事業者などの各主体が、日々の活動の場であるそれぞれの地域において、自発的に環境に配慮した行動を行うことを中心に施策を構成し直していきます。

また、地域の行政が、それぞれの地域において、学校、民間団体、事業者などとのパートナーシップの下で互いに連携を図りながら施策を展開できるよう、国は、人材の育成、プログラムの整備など、取組の基盤となる施策を推進します。

(3) 環境教育・環境学習の対象の重点化

環境教育・環境学習は、広く国民全体を対象として実施するものですが、特に、環境保全のための取組に重要な役割を担う者や次世代を担う年齢層に対して重点的に実施します。

(4) 幅広い環境教育・環境学習の実施

今後の環境教育・環境学習は、「持続可能な社会の実現のための教育・学習」という幅広い文脈で実施していくべきものであり、グローバルな視点を踏まえながら、環境汚染や自然保護の枠にとどまらず、消費、エネルギー、食、居住、人口、歴史、文化などの多岐にわたる要素を含めたものとしていきます。

(5) 多面的な学習による問題解決能力の育成

多様で複雑な環境問題を理解し、解決に向けて行動するためには、問題を全体的に捉える必要があり、環境に関する知識の習得に加え、感性や倫理観、多面的に物事を考え自ら課題を見つける能力、問題を多角的に分析する能力、様々な主体間の調整を行うために互いにコミュニケーションを図る能力などを育成していくことが必要です。このため、「体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、行動する」という過程を重視した学習を推進します。

3 重点的取組事項

(1) 人材の育成

環境教育・環境学習を推進するためには、地域における自主的、自発的な活動を支える人材が必要です。このため、環境教育・環境学習の具体的な企画を行う役割を担う人（プランナー）、活動の場で参加者の自発的行動を上手に引き出したり促進したりする役

割を担う人（ファシリテーター）、様々な人や組織の間の調整やネットワーク作りを行う役割を担う人（コーディネーター）の育成を推進します。

これらの人材の育成にあたっては、教育施設や行政、企業などに属する人材の活用と並んで、地域における環境保全活動の実践リーダーを、環境に関する知識と倫理を有し豊かな感受性を持った存在に育成していくことが重要です。このため、国の研修施設におけるプログラムの充実などを図りながら、地方公共団体の学習ネットワークを支える人材や自然の仕組みの学習に関する指導者、環境教育を職業とする専門家などを育成するとともに、技術士などの公的資格を持つ者の参加や環境カウンセラーを含め、このような人材の活用を図ります。

（２）プログラムの整備

環境教育・環境学習のプログラムについては、都市・生活系の分野など、充実が求められている分野について、体系的な整備を図る必要があります。また、プログラムの整備にあたっては、全体の枠組みの中で、「関心の喚起 理解の深化、意識の向上 参加意欲、問題解決能力の育成」という段階を経て具体的な行動を促すという一連の流れを踏まえ、プログラム相互間の連携を図ることを重視していく必要があります。

このような観点から、地方公共団体におけるモデル的な環境教育・環境学習プログラムや国の施設における先進的なプログラム、理科や社会科、技術・家庭科などの各教科や総合的な学習の時間などにおいて活用可能な教材などの整備を推進します。なお、このような教材の整備にあたっては、実践の現場からの積み上げに十分配慮するものとします。

（３）情報の提供

自主的、自発的な環境学習や実践行動を促進するためには、環境に関する正確な情報を必要なときに必要な形で入手できるよう、情報基盤を整備していくことが必要です。

このため、環境教育・環境学習を進める上で基盤となる情報の収集及び提供、環境ラベリング、グリーン購入関連情報など消費者や事業者の製品選択に必要な情報の提供などを推進します。なお、このような情報提供に際しては、幅広く意識啓発を進めるため、各種の集中的なキャンペーンの実施やマスメディアを含む様々な媒体の活用留意します。

（４）環境教育・環境学習の場や機会の拡大

地域の人々が気軽に訪れることのできる場所に、環境学習や実践活動の場や機会が多様な形で存在することが必要です。また、全国的な行事やキャンペーンなど、環境学習が広範囲に連携した形で効果的に実施される機会を提供することも重要です。

このため、環境教育・環境学習の拠点として地域の各種施設の活用を図るとともに、

里山、水辺などの多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを通じた環境教育・環境学習の場としての活用を図ります。また、先進的な各主体の交流事例を国の施設において紹介し、普及を図るとともに、こどもエコクラブ事業などの全国的及び広域的な観点からの学習機会の提供、さらに、学習や実践活動の成果を発揮できる場や機会の充実を図ります。

(5) 各主体の連携

自主的、自発的な環境学習を可能とするための条件整備を効果的に推進するためには、行政、民間団体、事業者など各主体の連携が深められ、地域に根ざし、地域から広がる形で環境教育・環境学習が推進されていくことが必要です。

このような取組においては、地方公共団体の役割が重要であり、国はそれを支援するための基盤整備を行います。

また、民間における各主体の連携を促進します。さらに、国においては、パートナーシップの考え方に基づく先進的なモデル事業の実施、環境教育・環境学習に関する組織の拡充強化、関係府省の連携を図る場の常設化などを推進します。

(6) 事業者等による取組

企業内教育は、環境教育・環境学習の重要な構成要素であり、事業者の自主的取組の中でも重要な事項の一つです。また、事業者が提供する環境保全に係る事業活動や製品・サービスの情報は、各主体が環境教育・環境学習によって向上した意識をグリーン購入活動などの具体的な行動につなげていくために不可欠なものです。さらに、野外体験などの場や学習機会を提供する事業者や民間団体は、環境教育・環境学習の実施主体として重要な役割を担っています。

このような観点から、企業内教育のためのプログラムの整備や情報提供に努めるとともに、環境報告書の作成と公表や環境ラベリングなどの事業者における自主的取組を促進します。また、野外体験、自然体験、エコツアーなどの様々な体験学習活動機会を提供する事業者などとの連携を図ります。

(7) 国際協力

諸外国の先進的な事例を学ぶとともに、わが国の環境教育・環境学習に関する経験を他国と共有し、その取組を支援すること、特に、開発途上国において環境教育・環境学習に携わる人材の育成を支援することが重要です。

このため、日中韓三カ国環境教育ワークショップなどの国際会議などを通じて国際的な連携を深めるとともに、開発途上国を対象とした人材育成や教材開発などの環境教育支援プロジェクトの実施などを推進します。

第8節 社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組

1 現状と課題

従来、公害対策においては、環境負荷の生ずる過程の末端において負荷を低減しようとするエンド・オブ・パイプ的な対策が主に行われてきましたが、環境問題の構造の変化に伴い、そのような対策のみでは不十分であることが認識されました。そして、社会経済システムそのものを持続可能なものに見直していくという、環境と経済の統合的アプローチに立脚した環境政策への転換が図られつつあります。これを具体化するには、政策手法の多様化とその最適な組合せ（政策のベスト・ミックス）が必要となっています。

このような中で、環境政策の政策手法については、経済的手法、自主的取組手法、情報的手法、手続的手法の分野を中心に新たな環境政策手法の開発や普及が進みつつあります。しかし、これらの政策手法については、なお形成過程にあるものが多く一層の整備が必要です。

また、直接規制的手法など従来からの政策手法についても、環境問題の構造変化を踏まえ、改善のための検討を行っていく必要があります。

2 施策の基本的方向

環境問題の構造変化に対応し、社会経済システムへの環境配慮の織り込みを図る「社会経済のグリーン化」を進めていくため、環境利用のコストが価格を通じて十分市場に反映されることに留意しながら、新たな政策手法の開発と普及を図っていきます。

環境政策への各政策手法の適用にあたっては、可能な限り各主体の創意工夫を尊重しながら、自主的な取組を助長していくことを重視し、当該政策手法の効果に加え、国民経済への影響、制度の運用に要するコスト、環境保全に関する意識への影響、技術革新など他の側面への波及効果などを考えながら、各主体の最適な選択につながるものとなるよう留意します。

また、政策のベスト・ミックスの考え方を踏まえ、当該問題の解決に適した複数の政策手法の適切な組合せと有機的な連携とを図り、適切な政策パッケージとして、相互補完的な効果や相乗的な効果を発揮させることに特に留意します。

3 重点的取組事項

「第2部第2節3（1）社会経済の環境配慮のための仕組み」において示した政策手法

について、次のとおり一層の展開を図ります。

(1) 直接規制的手法の採用にあたっての考え方の整理

個別具体の環境問題に対する具体的行為の禁止、制限や義務付けなどを行う直接規制的手法について、この手法を用いることの適否を判断するためのチェックシートのあり方の検討や環境保全効果と経済的効率性の両側面から、他に採りうる政策手法との比較考慮を含めた規制効果分析を行うための考え方について検討します。

さらに、規制をより柔軟なものとしながら高い効果を挙げるため、規制の対象者に達成手段などの選択の幅を許容する枠組規制的手法に移行するための条件や、直接規制的手法と他の政策手法との組合せのあり方について検討します。

(2) 経済的手法のあり方の検討

地球環境問題、廃棄物問題、自動車交通に伴う環境問題などの重大な環境問題が、不特定多数の者の通常の世界経済活動によって引き起こされている現状を踏まえ、税、課徴金、排出量取引、デポジット制度などの経済的手法の環境政策上の活用のあり方について、当該手法の効果、国民経済への影響を踏まえつつ、国民、事業者など関係主体の理解と協力を得るよう努めながら、汚染者負担の原則を踏まえ、幅広く検討を進めていきます。

(3) 自主的取組手法の活用のための方策の検討

各主体の自主的取組を環境政策における政策手法として適切に位置づけ、積極的活用を図ります。このため、自らの行動について設定した努力目標の公表、行政主体などによる第三者の関与の確保のあり方や、他の手法との組合せのあり方など、自主的取組を活用するための方策について検討します。

(4) 情報的手法の開発と普及

情報的手法については、関係者の自主性をいかながらパートナーシップの下で発展を図っていくことが重要です。国や地方公共団体は、科学的知見の蓄積や環境政策を踏まえ、環境負荷などを適切に評価し、施策に反映しうる手法の整備や、情報の円滑な流通のための基盤整備など社会基盤的な性格を持つ部分の整備を中心にして積極的な取組を進めます。さらに、誤った情報により問題が発生する可能性も踏まえ、情報の信頼性を確保するための仕組みについても検討課題とします。

ア 情報開示・提供の手法

(ア) 環境報告書

様々な規模、業種を含め幅広い事業者に環境報告書の作成と公表の取組を広げ、関係者との意思疎通を促進していくため、ガイドラインの策定や表彰制度などを通じた取組支援を行います。

また、情報内容の充実など環境報告書の質の面での向上を図るため、環境会計や環境パフォーマンス評価のための指標について一層の検討を進めるとともに、第三者による検証や意見の付記など、信頼性を確保するための手法のあり方についても調査検討を進めます。

(イ) 環境ラベリング

購入者が、製品やサービスに関連する適切な環境情報を入手できるよう、環境ラベリングその他の手法による情報提供を進めていきます。このため、エコマーク制度や国際エネルギースタープログラム、省エネラベリング制度について一層の充実を図ります。

また、自己宣言による環境ラベルの普及や製品の定量的環境情報の開示を行う新たな環境ラベルについて検討を進めるとともに、グリーン購入の取組を促進する民間団体による情報提供の取組を促進します。

さらに、事業者や民間団体が行う情報提供の状況を整理、分析して提供するとともに、適切な情報提供体制のあり方について検討します。

イ 評価の手法

(ア) 環境パフォーマンス評価

事業活動における環境への負荷の状況や環境対策の状況を適切に評価するため、事業者の環境パフォーマンスを評価するための指標について調査研究を進めます。

(イ) 環境会計

事業者による効率的かつ効果的な環境対策の推進に資する環境会計システムの確立に向けて、環境会計に関するガイドラインを更に充実発展させるとともに、事業者に対する一層の普及促進や実施支援のための取組を行います。また、国際的な環境会計に関する枠組みの形成に向けた議論に積極的に参画します。

(ウ) ライフサイクル・アセスメント(LCA)

引き続き、製品やサービスに関して、投入される資源、エネルギー量と生産あるいは排出される製品、排出物のデータ収集、定量化などを行うインベントリ分析や、インベントリ分析の結果を各種環境影響カテゴリーに分類し、それを使用して環境影響の大きさと重要度を分析するインパクト評価の手法など、ライフサイクル・アセスメント(LCA)の実施のために必要な手法を開発し、その確立及び普及を図ります。また、国際的な枠組みの形成に向けた議論に積極的に参画します。

(5) 手続的手法の開発と普及

意思決定の各段階に環境配慮を織り込む手続的手法の一層の開発と普及を進めます。なお、意思決定過程や結果の公表によって透明性を高めることなどにより、取組の適正さを担保する措置を講じることや、環境の負荷の状況、対策のコストや効果を的確に把握、評価し、意思決定にいかすことについて特に留意します。

ア 環境管理システム

環境管理システムの導入を幅広い事業者を広げていくため、ISO14001について、引き続き情報提供、研修などの支援を行い、取得の促進に努めます。また、中小規模の事業者などが環境管理システムの導入に向けた取組を始めることを促す手段として、低利融資、研修をはじめとする取得促進のための支援、簡易な手法である環境活動評価プログラムの普及などの取組を進めます。

なお、国においても、通常の経済活動の主体としての活動以外の政策立案などの活動についても積極的に環境配慮を織り込んでいくため、環境管理システムの導入を進めます。

イ 環境適合設計

製品の設計段階において、製品の製造から廃棄に至るまでを見通して環境負荷の低減を図るとともに、製品のサービスへの置き換えや製品の長寿命化なども視野に置いた対応を図ろうとする環境適合設計について、わが国企業のこれまでの経験をいかしながら、ISOにおける検討に参加し、貢献するとともに、その幅広い普及を図っていきます。

ウ 戦略的環境アセスメント

環境基本法第19条にもあるとおり、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策についても環境の保全に配慮することが必要です。

上位計画や政策における環境配慮のあり方について、現状での課題を整理した上で、内容、手法などの具体的な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取組の実例を積み重ね、その有効性、実効性の検証を行います。それを踏まえて、環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図ります。

このような検討や取組の状況を見つつ、必要に応じて制度化の検討を進めます。上位計画や政策に対する環境配慮として、内容や制度に差異はありますが、諸外国で「戦略的環境アセスメント」と呼ばれる仕組みや、わが国の一部地方公共団体において上位計画等における環境配慮の取組が開始されており、これらも参考にして検討を行います。

エ 環境影響評価

「環境影響評価法」により新たに導入された方法書手続や環境保全対策についての複数案の比較検討などを通じて、開発行為への環境配慮の統合を一層進めるとともに、同法に対応した技術手法について、調査検討を推進します。また、一般住民、地方公共団体などに対する情報の提供、技術的支援を充実させるとともに、専門家の技術の向上を

促すための措置を講じます。

(6) 政策パッケージの検討

政策課題に対応して、多様な環境政策の手法を組み合わせ、有機的に連携させることにより、政策パッケージを形成し、効果的な環境政策の推進を図っていきます。

特に、情報的手法や手続的手法については、両者の関連性に留意して、環境政策として有効な政策パッケージとして形成し、その推進を図ります。

第 9 節 環境投資の推進

1 現状と課題

わが国の社会資本は、公共部門においては、主要先進国に比べれば、なお整備が遅れているものも見受けられますが、戦後50年を経て相当の進捗が見られ、投資全体に対する維持管理の比重が高まるとともに、高度経済成長期に大量に整備された社会資本が更新期を迎えようとしています。

また、平成12年度末の推計で、国の公債残高は約365兆円、対GDP比73%、国、地方の長期債務残高は642兆円にも達する見込みとなるなど、国、地方の財政状況は急速に悪化してきており、今後高齢化などに伴う財政需要の増大も見込まれます。この結果、財政の対応力は、相当長期間にわたって低下せざるを得ず、社会資本整備についても、限られた財源の一層の重点的、効率的配分が求められるものと考えられます。

このような中において、環境問題に対する認識の高まりや社会の高齢化などを背景として、国民の価値観も多様化しています。また、国民の社会資本に対するニーズも生活をより重視する方向あるいは単なる量的充足から個性豊かで活力に満ちた地域社会を求める方向へと大きく変化してきています。社会資本の整備についてもこのような国民の価値観の多様化や社会資本に対するニーズの変化への確な対応を図ることが必要とされています。

わが国が持続可能な社会を構築していくためには、このような社会資本をめぐる情勢を踏まえ、社会資本整備における環境の保全のための、あるいは環境保全に資する投資の推進を図るとともに、投資に際して環境配慮を行う機会を適宜設けることなど投資全体に環境配慮をシステムの的に織り込んでいく努力を行う必要があります。

他方、民間投資に関しては、これまでどおり、投資の利益率、効率性の高さが前提とされる一方で、消費者のニーズが循環と共生が実現された社会に、より大きな豊かさを認める方向に変化しつつあることを踏まえて展開していくと考えられます。また、企業が経営方針を決定する際に、環境を考慮すべき主要な要素の一つと考える傾向が強まっ

てきていることなどからも、持続可能な社会にふさわしい市場への質的变化が期待されます。

また、地球環境問題の観点から国際的に資源・エネルギーの制約が強まる見通しの下、資源の効率的利用や再利用など資源効率性の向上や、再生可能な資源の育成や利用の推進が極めて重要な社会経済的な課題となると考えており、このようなことも、市場の変化を促進するものと考えられます。

しかしながら、環境のように外部不経済性が強く現れる分野について全面的に市場に委ねる場合には、いわゆる「市場の失敗」が生じることになります。このため、必要に応じ、環境利用コストの市場価格への内部化のための措置など適切な政策的対応を行った上で、資源・エネルギーの使用の削減、効率化、再生可能なものへの転換などのための投資を推進することが必要とされています。

2 施策の基本的方向

21世紀に向けて、持続可能な社会を築き上げていくためには、国民の間に生まれつつある新たな豊かさの観念や消費の傾向、それを可能にする市場の質的变化を定着させていくことが必要です。また、環境に対する投資は、社会発展の基盤である環境の破壊の防止や環境制約の緩和を通じ、社会経済の発展を持続させるための条件を整えるほか、新たな需要の喚起や技術や生産プロセスの革新を通じて産業の発展基盤や国際競争力を強化する効果があることにも留意する必要があります。

このため、あらゆる投資に環境配慮を織り込んでいくとともに、それを先導する役割を担うものとして、特に次のような分野における環境投資を社会資本投資の重点分野の一つとして推進を図ります。

環境負荷の低減、処理のための投資

環境の維持、復元、創造及び健全な利用のための投資

資源・エネルギーの使用の削減、効率化、再生可能なものへの転換などのための投資

持続可能な社会に関する技術開発、モニタリングのための投資

また、環境上の「負の遺産」についても、その解消を図るための取組を行います。

このような環境投資の推進にあたっては、次のような方向性を踏まえ、公共部門は、次世代の社会資本を環境配慮型のものにしていくため、自らの投資への環境配慮の織り込みと環境投資を適切に推進するとともに、民間部門における投資への環境配慮の織り込みやエコビジネスの成長を行いやすくする環境を整える役割を担います。民間部門は、これを受けて、自発的に投資行動や消費行動に環境配慮を織り込み、環境保全型の市場形成を図っていくことが期待されます。また、これらの取組に共通する環境投資のための基盤整備を図るため、環境研究及び環境技術開発、情報基盤の整備を推進するとともに、地域段

階における関係主体の連携の強化を図ります。

(1) 公共投資

国、地方公共団体などの公共投資における環境配慮の適切な織り込みを推進していきます。

また、既存ストックの有効活用を図るとともに、今後、高度経済成長期に大量に整備された社会資本が更新期を迎えることに伴う社会資本の整備にあたっては、環境配慮型のものの整備を適切に推進します。なお、更新により生じる廃棄物の有効利用にも留意します。

循環型社会構築のための取組が推進されていることにかんがみ、循環型社会の実現のために必要とされる社会資本については特に整備の推進を図ります。

P F Iなどの民間活力の導入にあたっては、環境面に十分配慮してそれらの施設などの運営に努めることとします。

(2) 民間投資

行政の関与、特に規制は必要最小限度にとどめることを基本とし、環境に係る外部不経済性が強く現れる場合などには、可能な限り、環境コストの市場価格への織り込みなど適切な条件整備を図ります。

循環型経済システムの構築の観点から、今後、廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品などの再使用（リユース）、原材料としての再利用（リサイクル）が行われるための投資を促進することに資する制度の着実な実施を図るとともに、必要に応じて適切な制度の整備を行います。

(3) 環境研究、環境技術の開発

比較的市場に乗りやすいものについては、行政の関与は必要最小限度とし、市場に任せただけの場合には十分な実施が期待できないものについては、行政の直接的な実施、あるいは支援の枠組みなどを検討します。

環境負荷の低減に直接つながる研究開発のほか、公共投資、民間投資を促進する基盤となる研究開発について幅広く促進を図ります。この場合、新技術の開発のみならず、既存技術の普及や新たな組合せ、地域の自然的、社会的、経済的な状況に適した技術の開発についても十分配慮します。

また、環境面における技術革新を効果的に推進するため、環境政策の方向性や目標を明確にした上で、技術を適用した場合の効果や環境への影響などに十分配慮しながら、科学技術基本計画を推進するとともに、産業界との連携の下に国家産業技術戦略などの着実な実施を図ります。

3 重点的取組事項

(1) 公共部門における環境投資の促進

ア 環境保全経費の活用

環境投資の重点的、効率的実施を図るための枠組みとして、予算編成に関連して行われている、関係行政機関の公害の防止並びに自然環境の保護及び整備に関する経費の見積り方針の調整（環境保全経費の見積り方針の調整）を活用することとします。そのため、環境保全経費の運用面のあり方について検討を行った上で、必要に応じて改善を図ります。

イ あらゆる公共投資への環境配慮の織り込み

公共投資全般に環境配慮を織り込んでいくための枠組みの整備に努めます。このため、事業評価システムに環境を重要な視点として織り込むことを検討します。また、環境影響評価についてよりよい技術手法の確立等のきめ細かい対応を行うとともに、戦略的環境アセスメント、環境管理システム等の手法について検討を行います。

ウ 民間の資金やノウハウの活用にあたっての環境配慮の織り込み

公共投資の分野においては、PFIをはじめとする民間の資金やノウハウの活用の可能性について模索が行われていることにかんがみ、そのような手法が活用される場合にも十分に環境配慮が織り込まれるよう、必要な措置について検討します。

(2) 民間部門における環境投資の促進

ア 環境投資の将来の方向性の提示

投資環境についての予測可能性を高めることにより、企業の環境投資が適切な方向性と規模をもって実行されるよう誘導するため、可能な限り、環境投資に関係を持つ国の各種計画において環境投資の将来の方向性を提示することに努めます。

イ 環境利用のコストの市場への内部化

環境については、その性格上、全面的に市場に委ねる場合には、環境利用のコストを正しく評価し、それぞれの利用に応じて適切なコストを支払うことを期待することは困難であり、その結果、本来必要と考えられる水準の環境投資が行われず、資源の配分の歪みや不適切な使用が生じます。このような問題点を解決し、民間主体による環境投資を促進していくため、環境利用のコストの市場への内部化に努めます。

ウ 環境投資の促進のための環境整備

(ア) 企業における環境経営の促進

民間部門における環境投資の促進を図るため、企業が環境保全の観点を企業の経営方針に組み込むとともに、環境保全のための取組を企業目標や経営戦略の一部として明確に位置づけ、企業内部における業績評価に際しても環境保全のための取組に対して適切な評価を行っていきよう促します。

このため、ISO14000シリーズなどによる環境管理システムの導入の促進、環境適合設計の考え方の確立、環境会計、環境報告書の普及を図るとともに、環境パフォーマンスの評価やライフサイクル・アセスメントなどの環境負荷の総合的な評価のための手法の開発などを推進します。

また、企業の環境に配慮した経営を行おうとする努力が市場において適切に評価され、消費者や投資家など様々な主体からそのような企業の財・サービスや有価証券などが好ましいものと考えられるようになることにより、さらに環境経営が進められていく環境経営促進のプロセスを確立していきます。このため、環境パフォーマンス評価を含め、企業の環境保全対策に関する情報を消費者を含む関係者に対して適切に提供することを通じ、環境コミュニケーションを促進していくための方策について検討します。

なお、環境コミュニケーションの重要な手段である環境報告書や環境会計、環境ラベリングなどについては、企業の環境経営に対する評価をより適切かつ客観的に行うため、情報の客観性と標準性を担保しながら比較可能性や精度の向上を図ることや第三者による意見の提出あるいは評価を行うことについて検討します。

(イ) 環境投資の促進と一体となった社会資本の整備

民間部門の環境投資の中には、それが十分な効果を発揮するためには、民間部門では十分な対応が困難な大規模な関連社会資本の整備を必要とするものも多くあります。このため、民間による投資を最大限助長することを基本としながら、公共部門においても、民間の環境投資の状況を踏まえ、必要な社会資本の整備を進めます。

(ウ) 需要面からの環境投資の促進

環境投資が促進されるためには、環境負荷の少ない財・サービスに対する需要が存在することが重要であることにかんがみ、そのような財・サービスに対する消費者の選好を高め、グリーン購入を助長するための施策を講じます。

このような需要面からの環境投資の促進のための施策を講ずるにあたっては、生産者の対応を含む幅広い施策を相互に連携させながら適切に組み合わせ、政策パッケージを形成していくことが重要です。このような観点に立ち、関係主体の連携の下に、国民に対する環境教育を通じて消費者の環境に対する理解を深めること、環境ラベリングの促進などを含め、財・サービスなどに関する環境情報をわかりやすく提供することに努めること、国や地方公共団体などの公的主体が率先してグリーン購入に努めること、企業などの大口需要者のグリーン購入の動きを助長すること、最も優れた性能を達成した製品に合わせて製品規格を考えるトップランナー方式などによる企業側

の商品開発の促進などによりグリーン購入の選択の幅を拡大すること、などを推進します。

(エ) 環境投資のための資金調達の円滑化

投資家の株式などへの投資や金融機関などの企業への出融資に際して、経済的側面に加え、企業の環境保全への取組が判断材料として組み入れられることにより、企業における環境投資のための資金調達の円滑化が図られるための枠組みを検討します。その検討にあたっては、欧米に見られるような収益面のみならず、倫理面、社会的な側面まで配慮した社会的責任投資 (Socially Responsible Investment) の考え方に留意します。

(オ) 環境投資のための支援の枠組み

環境投資については、従来から公害防止、省エネルギー、廃棄物・リサイクル対策、オゾン層保護対策などに関連する事業を中心に財政上の措置や政府系金融機関などによる低利融資制度などが活用されることにより、促進が図られてきているところです。しかし、環境投資は、採算性の面で劣るものや資本の懐妊期間が長期にわたるもの、事業リスクの大きいものを含むことなどから、今後とも「汚染者負担の原則」や貿易に関する国際的な取り決めなどを踏まえながら、このような支援の枠組みの適切な運用に努めます。

(3) 公共部門、民間部門を通じた環境投資のための環境整備

ア 環境研究及び環境技術開発

環境研究及び環境技術開発は、それらを行うための施設の整備のための投資が環境投資の一環として位置づけられるとともに、環境投資が推進されるための基盤となるものでもあります。

環境研究及び環境技術開発については、このようなことを踏まえながら、環境変化の仕組みの解明、環境影響の把握及び環境保全対策の3点を重点事項として取組を行います。

なお、民間部門においては、環境研究及び環境技術開発のうち環境保全対策に係る研究及び技術開発であって、開発コスト面や開発リスクの面から企業が実施することが難しいものについては、それらの促進を図る方法などについて検討する必要があります。

一方、公的部門においては、環境研究及び環境技術開発は、わが国の研究・技術開発の重点分野の1つとして位置づけられ、多くの政府関係機関が、それぞれの所管との関連で様々な観点から多くの取組を行っています。このような取組について、全体を通じた明確な戦略の下に、相互間の十分な連携を図りながら、限られた資金を重点的かつ効果的に活用し、環境研究及び環境技術開発の充実に努めていく必要があります。

イ 環境に関する情報基盤の整備

環境に関する情報は、環境保全のための基盤であるとともに、環境配慮型の商品などの将来の需要の見通しや消費者の環境問題に関する意識の変化などに関する情報は、事業者にとっても今後の市場動向についての予測を行うための基礎の一つとなるものです。

このような観点から、公共部門、民間部門の双方において、環境に関する情報の積極的な整備とデータベース化を図るとともに、可能な限り情報の公開と社会的な共有化を図ります。

環境に関する情報基盤の整備に関しては、次のような分野に重点を置いて検討します。

技術・研究開発の基盤となる科学的知見の充実及び地球観測データなどの情報ネットワーク基盤の整備

環境保全型の製品、技術、サービスなどに対する内外の需要やその将来予測についての情報、利用可能な再生資源などの発生状況や発生予測に関する情報、環境関連産業の現状に関する情報など、環境保全に関連する産業活動に必要な情報の整備

環境投資の状況に関する基礎的な情報及び国土環境情報などの整備

ウ 地域における連携

持続可能な社会に向けた投資については、地域レベルにおいて行われるものが極めて多く、環境投資が十分に効果を発揮しうるかどうかは地域の社会経済システムや生活様式あるいは地域住民の環境保全に向けた意識や行動と密接な関係を持ちます。このような観点から、地方公共団体や地域住民、企業、N G Oなどの地域における連携を促すとともに、環境投資の効果を支えているボランティアなどによる環境保全のための取組を支援していきます。

(4) 環境分野におけるITの活用

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式や事業活動の見直しは、社会経済システムの改善や資源・エネルギーの利用効率の向上などの取組により具体化されていくものです。これら取組の推進において、ITのもたらす新たな技術的發展には、直接的、間接的に環境に寄与する技術を飛躍的に進歩させるとともに、生産管理などの制御技術やモニタリング技術の高度化を通じ、社会経済システムを環境負荷の低減により、きめ細かく配慮した形で運営していく上で障害となってきた情報面の隘路を打開することが期待されます。生活様式の面においても、ITは、財の所有を前提としてきた行動をサービスを前提とした行動に置き換えることなどにより、物質への依存度のより低い生活様式をもたらす可能性があります。

また、環境は様々な要素が絡み合った複雑な系をなしているため、人間活動の影響を把握し、これへの対応を短時間のうちに図っていくことには大きな困難が伴ってきました。ITの活用は、このような面の改善にも大きく寄与することから、より正確で豊富な情報を基に、即時性の高い対策を講ずることが可能になることと期待されます。

このような観点から、ITの活用を環境投資の重点分野と位置づけ、社会経済システム

の高度化、生産や流通システムの効率化、環境に配慮した製品やサービスの提供、消費行動の合理化、資源の循環的利用など、社会経済活動のあらゆる場面において環境負荷を低減していくためにITの活用を推進するとともに、エコビジネスの育成にあたっては、ITの活用に留意します。また、環境の監視・観測、分析のためのモニタリングやシミュレーションの実施、それにより得られた情報を社会的に共有化していくための情報システムの構築、運営など、環境行政の基盤をより高度化し、充実させていくためにもITを活用していきます。

(5) 森林の維持、保全及び整備等

わが国の国土の約7割の面積を占め、環境の保全に極めて重要な役割を果たしている森林については、近年、林業の採算性の悪化などを背景とした人工林の管理水準の低下などにより、多面的な環境保全機能が損なわれるとの懸念が生じています。このことを踏まえ、森林の多面的な環境保全機能を維持するために必要な森林の維持、保全、整備のための投資及び木材資源の有効利用推進のための投資を環境投資の重点分野と位置づけ、山村地域の高齢化が進む中における今後の森林の管理のあり方について森林の恩恵に係る受益と負担のあり方を含めて検討しながら、その推進を図ります。

(あらゆる段階における取組に係る戦略的プログラム)

第10節 地域づくりにおける取組の推進

1 現状と課題

今日の環境問題は、交通に起因する環境問題、地球温暖化問題、環境保全上健全な水循環の確保、騒音・振動、悪臭問題、ヒートアイランド問題、光害問題、廃棄物・リサイクルなどの物質循環に係る問題、生物多様性の保全などに見られるように、地域における取組が極めて重要です。また、持続可能な社会を構築していくためには、環境基本計画の長期的目標である「循環」と「共生」の考え方を地域づくりに反映した「『循環』と『共生』を基調とした地域づくり」を目指し、各般の施策を統合的視点から展開していくことにより、地域段階からこれに取り組んでいくことが必要です。

このような取組を推進する観点から見た場合、地域づくりに関しては、地方分権の推進に伴い、地方公共団体への各種権限の委譲が進められており、地方公共団体が様々な権限を総合的観点から行使し、住民の参画の下、地域づくりを総合的に推進する環境が整いつつあること、都市部を中心に、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が見られる反面で、市民活動が活発化し、行政や企業とのパートナーシップを担う主体となっていく傾向が見られることなど、注目すべき動きが見られます。

しかしながら、このような取組においては、関係者が共通の方向性をもって自らの行動に環境配慮を織り込んでいくための関係者共通の指針となる考え方が確立していることが必要ですが、そのような考え方は十分に確立しているとはいえません。また、取組の基礎となる情報の共有化や推進メカニズムなどについても、十分とは言えない状況にあります。

2 施策の基本的方向

「『循環』と『共生』を基調とした地域づくり」の展開に際しては、地域づくりに関係する各主体が、環境から見た持続可能性を目指す視点を共有し、地域づくりに関するそれぞれの施策を推進することにより、地域づくりのあらゆる場面において環境配慮の織り込みを進めることを基本とします。

(1) 地域づくりにおける環境配慮の推進

地域づくりにおける環境配慮の推進にあたっては、地域の事情を踏まえながら、可能な限り、地域における取組が全国段階の環境保全にも資するものとなるよう配慮します。また、次の点に留意します。

ア 生態系の持つ多様な機能の維持、増進

二次林や農地などの二次的自然環境を含め、森林、河川、湖沼、海浜、干潟、藻場などの自然が持っている環境保全上の多様な機能を、自然の回復と創造の観点も含めるとともに、自然の量的保全、質的保全、配置、ネットワーク化などにも配慮しながら、保全し、継承します。

イ 自然環境と生産、生活を一体的に捉えた取組

大気、土壌、水、生物などの自然的要素と都市、交通、食料生産などの人工的要素が複雑に絡み合う形で形成されている地域の環境に関するシステムが安定的に推移するためには、それらを構成する要素を一体としてとらえることが必要であることにかんがみ、自然の保全と地域の経済や社会の維持と発展、歴史、文化、景観の継承などを相互の調整を図りながら一体的に実現していきます。

ウ 地域内資源の活用と地域内循環の尊重

風、雪氷、地熱、森林など地域内に存在する資源・エネルギーについて、それらの効率的な利用を図ることにより地域社会における環境負荷を低減していくため、地域の事情や環境負荷低減効果を考えながら地域内で最大限循環的に利用していきます。

エ 自然資源等の環境保全機能に係る受益と負担のあり方の見直し

森林、農地をはじめとする地域の自然資源及びそれらの維持や管理のための施設（自然資源等）の持つ環境保全機能が十分発揮され、維持増進されるよう、それらの環境保全機能の恩恵を享受する主体が、そのために必要な費用や労力を直接的、間接的に負担するメカニズムを検討します。

オ 地域における情報の共有化と社会的合意の形成

自然資源等の持つ環境保全機能の評価と分析を行い、自然資源等と環境に関する情報を充実させて公開していくことにより、地域の環境に関する情報の共有化を図ります。また、「循環」と「共生」の考え方に基づき、地域内の自然資源等の持つ機能が全体として最大化される方向で、地域づくりやまちづくりが行われるよう、計画的な自然資源等の利用についての社会的合意の形成に努めるとともに、その具体的な展開のために必要な関係者間における調整を促進します。

とりわけ、森林や農地の管理水準の低下に伴う環境保全機能の低下への対応策を検討します。

カ 開発行為に対する慎重な姿勢の保持

各種の開発行為については、特に規模が大きい場合には、生物の多様性や水循環、大気環境、気候などへの影響をもたらす可能性があることから、極力慎重に行われる必要があることを踏まえ、開発を行う側で開発に伴う環境に対する影響の程度を把握しなければならないという姿勢を保持していきます。

また、開発行為を行う場合には、ミティゲーション（環境影響の回避、最小化と代償）の考え方にに基づき、環境影響評価の実施などを通じて適切な対策を講じます。

（２）各主体の役割

地域づくりにおける環境配慮の織り込みを推進するために、各主体がそれぞれ次のような役割を担います。

住民は、日常生活において環境に配慮した行動をとるとともに、地域の環境保全のための取組に積極的に参加し、協力することが期待されます。

また、地方公共団体は、地域の取組の調整者及び主たる推進者としての役割を担うとともに、地域における情報の共有化の中核としての役割が期待されます。

民間団体は、地域づくりにおける環境配慮のあり方などに関して積極的に提案したり、地域づくりにおける環境配慮の方向性をチェックする役割を果たすことが期待されます。また、特に、環境に関する専門的な知識、経験を集積し環境情報などの意味を住民にわかりやすく伝える役割や地域づくりの合意形成過程における住民側の主張の結節点としての役割を果たすことが期待されます。

国は、各種事業の推進にあたって地域における取組に配慮するとともに、地域づくりにおける環境配慮のガイドラインを提示するなど、地域づくりに環境配慮を織り込んでいくための支援手段の開発及び情報の提供などを行います。

3 重点的取組事項

（１）地域づくりにおける環境配慮のガイドライン等の提示

地域づくりへの環境配慮の織り込みのための取組を関係者が共通の理解を持って行うため、国においては、環境に配慮した諸施策などを通じて形成されてきた関係者の環境に関する共通理解を踏まえ、地域づくりへの環境配慮の織り込みの考え方や、地域が環境から見て持続可能な方向を目指しているかどうかを判断する視点などを含むガイドラインを示します。これにより、地方公共団体等が策定する地域づくりに関する各種計画における環境配慮の織り込みの考え方に指針を与えると同時に、関係者間の考え方の整合性を図っていきます。

また、国においては、地域づくりに活用できるような普遍性を持つ施策のメニューの例や取組事例の紹介、優良事例を踏まえた地域づくりへの環境配慮のモデルの提示などを行います。

地方公共団体等においては、このようなガイドライン等を参考としながら、地域固有の事情に即した検討を行い、「地域づくり環境配慮指針」のような形で取りまとめ、関係者の取組の基礎としていくことが期待されます。

(2) 環境情報の共有化

地域の関係者の共通理解の基盤とするため、地方公共団体は、地域の環境情報の結節点としての役割を果たし、環境情報の共有化を推進していくことが期待されます。

このため、国においては、地域づくりに活用しうる国が保有する環境情報をわかりやすく整理してデータベース化し、積極的、システムの的に提供します。また、地方公共団体における取組事例を踏まえ、地図情報化、各種情報のオーバーレイ（地図上の重ね合わせ）を可能とする手法など地方公共団体が地域の環境情報の結節点としての役割を果たすために必要とされる基本的な手段の開発、提供に努めます。さらに、地方公共団体等による地域環境計画などの進行管理や取組の評価への活用に供するため、地方公共団体との連携の下に、総合的環境指標の開発の成果を活用しながら、地域の環境の状況や環境から見た持続可能性を評価しうる地域環境指標の開発と整備を行います。

(3) 推進メカニズムの構築

地方公共団体には、地方公共団体が策定する基本構想や総合計画をはじめとする地域づくりに関する各種計画の策定段階からその実施及び事業成果の評価の段階に至るまで、関係者が地域の持続可能性の観点から経済、社会、文化などの要素を総合的にとらえ、共通の認識の下に環境配慮のための必要な取組を行いうるよう、これらの計画における環境配慮の織り込みを促進することが期待されます。国はこれらの取組を支援します。

また、地方公共団体は、「環境影響評価法」や地方公共団体の条例に基づく環境影響評価の適切な活用を進めます。

さらに、国は、地域における戦略的環境アセスメントの取組の支援を行うとともに、地方公共団体等が「地域づくり環境配慮指針」等の形で地域における環境配慮の基準を定め、これに基づき地域づくりに関する各種計画における環境配慮をチェックする仕組みを検討します。

また、国においては、広域的な環境保全のための枠組みが十分提供されているとは言い難い状況にあることを踏まえ、環境問題の状況を踏まえながら、広域的な環境問題に対する計画的な対応のあり方について検討します。

さらに、国においては、環境保全の効果が行政区域を越えて広域に及ぶことを踏まえ、農地、森林、水源などの保全に係る地域の取組の実状を踏まえた支援の仕組みを検討します。

(4) 地域の社会資本整備における環境配慮の推進

国においては、ライフサイクル・アセスメントの考え方も踏まえ、「環境保全経費の見積もり方針の調整」などを通じ、地域における社会資本整備への環境配慮の織り込みを促進するとともに、それに沿って、環境投資の促進を図ります。また、民間の関連社会資本整備についても、地域における望ましい環境投資のあり方を検討し、「汚染者負担の原則」等を踏まえながら、経済的手法の活用などにより、持続可能性を目指す方向への誘導を図

ります。国は、このような社会資本整備の推進のために必要な技術の開発や普及に努めます。

第 1 1 節 国際的寄与・参加の推進

1 現状と課題

地球温暖化やオゾン層の破壊の問題など、地球規模の環境問題が顕在化するとともに、開発途上国における環境問題が激化しています。特に、近年、経済のグローバル化の進展に伴い、貿易や国際的な投資が拡大する一方で、開発途上地域の経済活動の活発化や国際的な競争の激化を背景に、さらなる環境の悪化が懸念されています。

このような状況に対し、1992年（平成4年）の地球サミットにおいて国際的な合意となった持続可能な開発に向けた取組が様々な主体によって様々な段階で行われており、とりわけ、近年、政府以外の各主体が国際世論の形成や環境保全事業に果たす役割が増大しています。

このような中において、国際的な取組に係る各分野におけるわが国をめぐる現状と課題は、次のとおりです。

国際的な連携の確保や枠組みづくりの分野においては、京都議定書など世界的規模の環境条約・議定書の作成が進展しており、各国際機関、条約体制間の連携、協力の強化への関心も強まっています。また、2002年（平成14年）には、地球サミット以降の取組の進捗状況をレビューするための会議（リオ+10：リオプラステン）の開催が予定されており、これに向け、世界的に環境問題に対する政治的関心が高まることが期待されています。このため、わが国については、環境関係の広い分野で、わが国自らが一層積極的に課題設定（アジェンダ・セッティング）を行い、議論をリードしていくことを含め、わが国の国際的な地位と能力に照らして十分な人的、知的貢献を行っていくことが課題となっています。

また、世界的な枠組みづくりに加え、地域的な取組が一層重要になっており、アジア太平洋地域においても多様な取組が進展しています。わが国としては、今後とも地理的に隣接する地域から環境共同体意識を醸成し、世界にパートナーシップを拡げていくなどの観点から、アジア太平洋各国の多様性を考慮しながら、着実に取り組んでいくことが必要とされています。

開発途上地域の環境保全のための支援の分野においては、わが国の環境ODAは、質量両面における充実を通じ、ODA全体の中での大きな柱に発展しています。また、共通の理解の下に政策を推進することが重要との考え方の下、政策対話の充実などを通じてODA事業の内容にわが国の支援政策を反映する共同形成主義が進みつつあります。さらに、途上国の対処能力の向上を重視するアプローチをとり、環境研修センターの整備をはじめとした協力実績を挙げるほか、地球環境保全にも資するような自然保護、森林保全、省エネルギーなどに関する取組も強化しつつあります。

さらに、近年、地方公共団体、民間企業、NGOなどを含めた様々な主体が環境協力を積極的に参加する動きが見られ、これに対する政府の支援措置も拡大しています。なお、現在急速に進みつつある経済のグローバル化は開発途上地域の経済に重要な変化をもたらしており、開発途上地域に対する支援もこれを踏まえたものとしていく必要が生じています。

国際協力などにおける環境配慮の分野においては、「政府開発援助に関する中期政策」において、ODAの実施に際しての環境配慮が一層明確に位置付けられました。また、国際協力銀行や国際協力事業団の行う主要なODAについては、環境配慮手続きが定められています。さらに、新たに貿易保険を含む輸出信用においても環境配慮ガイドラインが策定され、運用されるようになりました。これら環境配慮の手続、方法などについては、国内外の取組の進展に配慮しながらその充実が図られるとともに、実施体制の整備が図られてきています。

また、国際協力銀行においては、ODAと輸出信用の両方に係る統合された環境ガイドラインを策定することとなっていますが、それぞれの目的の相違を踏まえながら、整合性ある基準とするよう取り組む方針です。

さらに、民間海外投資における環境配慮については、経済団体連合会などで自主的取組がなされており、民間融資、民間保険においても自主的取組の兆しが見られます。

地球環境研究の分野においては、世界気候研究計画(WCRP)など国際的なレベルで地球環境研究を推進するプログラムの活動が盛んになりつつあります。また、IPCCなど、条約の運用への知的な貢献を目指した国際的な活動も盛んになっています。他方で、アジア太平洋地域においては、研究成果の発信が少ないこと、政策的な研究の推進基盤が弱体であることなどが指摘されています。

わが国は、多様な観点から環境研究や環境技術開発を推進してきていますが、一方で研究課題の固定化、人材面の制約などにより、必ずしも新たなニーズに対応できていない面があります。また、わが国の地球環境研究やモニタリング全体を俯瞰した総合的な評価の取組は行われておらず、明確な戦略や相互間の連携を十分に図るとともに、研究体制を充実させる必要があります。

2 施策の基本的方向

人類社会の持続可能な発展を図ることが国際社会における合意事項になっている今日、わが国の大規模な経済活動が地球環境に大きな負荷を与えてきていることにかんがみ、わが国の持つ環境面の卓越した技術や経験を活用し、国際社会において環境面からの積極的な寄与・参加を行うことは、わが国の国際社会に対する重要な責務となっています。

また、国際的寄与・参加をする上では、他国の範となるべく、自ら率先して社会を持続可能なものへと転換するための国内対策を一層充実、強化していくことが重要です。

このような認識の下、国際社会での持続可能な開発のための取組にイニシアティブを発揮することを目指し、国際的寄与・参加のための体制の充実強化を図るとともに、国際的な枠組みづくりや世論形成、開発途上国における持続可能な開発のための取組に対する支

援、地球環境研究などの戦略性の強化に積極的に取り組むことにより、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりを強化していきます。

特に、わが国と地理的、経済的に密接な関係を有し、今後の急速な経済成長とそれに伴う環境への負荷の増大が見込まれるアジア太平洋地域については、地域の環境管理は同じ地域に属する国々が協働して推進すべきであるとの考え方の下に、地域内の密接な連携を図ります。

3 重点的取組事項

(1) 国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりの強化

ア 世界的政策課題の設定と国際的な世論形成

21世紀初頭の世界的政策課題の設定と先進国、途上国双方にわたる国際的世論形成に積極的に取り組みます。

このため、地球温暖化、生物多様性、砂漠化防止などの国際約束が相当程度形成されている分野については、既に発効している条約の締約国として、その実施に今後とも一層貢献していきます。

化学物質、海洋環境、水資源、森林の分野については、国際的枠組み・連携の強化を促していきます。

また、関係する国際機関間の協力とその取組の効率化を図るべく、各条約体系間の共通施策分野における連携の強化（シナジー）を促していきます。

さらに、世界的な政策形成と実施に多様な主体が参加できるよう、ITを活用した参加・開放型政策の形成と実施の環境整備を進めます。

イ 経済のグローバル化を踏まえた持続可能な開発支援の強化

経済のグローバル化を踏まえ、わが国の開発途上国に対するあらゆる協力分野に関して、持続可能な開発のための支援のあり方を調査、検討します。また、ODAの環境配慮にあたっては、戦略的環境アセスメントの考え方に基づいて上位計画段階から代替案の検討を進めることなどにより、開発計画自体が開発と環境保全の両立を図る持続可能な内容となるよう支援に努めます。

また、環境保全に関するODAを透明なプロセスの下で真に実効あるものとするため、各事業における事前・中間・事後の一貫した評価を適切に行うとともに、環境改善効果を含めた評価のための客観的な手法を開発します。

さらに、協力の実施にあたっては、政策対話の積極的展開などにより、各国の特性への配慮の強化を推進します。

また、開発途上国の自立的取組の促進のため、民間団体、地方公共団体、事業者などの役割を踏まえた多元的パートナーシップの形成による厚みのあるきめの細かい協力を推進します。

さらに、途上国の膨大なニーズに対応するためには、途上国自身における環境対策の産業化が不可欠であることを踏まえ、わが国の官民の技術、資本などを積極的に活用しながら、開発途上国におけるエコビジネスの育成を図ります。

なお、開発途上国の国民一人一人の意識と行動力が重要な役割を果たすことから、学校教育、社会教育その他の多様な場において、環境教育・環境学習の支援を強化します。

ウ 知的貢献の基盤づくり

わが国の課題設定能力の向上に向け、中長期的視点からの環境保全の戦略策定につながるような調査研究や、そのような知的貢献の基盤となるべき地球環境の総合的なモニタリングなどを今後一層充実していきます。また、このための研究体制の整備を図ります。

さらに、21世紀型の環境保全技術の開発と評価の推進体制を整備します。具体的には、地域の多様性に応じた適正技術の開発、環境効率性、資源効率性が高く、かつ、小規模分散型、労働集約型、長期使用型、リサイクル型、維持管理簡便型などの技術を推進します。

(2) アジア太平洋地域の統合的モニタリング・評価と環境管理の協働推進

アジア太平洋地域に重点をおいた取組を進めるため、衛星情報とモデリング技術などの情報技術を用いた環境の統合的モニタリングを推進するとともに、革新的な戦略オプションの評価とそれを踏まえた政策立案の支援を推進します。

また、海洋環境、酸性雨、砂漠化、渡り鳥等野生生物の保護などの課題について、地域協力の枠組みづくりとODAの活用を進めます。

さらに、国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）などアジア太平洋地域で進められている様々な協力を通じ、環境政策対話とプロジェクト形成機能の強化を図ります。

(3) 国内体制の整備

国際会議における専門的、技術的議論の進展と国際世論づくりに一層貢献していくため、専門家の養成、活用と政策基盤の強化を進めます。また、外国政府、国際機関の環境政策情報の迅速な収集と提供に一層努めるとともに、わが国の環境政策についての英語情報の提供を一層進めます。

さらに、わが国の環境政策の形成と実施について、内外のNGO、学術研究機関・団体、産業界などとの多様な政策対話の場を強化し、参加・開放型の政策の形成と実施を強化します。

わが国が持つ知見と経験を有効に国際的な環境協力に活用していくため、国際機関への邦人職員の派遣と勤務の支援を推進します。

第2章 環境保全施策の体系

本章においては、関係主体の共通認識を深め、政策のベスト・ミックスなど今後の環境政策の総合的な展開に資するため、現在実施されている施策を中心に、環境問題の各分野、各種施策の基盤、各主体の自主的積極的取組、国際的取組の各項目について、体系的に整理し、環境保全施策の全体像を示しています。

(注) 各政策分野においては、様々な目標などが、それぞれ根拠となる法律、関係閣僚会議などの手続により定められています。それらは、本計画の具体化を図る上でも重要であると考えられることから、それらについて本計画末尾に参考として掲載しています。

第1節 環境問題の各分野に係る施策

この節においては、環境問題の各分野において講ずべき施策を示します。この節に示す施策の多くは、大気、水、土壌という環境媒体あるいは環境負荷の原因となる物質に着目して講じられており、このような取組は環境問題の解決に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、環境は、大気、水、土壌及び生物の間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立つものであり、これらの要素は相互に密接な関係を持ち影響を与え合っています。また、人間活動は、これらの環境の要素に多面的に影響を与えています。こうしたことを踏まえれば、この節に示す取組の推進にあたっては、常に、大気、水、土壌という媒体を横断して問題を捉える観点や環境負荷の原因となっている人間活動の観点を十分念頭に置くことが必要です。

したがって、今後、この節に示した各施策を推進するにあたっては、このような観点を踏まえ、政策のベスト・ミックスの考え方にに基づき、可能な限り、問題の解決に適した段階において、これらを組み合わせ、その問題を解決するのに最も効果的な政策パッケージを形成するよう努める必要があります。

また、必要に応じ、環境の状態や環境への負荷量などについて、「環境基本法」に基づく環境基準をはじめとする目標や指針を設定し、施策相互の有機的連携を図りながら、計画的に実施します。特に、環境基準については、環境基本法に従い、設定後においても常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うとともに、設定された環境基準については、その達成のための方策を総合的に検討し、早期達成を目指します(「環境基本法」に基づく環境基準等については、計画末尾に添付した資料に掲載しています。)

1 地球規模の大気環境の保全

(1) 地球温暖化対策

京都議定書に定められた温室効果ガスの6%削減目標の達成のため、前章第1節の地球温暖化対策の推進に関する戦略的プログラムに示した方向に沿って次のような施策を講じます。

なお、国、地方公共団体及び事業者は、地球温暖化対策推進法及び同法第7条に基づき閣議決定された基本方針、及びグリーン購入法に従って、それぞれの取組を推進します。

ア 国に係る対策の推進

幅広い分野の対策について、具体的目標の設定に努めながら、関係府省の十分な連携を図り、以下の施策等を推進します。

(ア) 二酸化炭素の排出抑制対策

a 省エネルギー対策及び技術開発、普及の推進

産業、運輸、民生の各分野において徹底的な省エネルギー対策を講ずるとともに、省エネルギー型技術などの開発と普及を推進します。

特に、自動車、鉄道、船舶、航空機などの輸送手段や家電・OA機器などのエネルギー消費効率の改善、住宅や建築物における断熱性の向上による冷暖房用のエネルギー使用の抑制、工場や事業場におけるエネルギー使用合理化の徹底、高性能工業炉などの省エネルギー設備や発光ダイオードを用いた高効率照明の開発普及、クリーンエネルギー自動車や低公害車、低燃費車の一層の普及促進などを推進します。

b 二酸化炭素排出の少ない都市・地域構造の形成

二酸化炭素の排出の少ない都市・地域構造を形成します。

このため、都市づくりに際して公共交通機関の利用に配慮して公共施設や集客施設、人流や物流の動線の配置を行い、都市交通政策上も鉄道、路面電車、新交通システム、バスなどの公共交通機関の利用促進のための施策を講じます。また、トラックの積載効率の向上や鉄道や内航海運に係る社会基盤の整備などの対策を講じながら、鉄道や内航海運の利用促進を図ります。さらに、バイパス・環状道路の整備や連続立体交差事業・交差点立体化の推進、交通管制システムの高度化、ノンストップ自動料金収受システム（ETC）などによる交通渋滞の緩和や地域熱供給システムの普及促進など地域レベルでエネルギーの使用を効率化していくための施策を推進します。

c 産業界の自主行動計画の推進と実効性の確保

産業界などにおいて策定された様々な省エネルギー努力や燃料転換などの対策を含む行動計画の進捗状況について定期的にフォローアップし、その実効性を確保します。

d 新エネルギー等の開発、導入の推進

太陽光発電や風力発電、バイオマス（生物体）発電のような自然エネルギーの活用、発電と熱供給を同時に行うことによりエネルギー利用の効率化を図ろうとするコージェネレーションシステム、燃料電池などについては、比較的クリーンな分散型のエネルギー生産システムであり、適切に活用されるならば、エネルギーの生産に伴う環境負荷の

集中を緩和する可能性があります。このような点にも留意しながら、これらの新エネルギー等の開発、導入を積極的に推進します。

e 安全性の確保を前提とした原子力の開発利用

原子力の開発利用については、「原子力基本法」などに基づき、放射性廃棄物の処理処分対策などを充実させながら、安全性の確保を前提として、国民的議論を行い、国民の理解を得つつ進めます。

f 吸収源としての森林の保全整備と木材資源の活用の推進

植林、再植林や保育、間伐などを着実に推進することなどにより、二酸化炭素の吸収源あるいは炭素貯蔵庫としての森林の保全と整備を進めます。また、化石燃料使用の抑制のため、再生可能な資源である木材資源の一層の活用を図ります。

(イ) メタンの排出抑制対策

廃棄物処理における排出抑制、農業や畜産における排出抑制などを推進します。

(ウ) 一酸化二窒素の排出抑制対策

工業過程での排出抑制、廃棄物や下水汚泥などの焼却施設における発生抑制などを推進します。

(エ) 代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF6)の排出抑制対策

産業界の計画的な取組を支援し、代替物質の開発、これらガスの回収・再利用・破壊等を推進します。

(オ) 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化

超高効率太陽光発電や水素製造技術などの革新的な環境・エネルギー技術の研究開発、生物機能を活用した生産プロセスの研究開発、温室効果ガスの貯留、固定化のための技術についての調査、検討などを推進します。

(カ) 国際協力の推進

京都議定書で導入された排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの国際的な枠組の構築や開発途上国の取組の促進などの国際的な協力を推進します。

地球温暖化に関する調査研究などの国際協力を推進するため、監視・観測に関する国際的な連携の確保、研究交流、ネットワーク化の推進、開発途上地域における専門家の育成、その他の国際協力を推進するとともに、地方公共団体や民間団体が国際協力に参加するため必要な情報提供及び支援などの措置を講じます。

(キ) 生活様式の見直し

国民の生活様式が地球温暖化対策の方向性に沿うものとなっていくよう、地球温暖化防止活動推進センターなどを活用し、地球温暖化対策に関連する環境やエネルギーに関する教育・学習を推進するとともに、各種媒体を活用し、幅広く、国民の具体的行動に

つながる広報に努めます。また、民間団体などの行う取組との連携を図り、その支援に努めます。さらに、緑化運動や近距離移動への徒歩あるいは自転車の利用の促進など、国民の日常活動に身近な取組から、次第に取組の範囲を広げていくことを重視し、これらの取組のための環境整備を行います。

(ク) その他

a 監視・観測業務の推進

大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況やこれに関連する大気、海洋、陸域などにおける気候の変動や生態系の状況を把握するために必要な監視・観測に関する業務を推進します。

b 調査研究の実施

地球温暖化やその影響の予測に関する調査研究、温室効果ガスの排出の抑制技術などに関する調査・研究開発その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査研究を実施します。

イ 地方公共団体による対策の推進

地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じて、とるべき施策を判断し、きめ細かい地球温暖化対策を講じます。

ウ 事業者による対策の推進

事業者は、地球温暖化対策は経済的な利益も生み出しうるものであることも踏まえ、創意工夫を凝らしながら、事業内容などに照らして適切で効果的、効率的な対策を自主的かつ積極的に実施するとともに、従業員などへの環境教育を推進します。

エ 国民による対策の推進

大量消費、大量廃棄型の生活様式を見直し、日常生活に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めます。

(2) オゾン層保護対策

オゾン層破壊は、長期的な環境問題であり、地球規模の深刻な影響が懸念されることから、科学的知見の充実を図りながら、予防的見地に立って着実に対策を進めます。

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に定められたスケジュールに沿った措置の的確かつ円滑な実施を確保するため、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に基づき、特定フロン等の製造規制並びに排出の抑制及び使用の合理化などの対策を実施します(モントリオール議定書に基づく特定フロン等の生産等の国際的な規制スケジュールについては、計画末尾に添付した参考資料に掲載しています)。

排出の抑制及び使用の合理化を一層進めるため、特定フロン等の破壊処理技術などの関連技術開発、適切な役割分担に基づく回収などに係る社会システムの形成の促進、普及啓

発を通じ、特定フロン等の回収・破壊を促進します。

他の環境影響に配慮しながら代替物質及び技術の開発などを進めるとともに、オゾン層破壊メカニズムに係る調査研究、オゾン層の状況の監視・観測等を実施します。

2 大気環境の保全（地球規模の大気環境を除く。）

大気環境の保全のため、次のような基本的な方向に沿って、各般の施策を実施します。

環境基準等の目標の達成・維持等

科学的知見の充実を図りながら、問題の性質に応じて環境基準等の環境上の条件になる目標や環境への負荷の低減の目標を設定し、その達成・維持に向けて、適切な施策を推進します。

多様な社会経済活動に伴う環境への負荷の低減

生産活動、交通、日常生活などの多様な社会経済活動から生ずる環境への負荷の低減などの対策を総合的に推進します。

水環境、土壌環境、生態系との関連等への着目

大気が生態系に与える影響や水環境、土壌環境との関連、緑地が持っている大気浄化、気象緩和などの機能にも着目して、適切な施策を推進します。

（１）酸性雨等にかかる対策

酸性雨のように、大気環境への負荷が生態系などに影響を及ぼすおそれのある問題については、その長期的影響には未解明な点も多く、科学的知見の充実を図りながら、予防的見地に立って対策を進める必要があります。

このため、酸性雨原因物質の広域的な移流と拡散による影響に着目しながら、監視・観測を充実するとともに、生態系への影響シミュレーションモデルなどについて調査研究を進めて知見を充実し、地方公共団体とも連携して広域的に対策を推進します。

（２）光化学オキシダント対策

光化学オキシダントによる汚染については、行政区域を越えて広域化する傾向が認められているため、地方公共団体とも連携しながら、広域的な観点から、監視や原因物質の排出抑制対策などの総合的な対策を推進します。

（３）大都市圏等への負荷の集積による問題への対策

ア 窒素酸化物対策

自動車などの移動発生源、工場や事業場などの固定発生源に対する排出抑制対策等として次のような施策を総合的に実施します。

(ア) 自動車排出ガス対策

a 環境負荷の少ない自動車の一層の普及

中央環境審議会で示された自動車1台当たりの排出量の低減目標に沿って、自動車排出ガス規制の強化をできる限り早期に実現します。また、低公害車や低排出ガス車の導入及び低公害車燃料供給施設の設置への支援、国、地方公共団体による率先導入、技術開発による低公害車等の普及、合成燃料の開発を推進します。

b 交通需要マネジメント手法の活用をはじめとする物流、人流、交通流対策、局所汚染対策の推進

交通需要マネジメント手法の活用をはじめとして次のような施策を推進します。

共同輸配送、カーシェアリングの促進、中長距離の物流拠点間の幹線輸送を中心とした鉄道、海運の整備、物流拠点への連携を強化するためのアクセス道路等の整備などによる適切な輸送機関の選択の促進を図ります。また、環境負荷の低減に配慮した公共交通機関の整備や利便性の向上、徒歩や自転車利用のための施設整備を進めるとともに、沿道環境保全に配慮した交通の分散と円滑化のためのバイパス及び環状道路等の整備、交差点改良を推進します。さらに、交通規制、駐車対策の効果的な実施、高度道路交通システム（ITS）の整備、交通管制システムの高度化、交通に起因する環境対策に係るデータの整備を進めます。

c 大都市地域における対策の強化

自動車NO_x法に基づく特定地域の環境基準の達成状況が依然として厳しいことから、同法について所要の見直しを行い、自動車排出ガス総合対策を推進します。

(イ) 固定発生源対策

引き続き適切な排出抑制対策を進めます。

(ウ) その他の対策

規制の対象となっていない小規模発生源についても、低NO_x型燃焼機器の普及促進を図ります。また、特殊自動車（建設機械、産業機械、農業機械）に係る排出ガス規制を早期に実施するとともに、船舶からの排出ガス対策を検討します。さらに、緩衝緑地等の整備を進めます。

イ 浮遊粒子状物質対策及びディーゼル排気粒子対策

浮遊粒子状物質及び浮遊粒子状物質の構成要素でもあるディーゼル排気粒子の排出の抑制のため、次のような施策を推進します。

(ア) 浮遊粒子状物質対策

工場や事業場や自動車からの排出ガスに対する排出規制を引き続き実施します。また、汚染が広域化していることを踏まえ、これらの排出ガスから二次的に発生する粒子の生成過程も含めた汚染の仕組みなどに関する調査を実施し、特に高濃度汚染が認められる大都市地域を中心に、各発生源に対する対策を総合的に推進します。さらに、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の健康影響などに関する調査研究を推進します。

（イ）ディーゼル排気粒子対策

ディーゼル自動車の新長期目標などにおける1台当たりの排出量の低減目標及び軽油中の硫黄分の低減目標に沿って、自動車排出ガス規制の強化をできる限り早期に実現します。

また、自動車NO_x法について所要の見直しを行い、自動車排出ガス総合対策を推進するとともに、緊急的なディーゼル排気粒子対策として、装着可能なディーゼル車へのディーゼル微粒子除去装置（DPF）の装着を推進します。

さらに、健康影響などに関する調査研究を推進します。

ウ スパイクタイヤ粉じん対策

積雪寒冷地域におけるスパイクタイヤ粉じんの発生を防止するため、スパイクタイヤの使用規制を適切に実施するとともに、普及啓発、凍結路面对策など冬期における道路環境整備、代替タイヤ等の開発支援などの施策を総合的に進めます。

エ 硫黄酸化物対策等

硫黄酸化物などの大気汚染物質について、引き続き適切な排出抑制対策を進めます。

（４）多様な有害物質による健康影響の防止

有害大気汚染物質については、一部の物質について環境基準を超過する地点があり、健康影響の懸念があることにかんがみ、健康影響を与えるおそれのある各種の有害大気汚染物質から優先的に取り組むべき物質を抽出し、これらについて健康影響や発生源に係る知見の充実、モニタリングの拡充を一層進めるなど、体系的な取組を進めます。

（５）地域の生活環境に係る問題への対策

生活環境の保全に関しては、騒音、振動及び悪臭は、各種公害苦情件数の中で大きな比重を占めており、その発生源も多様化しています。また、各種交通機関に係る騒音の環境基準達成状況は低い水準にあります。この他、ヒートアイランド現象や光害などの問題も生じています。これらの問題については、次のような施策を推進します。

ア 騒音・振動対策

（ア）自動車交通騒音・振動対策

自動車交通騒音を防止するため、自動車単体規制等の発生源対策を進めるほか、沿道環境保全に配慮した交通の分散や円滑化のためのバイパス及び環状道路の整備等の交通流対策、遮音壁、低騒音舗装、植樹帯整備等の道路構造対策、土地利用の適正化等の沿道対策の充実について検討し、それらの対策を総合的に進めます。

また、自動車交通振動対策を適切に実施します。

(イ) 新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音対策

発生源対策、土地利用対策、周辺の防音対策などを進めます。

(ウ) 在来鉄道騒音・振動対策

騒音防止対策に係る指針の策定の検討を含め、適切な対策を進めます。

(エ) 工場・事業場及び建設作業騒音・振動対策

発生源に対する規制を進めるとともに、技術開発の促進、移転に対する支援等の土地利用対策などを進めます。

(オ) 近隣騒音対策

普及啓発などの対策を進めます。

(カ) 低周波音対策

低周波音の人体への影響などについて調査研究を行い、有効な低周波音対策を進めます。

イ 悪臭対策

臭気指数規制導入の促進を図るとともに、排出規制、技術支援、普及啓発を進めます。さらに、不快なおいを低減し、臭気に関して望ましい環境を維持、達成するための「臭気環境目標」について、調査検討を行い、その設定を図ります。

ウ その他大気に係る生活環境保全対策

様々な大気の状態やヒートアイランド現象、光害が生活環境に及ぼす影響等について検討し対策を進めます。

(6) 大気環境の監視・観測体制の整備

地域的な問題から地球規模の問題まで、地域的広がりや違いなど問題の性質に応じて、地方公共団体と連携し、また、人工衛星、航空機、船舶等を活用しながら、大気環境の状況に係る体系的な監視・観測体制を適切に整備します。

3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全

水環境の保全に関しては、水環境を構成する水質、水量、水生生物及び水辺地を総合的にとらえ、環境への負荷が水の自然的循環の過程における浄化能力を超えることのないよう、水環境の安全性の確保を含めて、水利用の各段階における負荷を低減し、水域生態系を保全するなど、施策の総合的推進を図ります。その取組にあたっては、大気環境や土壌環境を通じた水環境への負荷や水環境の悪化に伴う大気環境や生態系への影響にも配慮します。

水環境の保全のための取組は、水環境と密接な関係を持つ土壌環境や地盤環境の保全のための取組と十分な連携を図りながら進めます。

土壌は、水質浄化、食料や木材生産などの機能を持ち、物質の循環や生態系維持の要として重要な役割を果たしています。土壌環境については、汚染の未然防止と汚染土壌の回復に努め、その適切な保全を推進します。

また、地盤環境については、地盤沈下の防止を図るとともに、環境保全上健全な水循環を確保するための施策を推進します。

(1) 流域の視点から見た水環境の保全

ア 環境基準等の目標の達成、維持等

水利用の各段階において水環境への負荷を低減させるため、水の循環利用を念頭に置きながら科学的知見を充実させ、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらの達成、維持に向け適切な施策を進めます。生活環境の保全に関する環境基準等については、その早期達成に努めるとともに、水域類型の指定後に利用目的の変化などの状況の変化が認められる場合があることから、定期的に、その達成状況や水域の利用の状況などを踏まえ必要な見直しを行います。また、水生生物への影響にも留意した環境基準等の目標について調査検討を推進します(「環境基本法」などに基づき定めることとされている環境基準の一覧については、計画末尾に添付した参考資料に掲載しています)。

イ 環境保全上健全な水循環機能の維持、回復

前章第4節の環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組に関する戦略的プログラムに示した考え方に沿って、流域全体を視野に置き、地下水涵養機能や土地の保水力の向上、河川などの水量の確保、自然浄化能力の維持回復、水とのふれあいの機会の増加などの取組を総合的に推進します。

ウ 水環境の総合的評価手法の検討

地域の住民、事業者などの参加や協力を得ながら、地域の実情に即し、水質、水量、水生生物及び水辺地を含めた水環境を総合的に評価する手法について調査検討します。

エ 各主体の連携のための方策の検討

水環境保全のための流域における地方公共団体の連携のための方策や住民の自主的積極的取組の促進を図るための方策など、各主体が公平な役割分担の下で連携を図っていくための方策について調査検討します。

(2) 水利用の各段階における負荷の低減

水利用の各段階において発生する水環境への負荷の低減を図るため、負荷の発生形態に応じて、汚染の未然防止のための施策も含め、次のような施策を推進します。

ア 汚濁負荷の発生形態に応じた負荷の低減

(ア) 工場・事業場

適切な排水規制及び地下浸透規制を行います。また、排水規制の対象となっていない業種についてその排水実態調査を実施し、規制の必要性の検討を進めるとともに、未規制物質の調査及び規制の必要性の検討を行います。さらに、事業者の自主的取組の促進を図りながら、有害物質を使用しない代替工程の検討や小規模事業場対策として規格化された処理施設の開発など、新たな負荷の低減対策の枠組みづくりを進めていきます。また、生産工程への水の循環利用の組み込みを促進するとともに、建築物などにおける水の循環利用や雨水の利用を促進します。

(イ) 生活排水

流域別下水道整備総合計画などの水質保全に係る計画を策定し、地域の実情に応じ、下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めます。

また、生活排水対策重点地域においては、各地域ごとに生活排水対策推進計画を策定し、汚濁負荷の低減を図ります。

台所などからの汚濁負荷を低減するための方法などについて、「水環境フォーラム」の開催などにより必要な情報の提供を行い、全国的な普及啓発を進めます。

(ウ) 市街地、農地等の非特定汚染源

汚濁負荷量の把握などの調査研究を行うとともに、都市排水や農業などにおける対策技術の開発と普及を推進します。

イ 負荷低減技術の開発及び普及

下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設の高度処理技術の一層の開発、普及を推進します。また、排水規制の対象となっていない小規模事業場や一般家庭などからの負荷を低減するため、小規模処理事業場に適用が可能な、安価で汎用性のある排水処理施設の開発や小型浄化槽の普及に向けた維持管理面からの技術的な検討を行うほか、植生の水質浄化機能を活用した安価な水質浄化技術の開発を進めます。

ウ 水環境の安全性の確保

(ア) 人の健康や水生生物に影響を及ぼすおそれのある化学物質による汚染

水環境への負荷を低減する見地から、生産工程や使用方法の改善などにより水環境への排出を極力削減します。また、有害物質に係る排水規制、地下浸透規制、農薬規制などを適正に実施するとともに、適正な廃棄物処理の確保、適切な事故時対策などを実施します。

(イ) トリハロメタン原因物質による汚染

排出源が生活系や産業系など多岐にわたるトリハロメタン原因物質が水道の浄水場において注入される塩素と反応することにより、トリハロメタンが生成されます。このことにかんがみ、浄水場における対策を踏まえて、トリハロメタン原因物質に係る生活排水対策、工場や事業場の排水規制などを実施します。また、河川などにおける浄化対策を進めます。

(ウ) 硝酸性窒素などによる地下水汚染

硝酸性窒素などによる地下水汚染については、汚染原因の究明と窒素負荷の低減化対策の実施及び効果的な浄化技術の確立に関する調査研究を進めるとともに、汚染の原因及び地域の特性に対応した適切な対策を進めます。

(エ) 有害物質に汚染された地下水の浄化

汚染の仕組みの解明に努めるとともに、浄化技術の開発を推進し、適切な対策を実施します。

(オ) 有害物質に汚染された海域などの底質の浄化

しゅんせつによる汚染土砂の除去などの対策を適切に実施します。

(3) 閉鎖性水域などにおける水環境の保全

都市内河川、閉鎖性水域などの水質改善が進まない水域などについては、集水域における汚濁負荷の発生状況、水域への蓄積状況などを総合的に把握するための調査を行い、効果的な対策を実施します。

水質汚濁の著しい都市内河川、水道水源として利用されている水域などの水質改善を図るため、排水規制、下水道などの生活排水処理施設の整備、河川等におけるヨシなどの生態系を活用した水質浄化施設の整備などの水質浄化対策や流量の確保対策などの各種施策を総合的に実施します。また、身近な水辺の整備により、住民が水とふれあう機会を増やして住民一人ひとりの意識啓発を図ります。

琵琶湖などの指定湖沼や東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海などの特に総合的な対策が必要な湖沼や内海、内湾については、湖沼水質保全計画や総量削減計画などにおいて目標を定め、これらの計画に基づき、各種規制措置のほか、下水道の整備その他の事業を総合

的、計画的に推進するとともに、住民参加による生活排水対策などを進めます。

特に、今後とも汚濁負荷量の一層の削減を図ることが必要な東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、化学的酸素要求量（COD）に加えて、新たに窒素及びリンを対象とした第5次水質総量規制を着実に実施します。

富栄養化を防止するため、湖沼、海域における窒素、リンに係る水質環境基準の類型への当てはめを推進するとともに、対象水域において下水道など生活排水処理施設の整備や排水規制などを実施し、水質を改善します。

有機性汚泥が蓄積している河川、湖沼、港湾などの水域については、しゅんせつなどの浄化対策を適切に実施します。

（４）海洋環境の保全

陸域からの負荷とその影響などについて調査検討し、負荷の削減などの適切な対策を進めます。

船舶等からの油、有害液体物質等、廃棄物の排出等の規制などを適切に実施します。また、今後国際的に実施が見込まれる廃棄物の排出に係る新たな規制の国内実施体制の確立を進めます。

タンカーなどの油汚染事故等を防止するため、国際条約非適合船の排除に向けたポートステートコントロール（PSC）実施体制の強化を推進するなどの措置を講ずるとともに、事故に対する準備及び油濁損害賠償保障制度の充実などの対策を推進します。また、有害液体物質汚染事故に備えた対策についても推進します。

船舶からの排出ガス削減手法を検討します。

海底における活動からの汚染の防止方策について検討します。

浮遊性廃棄物、大規模油汚染対策、非有機スズ系船底塗料、船舶バラスト水中の有害生物移動防止などに関する調査研究や技術開発を進めます。

（５）水環境の監視等の体制の整備

国、地方公共団体の連携の下に、環境基準設定項目等に係る監視などを効果的に実施するため、水質測定計画の策定を推進し、水質測定を適切に実施します。また、国が実施すべき要監視項目その他必要な項目に係る監視などを効果的に実施する体制を整備します。

生物指標により水環境を総合的に評価する手法を開発し、住民の協力も得て調査を実施します。

海洋環境保全のための総合的な調査、監視などを実施します。

（６）土壌環境の安全性の確保

人の健康や生態系への影響に関する科学的知見を充実しながら、水環境などへの影響に

配慮し、環境基準の設定などを行い、土壌汚染の未然防止と回復及び健全な土壌環境の維持を図ります。このため、大気環境や水環境との間の汚染物質の移動に留意しながら、次のような施策を推進します。

有害物質の排水規制、ばい煙の排出規制、農薬規制などを適正に実施します。
鉱害防止対策を進めます。

農用地土壌汚染、市街地土壌汚染に関する調査測定などを適切に実施するとともに、汚染の程度や広がり、影響の態様などに応じて、環境基準の達成に努めます。このため、農用地土壌汚染対策を推進するとともに、汚染土壌回復技術の開発などの市街地土壌汚染対策を進めます。

市街地土壌汚染などに的確に対応するため、汚染土壌の直接摂取による環境リスク評価や土壌汚染に係る情報管理等について調査研究などを推進し、土壌汚染の防止及び浄化の対応策を検討します。

(7) 地盤環境の保全

地盤沈下などの地下水位の低下による障害を防ぐため、地下水の涵養のための施策とともに、地下水採取規制や代替水対策などの地下水採取の抑制のための施策を推進するなど、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進します。

地下水の流動や地盤沈下の発生の仕組みなど地盤環境保全対策を検討するため必要な調査研究を行うとともに、地下空間の利用に伴う環境保全上の支障を防止するための措置を検討します。

地盤沈下とこれに伴う被害の著しい濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の各地域について、地盤沈下防止等対策要綱に定められた目標を達成するため、適切な対策を実施します。

全国の地盤沈下の状況を的確に把握するため、監視測定を実施します。また、渇水時や降雪時の急激な地下水揚水による地盤沈下の防止を図るため、地下水位などのリアルタイムデータの活用を推進します。

4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策

廃棄物・リサイクル対策については、循環型社会形成推進基本計画で示される考え方を踏まえ、次のような施策などを総合的、計画的に推進します。

(1) 廃棄物等の発生抑制

リサイクルの推進のほか、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、軽量化、小型化、薄型化など、事業者が、製品の開発、製造、流通の各段階で、廃棄物等

の発生を抑制する観点からの適切な配慮を行うことを促進するとともに、国民の生活様式の見直し、使い捨て製品の使用の自粛などの製品の消費側からの取組を促進します。また、一般廃棄物に関して従量制による処理手数料の徴収などの経済的手法を活用します。さらに、ごみ減量に関する国民運動を推進するとともに、廃棄物の発生状況に係る情報の整備、提供を推進します。

なお、有害廃棄物の発生を抑制するため、製品の設計、製造段階で配慮が行われることなどを推進します。

(2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進

ア 使用済製品の再使用の推進

容器などの再使用が行いやすいよう、規格の統一化、使用済製品の交換、販売などのための機会の提供などを推進します。また、部品などの再使用が容易となるよう、事業者による設計の工夫や部品の統一化を促進します。

イ 循環資源の回収、再生利用の推進

リサイクルが容易な製品づくりを推進するため、事業者による設計の工夫や材質表示などの情報提供を促進します。また、事業者が、個々の物品の性状に応じ、関係者の適切な役割分担の下での使用済製品等の引取り、引渡しルートを整備及びリサイクルを行うことを促進します。また、これらの流通を促進するため、市町村における分別収集の推進の徹底や商品の流通経路などを利用した回収システムの充実、古紙の回収システムの健全な維持を図ります。

デポジット制度などの経済的手法の活用を検討を行うとともに、事業者が、再生資源の利用率目標を達成し、再生資源の新規用途の開発などの個別品目の状況に応じた再生利用能力の向上を図ることを促進します。

再生資源やリサイクル製品については、初めて使用される資源やこれによる製品に比べて割高になりがちであることも踏まえながら、国、地方公共団体、事業者、国民すべての主体がリサイクル製品を積極的に利用することを促進し、リサイクル製品の普及や市場の育成などを推進します。また、これらの流通を促進するため、リサイクル製品の規格化の検討を進めます。これらの取組の基盤として、異業種間の交流や協力などを進めながらリサイクル技術の開発と普及を促進するとともに、リサイクル推進のための啓発活動や国民運動、リサイクルの実施状況や効果などに係る情報の整備、提供などを推進します。

建設事業に伴って生ずる土砂、汚泥、廃材などのリサイクルなどについては、情報交換の促進などによってその広域的な利用を進めることを含め、取組を推進します。

リユースやリサイクルに係る物流については、環境負荷の低減などの観点から、中長距離において鉄道や海運という大量輸送機関を活用するなど効率的な方式を推進します。

食品廃棄物のリサイクルなどについては、情報交換の促進を図りながら、農業などとの連携によるリサイクル製品の広域利用などを含め、取組を推進します。

ウ リサイクル関連施設整備の推進

循環型社会を目指し、リサイクル法制の適切な運用を図りながら、廃棄物を単に燃やして埋める処理から、極力再使用や再生利用を推進し、焼却処理の際には熱エネルギーを活用する方法へ転換することを推進します。

このような観点から、リサイクル関連施設については、必要な技術開発を行いながら、廃プラスチックの油化、焼却灰の熔融固化、廃棄物焼却余熱利用、廃棄物発電、ごみ固形燃料化、有機性資源の肥飼料化や燃料化などのための施設整備を推進します。

エ 循環的な利用における環境配慮

循環資源の循環的な利用を推進するにあたっては、その環境に与える影響を十分把握するとともに、循環的な利用により得られた原材料を使用した製品などに含まれる可能性のある有害物質などに関する情報の把握を行い、必要な対策を講じます。

(3) 廃棄物の適正な処理の推進

廃棄物処理法に基づく国の基本方針に示される考え方を踏まえて、以下の施策を推進します。

ア 処理施設の確保

廃棄物の適正な処理を推進するため、環境への配慮を十分に行いながら、最終処分場や中間処理施設を確保します。最終処分場などについて、地方公共団体の共同処理を推進するとともに、大都市圏における都府県の区域を越えた広域的な対応を推進します。

排出事業者が処理責任を負う産業廃棄物の処理施設について、公共の関与も含め、整備を促進します。

イ 市町村と事業者の協力

事業者において、製品が廃棄物となることをあらかじめ見通し、適正な処理を容易にするように製品の設計や開発を行い、市町村などに対して処理のために必要な情報を適切に提供するように促します。

家庭などから排出される一般廃棄物のうち、市町村が適正に処理することが困難となっているものとして定められている廃タイヤなどの指定一般廃棄物の処理については、消費者が新規製品を購入する際に販売店が不要となったものを引き取り、可能な範囲で市町村以外の処理システムにより処理するなど、製品の製造事業者などが市町村の処理を補完する形で行う協力を促進します。

ウ 廃棄物処理における環境配慮等

最終処分場の環境保全対策について、環境モニタリング、廃棄物の受入管理及び埋立終了後の管理の徹底を図るとともに、その強化を検討します。また、最終処分場の信頼性の向上を図るため、施設の構造の高度化などの調査検討などを実施します。

有害廃棄物の適正処理を推進するため、必要に応じ、特別管理産業廃棄物の指定の追加、廃棄物の最終処分に関する基準の強化、適正処理技術の開発や普及などを実施します。廃棄物の有害性の評価をはじめ、廃棄物の処理が環境に与える影響に関する知見を充実します。また、廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の拡充などにより不法な処分を防止します。

不法な処分がなされた場合に適切かつ迅速に原状回復を行うための方策を確立します。各地域におけるごみの散乱防止のための対策の枠組みの整備を促進するとともに、必要な啓発などを行います。

エ PCB廃棄物の処理の促進

PCB廃棄物については、過去30年にわたり事業者による保管が続き、その紛失などによる環境汚染の懸念が高まっています。このため、PCB廃棄物の安全かつ安心な無害化処理技術の開発・実用化を推進するとともに、国のイニシアティブのもと、国、地方公共団体、事業者の適切な役割分担により、PCB廃棄物の処理施設の整備の促進及びPCB廃棄物の抜本的な対策を講じます。

なお、使用中の蛍光灯等のPCB使用安定器については、使用及び保管実態の調査、交換の推進など、緊急の安全対策を講じます。

5 化学物質対策

予防的方策を広く適用すべきという原則を踏まえながら、化学物質の環境リスクを適切に評価して管理することを基本として、前章第5節の化学物質対策の推進に関する戦略的プログラムに示した諸施策を推進するものとし、当面、具体的には次のような施策を推進します。

(1) 科学的知見の充実及び環境リスクの評価の推進

ア 基礎的データの収集及び整備

既存化学物質について、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」における新規化学物質の審査方法に準じた生分解性、生物濃縮性及び毒性に関する試験を引き続き実施します。また、藻類、甲殻類（ミジンコ）及び魚類を用いた生態影響評価試験を引き続き実施します。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づくPRTR制度により、有害性のある化学物質の排出量などを把握します。

水質、底質、生物、大気などについて環境モニタリングを行うとともに、PCBなどに関する継続的な生物モニタリングを実施します。

イ 環境リスクの評価等の推進

個別の化学物質ごとに、体系的に健康影響評価、生態影響評価及び暴露評価を行い、環境リスク評価を推進します。OECDのプロジェクトの一環として、産業界・事業者の協力を得て必要なデータを収集しながら、関係府省が連携して高生産量化学物質の初期リスク評価を実施します。

内分泌かく乱作用に関する試験法の開発を国際的な協力と協調の下で推進します。また、内分泌かく乱作用が疑われている化学物質の環境実態の調査などの調査研究を推進するとともに、有害性の評価などを進めます。

シミュレーションモデルによる暴露評価手法の開発などの調査研究を引き続き推進するとともに、農薬の生態影響評価手法の具体的なあり方について検討を進めます。また、大気、水などの複数の環境媒体を通じた環境リスクや、複数の物質による環境リスクに関する知見の充実に努めます。

ウ 人材育成その他の基盤整備

化学物質に関する調査研究を行うための施設を充実させるとともに、化学物質の分析、環境リスクの評価、管理などを行う科学者、技術者の養成などを行います。

また、化学物質対策や調査研究の実施にあたって地方公共団体との連携を図るとともに、国立環境研究所と地方の環境・公害試験研究機関との交流を進めます。

(2) 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進

ア 多様な手法による環境リスクの管理の推進

「環境基本法」に基づく大気汚染及び水質汚濁に係る環境基準については、化学物質の使用実態と併せ、環境への負荷の実態を把握、調査の上、科学的知見を基本として、必要に応じ、拡充整備を図るとともに、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び廃棄物処理法などに基づく有害化学物質対策を引き続き実施します。

また、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「農薬取締法」及び「肥料取締法」に基づき、製造、使用等の規制を引き続き実施します。

さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」及びダイオキシン対策推進基本指針に基づき、ダイオキシン類の排出削減などのための総合的な対策を進めます。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するとともに、P R T R制度により得られる排出量などのデータを国や地域における環境リスクの管理などに適切に活用できるように、その手法について検討を進め、適切な管理などを推進します。

レスポンスフルケアなどの事業者による自主的な取組を推進します。特に中小企業の取組を支援します。

また、情報公開や技術開発などにより、より安全な化学物質への代替や、安全性の高い製造プロセスへの転換を促進します。

イ 情報の共有及びリスクコミュニケーション等の推進

関係府省において必要な情報のデータベース化を進め、その国民による利用の促進を図ります。また、政府公表資料などの関係府省のホームページへの掲載やP R T R制度などについて国民に啓発と情報提供を行うためのパンフレットの作成と配布を進めます。

G I N C（地球規模化学物質情報ネットワーク）の構築に貢献します。

リスクコミュニケーション手法の検討と普及を進めるとともに、必要な人材を育成するための研修を実施します。また、国民や事業者など様々な主体の意見を採り入れながら、環境リスクの低減に資する政策を決定するための手法を検討し、その手法に基づく政策の推進を図ります。

ウ 環境リスクの低減に資する技術の開発、普及等

ダイオキシン類などの有害化学物質により汚染された土壌の浄化技術やトリクロロエチレンなどにより汚染された地下水の浄化技術などの開発、普及を進めるとともに、その実施を支援します。

P C Bなどの有害化学物質の無害化処理技術の開発、普及を進めるとともに、P C B及びP C B汚染物の処理を推進します。

6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

自然と人間との共生を確保するためには、国土空間の特性に応じ、例えば山地、里地、平地、沿岸海域というそれぞれの地域の特性に応じて、多様な自然環境を体系的に保全するとともに、人が自然を体験し、自然に学び、自然の恵みを感じられるよう、日常生活や余暇活動などの様々な機会を通じ、自然との豊かなふれあいを推進することが必要です。

このため、前章第6節に示した生物多様性の保全に関する戦略的プログラムで重点的に取り組むこととされた事項のほか、次のような施策を総合的かつ計画的に推進します。

取組にあたっては、多様な生態系が適切に保全されるとともに、それらが一体となって広域的な自然環境が保全されるよう、各主体による様々な施策の連携と調整を図ります。

（1）原生的な自然及びすぐれた自然の保全

世界的、全国的あるいは地域的に見て価値の高いまとまりのある原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制などにより厳正に保全し、わが国の核となる生態系として維持を図ります。同時に、このような自然を国民の精神的な拠りどころ、生態系研究の拠点、あるいは自然環境保全の観点から適正に管理された自然体験、自然学習などの場として利用します。

また、野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点から見てすぐれた自然については、行為規制や保全事業などにより適正に保全し、良好な生態系として維持を図るとともに、基盤的な施設の整備を行い、すぐれた自然風景や野生生物とのふれあいの場、あるいは学術研究の場などとして利用します。

このため、次のような施策を推進します。

ア わが国を代表する典型的な生態系をなしている自然や傑出した自然景観を持つ自然などであって、まとまりのある原生的な自然については、原生自然環境保全地域、森林生態系保護地域、国立公園などの各種制度を活用し、厳格な行為規制や公有地化などにより、厳正に保全します。

イ 生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地や海中景観、脆弱性、希少性、固有性などを持つ自然、都市近郊に残された良好な樹林地、良好な自然海浜などのすぐれた自然については、鳥獣保護区、自然公園、自然環境保全地域、生息地等保護区、文化財保護、緑地保全地区、風致地区、保安林などの各種制度を活用し、行為規制や公有地化などにより、適正に保全します。特に、保全すべき自然状態が人為的あるいは非人為的に劣化している場合には、その復元や景観の維持などのための事業を進めます。

ウ 人為的改変による生物の生息地の分断を防止するとともに、大面積の生息域を必要とするものをはじめとする生物の個体群が安定的に維持されるよう、緑の回廊など、各種の保全地域間の有機的な連携の確保を積極的に進めます。

(2) 二次的自然環境の維持、形成

二次的自然環境を形成する森林、農地などについては、適切な農林水産業活動を通じて環境保全能力の維持を図ります。また、公共的施設整備などの事業の実施や、里山林などについての民間保全活動の促進などにより、多様な生物の生息・生育地等として、二次的自然環境の維持、形成を図るとともに、できる限り全体的に量的な確保を図ります。同時に、持続的な形での生物資源の収穫の場として、あるいは緑、水、さわやかな大気とのふれあいの場などとして利用します。

このため、地域の特性に応じ、次のような施策を推進します。

ア 森林整備事業を計画的に進め、育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業による適切な森林の造成及び保育、管理を図ります。

イ 二次的自然環境の維持、形成について配慮されるよう、適切な農地などの整備及び農業水利施設などの維持管理、更新を図り、適切な農業活動を進めます。また、ため池、水路、畔などの農業用施設やその周辺において、多様な野生生物が生息、生育できる空間を適切に保全、整備します。

ウ 消費者と農家の直接契約による生産物の購入など、消費者などとの連携の下に、農地などにおける生物の生息・生育地の確保に配慮し、農薬や化学肥料などの節減など

により環境保全型農業を促進するとともに、市街地内の生産緑地を緑地空間として活用します。

エ 雇用の場の確保や農山村環境の整備などを含む総合的な農山村対策を通じ、森林、農地などにおいて自然環境を維持、形成する担い手の確保を進めます。また、公的関与などにより、地域住民参加による集落共同活動を促進することを通じて、地域の特性に応じた農地などの適切な維持のための活動を進めます。

オ 里山林、棚田、谷津田、屋敷林、市街地の樹林地などの自然については、各地で環境学習の場として活用されており、地域の多様な生物の生息・生育空間、都市域の緑地など様々な機能を有しています。このため、地域全体で維持していくことが必要と認められるものなどについて、税制措置などの経済的な奨励措置の活用やその他の公的関与などにより、民間保全活動とも連携し、適切な維持、形成を進めます。

(3) 湿地の保全

沿岸海域の多様な生態系を構成する干潟、藻場、サンゴ礁や、陸域において豊かな生物相を維持する湿原などの湿地は、特に多くの野生生物の生息・生育の場となっており、わが国の健全な生物多様性の確保には欠かすことのできないものとなっています。

このため、次のような施策を推進します。

ア 水鳥、水生生物など多様な野生生物の生息・生育地として重要な役割を持っている湿地について、その機能を適切に評価し、普及啓発を進めるとともに、積極的な保全のための取組を推進します。特に、渡り鳥渡来地などとして重要な湿地については、国際的な生物多様性の保全の観点から、保全を推進します。

イ 沿岸海域については、適切な漁業活動を通じて水産資源の適切な維持管理などを図るとともに、保護水面などの各種制度も活用しながら、干潟、藻場、サンゴ礁の適正な保全を図り、当該地域に生息する多様な生物の生息・生育地及び当該地域が持っている環境浄化能力の保全、確保を進めます。

ウ 河川は、地域の生物の生息・生育空間のネットワーク形成の上で重要であることから、生物の生息・生育空間の維持、回復のための取組を推進します。

エ 湿地のうち、減少傾向が大きいものについては、全国的あるいは一定の地域ごとに量的な減少をとどめ、回復していくための方策を検討します。

(4) 自然の減少が顕著な地域における自然的環境の回復

自然の減少が顕著な地域において、地域の自然の特性を考慮しながら、公共施設整備などの事業や民間の緑化などの活動の促進などにより、生物生息・生育空間、公園、緑地、海浜などの自然的環境を整備し、地域の自然の特性を考慮しながら自然的環境の回復及び量的確保を図ることとし、日常生活における緑、水、小動物とのふれあいの場などとして利用します。

このため、次のような施策を推進します。

ア 地域の自然的社会的条件に応じ、多様な生きものが生息・生育する身近な生物生息・生育空間の整備を進めます。

イ 都市地域における自然的環境の確保及び日常生活圏における自然とのふれあいなどを図るため、総合的な計画などに沿って、緑地の保全、都市公園などの整備、緑化を計画的に進めます。

ウ 河川、海岸、港湾、道路、農業農村などの各種事業において、生物の生息・生育空間を維持、回復するよう十分配慮します。

エ これらの自然的環境の整備にあたっては、地域で減少している生物の回復に配慮するとともに、生物の交流が確保されるよう、これらの間の、また、各種の保全地域や森林、農地、水辺地などにおける多様な自然環境との間の有機的な連携を図ります。

(5) 野生生物の保護管理

生態系の基礎的構成要素である野生生物の種、個体群及びその生息・生育環境について、適正な保護管理を進めるため、次のような施策を推進します。

なお、野生生物の生息・生育地として重要な役割を担っている自然公園などの保全地域における野生生物の保護管理対策の強化について検討を進めます。

ア 絶滅のおそれのある野生生物についてはレッドデータブックの作成などを通じ、その生息状況などの把握、モニタリングを進めます。また、希少野生動植物種の捕獲、譲渡などの規制を適正に進めるとともに、関係機関や専門家などとの連携により監視体制を強化します。

さらに、特に個体数が減少した種や地域を代表する種について、野生生物保護センターなどを拠点として、生息状況を調査し、その種をとりまく生息環境の維持、改善、整備などを進めるとともに、必要に応じ、人工繁殖による個体数の回復と生息域への再導入を推進します。

イ 生息数が著しく増加して農林業被害や生態系のかく乱などの問題が生じている野生鳥獣の個体群、あるいは生息数が著しく減少している野生鳥獣の個体群については、

科学的、計画的な保護管理を推進します。このため、野生鳥獣の生息状況のモニタリング、保護管理手法の普及、その中核的な担い手の確保や育成、個体数調整、防護柵などの被害防止施設の設置などの取組を進めるとともに、植生管理、採餌、繁殖条件の確保などの生息環境の保全及び整備事業を推進します。あわせて、これらの保護管理及び普及啓発のための拠点の整備を進めます。

また、水鳥類の鉛中毒を防止するための対策を推進します。

さらに、地方公共団体と連携しながら、民間の協力も得て、傷病鳥獣救護の体制を整備し、救護によって得られた情報を化学物質などによる野生鳥獣への影響の把握などに活用します。

ウ 国外や国内の他地域から持ち込まれた移入種による在来の生態系への影響を防止または抑制するため、わが国の移入種問題への対応指針を早急に検討し、必要な措置を講じます。特に、閉鎖性が高く固有の生態系を持つ島しょ地域などにおける影響の防止、希少種を捕食・駆逐する移入種への対策などの取組を推進します。また、マングース、ブラックバスなどの駆除の緊急性の高い移入種については、各主体の協力を得て駆除事業を推進します。

さらに、生物多様性条約に基づくカルタヘナ議定書の採択を踏まえ、在来の野生生物、生態系への影響の防止の観点から、バイオテクノロジーにより改変された生物の取扱いについて検討を進めます。

エ 各種開発事業などの実施にあたっては、計画段階から、事業の実施が野生生物に及ぼす影響について調査予測を行うなど、環境保全上の検討を行い、希少種をはじめとする地域の野生生物の保全のための適切な配慮を行います。希少猛禽類などについては、その生態や生息状況などを踏まえながら開発事業などに際して適切な措置が講じられるよう特に配慮します。このため、希少猛禽類などの生態や生息状況についての情報の蓄積を進めます。

オ 野生生物の保護管理は、多くの場合、地域住民の生活や農林業と密接な関係にあることから、これらの取組にあたっては、野生生物の生態などに関する科学的なデータなどを踏まえ、地域住民、地方公共団体、民間団体、専門家などが、地元協議会などを通じて合意形成を図りながら、協力して保護管理に取り組むよう、特に配慮します。

(6) 自然とのふれあいの推進

人が生態系の構成要素の一つであることを認識し、自然との共生への理解を深めるためには、自然とのふれあいを確保することが重要です。自然とふれあい、心のやすらぎや感動を得ることは、自然と関わり合う機会が少ない生活を送る現代の人々が人間性を回復する重要なきっかけとなるものです。また、自然に対する理解を深め、環境を大切にする気持ちをはぐくむためにも不可欠の体験です。

このため、日常生活や余暇活動など様々な機会を通じ、人々が自然との豊かなふれあいを重ねることができるよう、次のような施策を推進します。

その際、人と自然のふれあいは、自然そのものとふれあうことを基本とし、活動の舞台となる多様な自然の特性を理解した上で、これを損なうことのないよう一定のルールの下で行うことを前提とします。

また、環境教育・環境学習の推進にも寄与するよう、自然の仕組み、人間活動が環境に及ぼす影響、人間と環境の関わり方、その歴史、自然と深い関係を持ちながら形成されてきた地域の文化などについて幅広く理解が深められるようにするとともに、単純な知識の伝達に止まらず、体験を通じて自然に対する感性や環境を大切に思う心を育てることを重視します。

さらに、施策の推進にあたっては、地方公共団体、民間団体、民間事業者、ボランティアなど様々な主体の参加の確保と相互の連携を図ります。

ア 地域の特性に応じて、自然の探勝、野生生物の観察、風景の鑑賞、保健休養、生きものとの出会いなど、様々な形での自然とのふれあいを確保するため、必要な施設の計画的な整備を進めます。特に国立公園などの重要な地域については、総合的かつ計画的に用地取得、施設整備を進めるとともに、それらの施設の管理運営体制を適切に整備します。また、自然公園の民間事業者への助成措置の充実、利用拠点でのバリアフリー対策を進めます。

さらに、里山林、谷津田、屋敷林などを二次的自然とのふれあいの場として活用するため、生きものと親しむ場や自然歩道などの整備を進めます。

その際、特に充実したサービスに対する費用の徴収や地域住民の協力を得るための助成措置を含め、地域や利用者などの連携と協力による適切な管理を展開します。

また、登山利用が近年激増している中高年層の利用に配慮します。

イ 自然観察会の開催、自然体験活動プログラムの実施、野外教育などを通じ、自然とふれあう機会の提供を促進します。

ウ 自然公園のビジターセンターなどの施設やボランティアなどの活動を通じ、様々な自然とのふれあいの場やその利用方法などについての情報提供を進めます。また、自然の中でも守るべきマナー、自然の中で自らの安全を自らの責任で守ることなどについての知識の普及を図ります。

エ 自然に対する感性の育成や自然に対する理解の深化などの目的に応じ、活動の内容、方法、手順などを示す活動プログラムの充実を図るとともに、その企画、調整、実践などに必要な様々な役割を担う人材を確保するため、研修、人材登録などの事業を進めます。

さらに、自然体験活動を総合的に展開するための環境学習の拠点づくりを進めます。

オ 国立公園などの豊かな自然環境がある地域において、自然環境を破壊することなく

自然を体験し、その理解を深めるため、エコツーリズムを推進します。このため、自然環境を案内する者（ネイチャーガイド）の育成と確保を図るとともに、その適切な活動を推奨します。その他、情報拠点などの施設の整備や地方公共団体、民間団体、事業者などで構成され、利用ルールの協議、情報の集約、提供などを行う協議会の設置と活動の促進などの取組を進めます。

カ 都市住民が自然とふれあう機会を確保する観点から、都市と農山漁村の交流の一環として、都市住民が農山漁村地域において滞在型の余暇活動を行うグリーン・ツーリズムなどを進めるとともに、分収林制度や協定などを活用し、公的機関や国民の参加による森林整備を促進します。

キ 自然とのふれあいを図るための資源として、温泉の適正な保護及びその健全な利用を確保します。

（ 7 ） 共通的事項等

以上に掲げた施策の基盤となる事項について、次のような施策を推進します。

ア 自然環境の現状と時系列的变化を把握するため、自然環境や生物多様性に係る基礎的な調査の充実を図ります。

このため、調査研究に必要な人材の育成確保、既存の博物館、調査研究機関や専門家などのネットワーク化、民間活動の活用などを進め、調査体制の確立を図るとともに、これら調査研究を担う各主体間の交流を深め、調査研究の精度や信頼性の向上を図ります。

イ わが国の生物種の現状を示すとともに、野生動植物の分布など各種調査研究の基盤情報となる野生生物目録（インベントリ）の作成とその提供を進めます。

また、わが国の生物多様性の歴史と現状を示す貴重な資料であり、遺伝子資源でもある野生生物の標本資料を体系的に保存する施設の充実と、標本の作製、分類及び管理に従事する専門的技術者の育成を図ります。

一方、生物多様性に関する情報の高度利用と流通の促進を図るため、生物多様性条約クリアリングハウス（情報交換）メカニズムの要請も踏まえ、様々な主体から生物多様性関係情報を収集し、また、各種資料の電子情報化を推進することなどにより、生物多様性センターの「生物多様性情報システム」の機能強化を図り、同センターの国際的な情報流通拠点としての充実を図ります。

さらに、集積された種々の自然環境や生物多様性に係る情報を流域などを単位として解析、評価し、広く提供することにより、各種計画、事業の策定、実施に際して環境配慮を行うための基礎資料とするとともに、関係者の合意形成に資することとします。

ウ 社会資本整備などの事業の実施にあたって、環境影響評価の実施を通じ、事業や地域の特性に応じて、生物の多様性の保全や人と自然との豊かなふれあいの確保の視点から、必要に応じて、適切な環境配慮を行います。また、生態系は構造が複雑で、変化するものであることから、当該事業により影響を受けることが予測される場合は、自然環境への影響を継続的に見ながら柔軟に保全対策などを講じます。

エ ナショナルトラスト活動や緑化、美化清掃をはじめとしたボランティア活動などの民間環境保全活動を促進するため、税制措置、緑化協定などを活用します。

オ 動物の愛護と管理の推進に関し、動物取扱業者の把握や取扱業者の業務の適正化などの取組を推進します。また、動物愛護推進員やその活動を支援する行政、関係団体などが協議会などを通じて連携を図り、動物の飼い主が愛護管理責任を果たせるよう支援する体制を整備します。

第2節 各種施策の基盤となる施策

1 環境影響評価等

総合的な観点から環境保全を図っていくためには、国などの施策や事業の策定・実施にあたって、あらかじめ環境保全上の配慮を行うことが極めて重要であることを踏まえ、次のような施策を推進します。

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境に影響を及ぼすと認められる国の施策を立案し、実施するにあたっては、環境保全の観点から検討を行い、適切な配慮を行います。

国の実施する社会資本などの整備のための公共事業については、戦略的環境アセスメントのあり方の検討など前章の戦略的プログラムに示した考え方を踏まえ、計画段階からその実施が環境に及ぼす影響について調査予測を行うなど環境保全上の検討を行い、適切な配慮を実施します。

規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施にあたり、国においては、「環境影響評価法」などに基づく環境影響評価の適正な運用に努めます。また、地方公共団体において条例などに基づいて実施されている環境影響評価については、的確な実施が確保されるよう、環境影響評価の実施に必要な情報の提供や技術的支援などに努めます。

国などの施策や事業の策定と実施にあたっての環境保全上の配慮の徹底を図るため、環境配慮のあり方、手法などに関する調査研究を引き続き進めます。

2 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等

持続可能な社会の構築の基盤となる調査研究及び監視・観測等の充実、技術の振興について、国は、自らこれを推進するとともに、地方公共団体、民間団体などにおける取組の支援などを行います。

(1) 調査研究及び監視・観測等の充実

ア 調査研究の総合的推進

調査研究については、人文、社会、自然科学の幅広い分野にわたり、国際的な視野に立ち、産学官の連携を図りながら、次のような課題に重点を置いて、総合的に推進します。なお、複数の関係府省にまたがる政策課題については、必要に応じ一体的な取組を行います。

廃棄物の排出などに係る環境への負荷及びその原因となる社会経済活動の総合的把握に関する課題

持続可能な発展の実現に向けた革新的な政策手法の開発や環境政策立案のための戦略研究

地球規模の諸現象などの環境の変化の機構の解明や影響の予測などに関する課題

社会経済活動による大気、水などの複数の環境の構成要素を通じた長期的複合的な環境リスクの解明と評価に関する課題

統合された環境・経済勘定システムの確立などの環境と経済との相互関係に関する課題

環境政策の国際的動向や実施効果の評価などに関する課題

不確実性を伴う環境変化に対応した政策決定のあり方に関する課題

前章の戦略的プログラムにおいてそれぞれ位置付けられた課題

大規模な基礎研究に対する総合的取組に関し、産学官の連携の下、次世代の環境保全技術の基礎となる「知的資産」を蓄積するための基盤的研究を重点的に実施します。

イ 監視・観測等の体制整備

監視・観測等については、個別法などに基づき着実に実施します。監視・観測等に係る計画の作成と実施から、結果の整理、解析、評価及び公表に至る過程が適切に行われるとともに、環境問題の態様の変化に的確に対応できるよう、実施体制の整備に努めます。

ウ 広域的、全地球的課題への的確な対応

酸性雨や海洋汚染などの広域的に影響が及ぶ分野の調査研究、監視・観測等においては、地域における国際的な連携を図りながら、広域的な物質の移動、拡散の状況や、生態系への影響の的確な把握と解析に努めます。また、地球温暖化をはじめとする地球全体に影響が及ぶ分野においては、わが国の技術や知識と経験を活用して人類共通の環境保全のための「知的資産」の形成に積極的な国際的寄与を行うという観点を踏まえて、地球規模で国際的な連携を図りながら、大気圏、水圏、地圏、生物圏の間の物質の循環に関する科学的知見の充実や広範な生態系影響の的確な把握に努めます。

エ 実施状況の体系的把握と整理

国が実施または関与している調査研究、監視・観測等については、その結果を体系的に把握、整理し、情報の社会的共有化を図ります。また、地方公共団体、民間団体などが実施しているものについても可能な範囲で把握、整理し、情報の社会的共有化を推進します。なお、必要に応じ連絡会議などを設置して活用することなどにより、関連する調査研究、監視・観測等の相互の連携を進めます。

オ 総合的な実施体制

地球環境保全に関する調査研究、監視・観測等及びその他の調査研究、監視・観測等のうち総合的かつ計画的取組が必要な分野については、総合推進計画などを策定し、総合的な実施体制を確保します。また、国の試験研究機関などについては、環境保全に関する試験研究費などの配分計画を策定し、調査研究の総合的な推進を図ります。

(2) 技術の振興

ア 環境保全の取組を支える技術体系の確立

環境保全に関する技術については、幅広い分野を対象とし、技術の開発の進捗と実現可能性の程度、技術の開発、普及に対する障害、技術を適用した場合の環境保全上の効果、他の項目に係る環境への影響などを総合的に分析、評価し、それらを踏まえ、技術の開発、普及の障害の除去のための社会経済システムの転換や社会基盤の充実なども視野に置いた戦略的な取組を行うことにより、適正な技術を振興し、環境保全の取組を支える技術体系の確立を図ります。

イ 開発の推進

前章の戦略的プログラムにおいて重点的に取り組むこととされた技術の開発を推進するほか、省資源・省エネルギー技術、環境低負荷型生産技術、環境負荷処理技術、廃棄物処理・リサイクル技術、生物をいかした環境整備技術、景観調和型施設整備技術などの一層の開発、普及を図るとともに、これらを担うエコビジネスの振興に努めます。また、人工衛星などによるリモートセンシング技術などの監視・観測等に係る技術の開発に努めます。さらに、地方公共団体の研究機関や地場企業などとの連携を図りながら、国内の地域

段階において有効性を発揮すると考えられる比較的小規模な技術の振興に努めるとともに、開発途上地域の実状に適した技術の開発にも努めます。その際、機器、装置などのハードの技術のみならず、その効果的な使用方法などのソフトの技術の開発にも留意します。

ウ ITの活用

環境保全に関する技術の振興にあたっては、ITの活用に特に留意します。

エ 情報収集及び評価体制の整備

環境保全に貢献する技術の普及を図るため、環境研究・環境保全技術に係る情報収集を行い、その社会的な共有化を進めるとともに、環境保全に関する技術を適用した場合の環境保全上の効果や寄与などについて適切な評価を行い、施策に活用します。また、環境保全型の製品、技術などの開発、普及に資するため、製品、技術などの評価へライフサイクル・アセスメント(LCA)の導入を進めるための手法と仕組みを提示します。

(3) 国における基盤整備等

ア 施設、体制の整備等

調査研究、監視・観測等の充実及び適正な技術の振興のために必要な機材、施設などを適切に整備します。また、独立行政法人化する国立環境研究所のあり方について検討し、具体的な制度設計に反映させるとともに、行政と研究との連携体制を検討します。さらに、環境研修センターにおける研修の充実などを通じた人材育成を推進します。

イ 測定技術の高度化等

調査・測定等に係る信頼性の向上及び精度管理を進めます。また、調査研究、監視・観測等に係るリモートセンシング技術、テレメトリ技術、微量計測技術などの科学技術の高度化に努めるとともに、航空機、船舶、衛星の整備と活用を図ります。

ウ 学術研究の推進、人材養成、関係機関の相互の交流等

人文、社会、自然科学の幅広い分野にわたる学術研究の推進を図るとともに、学術研究における地球環境問題への取組を強化するため、幅広い分野を総合化し、取組の学術的基盤の形成を担う研究体制を整備します。また、大学などにおける環境保全に関する専門的教育の推進を図ることにより、調査研究、監視・観測等の充実及び技術の振興に従事する人材を養成し、その質的、量的充実を努めるほか、環境に関する公的資格の活用を図ります。さらに、調査研究、監視・観測等に関わる機関、従事する者の相互の交流、協力、連携を促進するとともに、調査研究、監視・観測等に関する情報の整備とデータベース化を推進し、広く活用を図ります。

エ 民間の技術開発能力の活用

技術の振興にあたっては、その内容に応じ、民間の開発能力を積極的に活用します。

(4) 地方公共団体、民間団体等における取組の促進

ア 交流、参加の推進

地方公共団体、公益法人、大学、民間における調査研究、監視・観測等の充実及び技術の振興を支援するため、情報交換、人材交流を推進するとともに、必要に応じ、機材、施設などの共同利用、共同研究などを行います。

なお、地方公共団体の環境・公害研究機関については、地域におけるニーズを踏まえ、地域においてこのような取組の中核的機能を果たすことが期待されます。

また、民間団体や一般国民による科学的調査に基づくきめ細かな情報も重要です。このため、課題に応じ、参加を容易にする調査、測定方法などの開発と普及に努めながら、調査研究、監視・観測等への民間団体や一般国民の参加を推進します。

イ 測定などの技術支援

事業者自ら行う環境負荷の測定などの適正実施に係る技術支援などを進めます。

また、民間の機関が行う調査、測定などの信頼性の向上を図るため、精度管理の支援をするための情報提供を適切に行うとともに、技術士（環境部門等）などの資格制度の活用などを進めます。

(5) 成果の普及等

調査研究、監視・観測等の成果については、適時適切に公表し、その普及と活用に努めます。

また、環境保全技術については、すぐれた技術の普及を図るため、環境保全技術に関する情報の整備と提供を推進するとともに、普及を阻害する要因などについて検討し、普及のためのプログラムなどの作成、国における率先利用、必要かつ適正な経済的助成措置その他の措置の活用、普及の障害となっている社会経済システムの変更や社会基盤の充実などを推進します。

3 環境情報の整備と提供

環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境の状況、環境への負荷、環境の変化の予測、環境保全の取組などに係る環境情報を体系的に整備し利用を図っていきます。また、環境教育・環境学習の振興や事業者、国民、民間団体による自発的な環境保全活動の促進に資するため、環境保全に関する様々な二・ズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努めます。

環境情報の整備や提供にあたっては、可能な限り環境情報の社会全体による共有化を促進し、これに基づいて共通の理解や合意を形成していくという観点を踏まえ、個人や法人

の権利、利益に配慮しながら、適正な情報が効率的に提供され、できるだけ広い範囲で容易な利用が可能となるよう努めます。

また、環境情報の収集の迅速化及び情報の分析能力の向上に努めます。

(1) 環境情報の体系的な整備 (収集、整理、加工)

環境情報に対するニーズやその整備状況を調査し、新たに収集、整理、加工すべき情報については、その所在を踏まえた整備の方向を明らかにし、デ - タベ - ス化を体系的に推進します。整備状況の調査結果については、情報源情報として活用します。

国が保有する環境情報のネットワ - ク化を推進するとともに、地方公共団体及び民間が保有する情報も含め、可能な範囲で環境情報を一括して整備する枠組みについて検討し、総合的な環境情報デ - タベ - スの構築に努めます。

公害・環境問題に係る資料を適正に保存し、散逸を防ぐよう努めます。

(2) 環境情報の国民等への提供

ア 資料の提供

環境白書、環境情報要覧その他の資料の発表を通じて、国民に対する環境情報の提供を的確に実施します。その際、磁気媒体や通信システムなどの多様な媒体を活用します。

イ 環境情報提供システム

環境情報に係る国民などからの照会に対して迅速、的確に対応するシステムを整備します。また、総合的な環境情報デ - タベ - スと地方公共団体、公益法人などとのネットワ - クを活用した提供システムの整備について検討します。

ウ 環境情報拠点

各々の分野に応じた多様な環境情報を提供するため、環境情報センタ - 、国立公園ビジタ - センタ - などの拠点整備を検討します。

生物多様性に関する情報については、生物多様性センターを国内情報の整備の拠点とするとともに、国際的な情報の流通の拠点とし、「生物多様性情報システム」の機能の充実に図ります。

(3) 環境解析システムの整備等

ア 環境解析システム

総合的な環境情報デ - タベ - スを活用し、環境の状況の解析、予測及び政策効果判定を行うシステムの整備について検討します。

イ 環境統計

統合された環境・経済勘定システムの確立に関する研究の成果を踏まえ、関連する環境統計の整備を推進します。

(4) 国における基盤整備

ア 施設等の整備

環境情報のネットワーク化を含め、環境情報の整備と提供のために必要な機材、施設などを適切に整備します。

イ 人材養成

大学などの教育機関との連携の確保により、環境情報の整備と提供に従事する人材を養成し、その質的及び量的な充実に努めます。

(5) 地方公共団体、民間団体などにおける環境情報の整備の支援

ア 地域環境情報拠点

地方公共団体による地域環境情報の体系的整備を促進するため、地域環境情報拠点の整備を支援します。

イ 情報ネットワーク

民間団体などの自発的な活動により得られた環境情報の整備を支援します。

また、通信システムを用いた国、地方公共団体、民間団体などの情報ネットワークの構築を進めます。

4 公害防止計画

公害が著しい地域などにおいて、公害防止計画を策定し、施策相互の有機的な連携を図りながら、関係主体が緊密な連携の下に公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

公害防止計画の策定は、環境基本計画を基本とし、策定の指示に際しては、以下の点に配慮します。また、公害防止計画の策定指示の要件の明確化を図ります。

地域において改善を図るべき課題について、環境負荷の状況などの分析を踏まえ、計画上、改善の目標とその達成のために講ずべき公害防止対策事業を明確に位置づけ、その効果的実施を図ること。

今日の公害問題の多くが国民の日常生活や通常の事業活動などの社会経済活動に起因していることにかんがみ、公害防止対策事業と地域における環境基準等の達成と維持を図るため、公害防止対策事業と排出規制などの施策を適切に組み合わせた政策パッケージを形成すること。

すべての主体が公平な役割分担の下に緊密に協力、連携しながら、自主的積極的に環境保全に取り組むための基盤を整備すること。

自然環境の保全、地球環境の保全についても十分配慮すること。

環境上の「負の遺産」の解消と環境の再生に配慮すること。

首都圏などの大都市圏などにおいては、広域的な環境問題が生じており、その解決のため広域的な観点から環境負荷の低減を図っていく必要性が高まっている状況を踏まえ、隣接する地域の計画間の連携を確保すること。

環境保全に係る他の法定計画などとの整合を図ること。

公害防止計画の達成に必要な地方公共団体の施策について国は可能な限り支援に努めること。

5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策

公害による健康被害については、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえて迅速かつ公正な保護及び健康の確保を推進します。

また、公害紛争処理について、紛争の態様に即した迅速かつ適正な解決を推進するとともに、住民の生活環境を保全し、将来の公害紛争を未然に防止するため、公害苦情の態様に即した適切な処理を推進します。

さらに、産業廃棄物の不法投棄をはじめとする環境犯罪については、その根絶を目指して監視等を強化します。

(1) 健康被害の救済及び予防

ア 被害者の救済

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、認定患者に対する補償等を行い、その迅速かつ公正な救済を図ります。

水俣病対策については、平成7年12月15日の閣議了解を踏まえ、総合対策医療事業、地域再生・振興等を着実に実行していきます。また、わが国の経験や技術をいかして、国立水俣病総合研究センターを拠点に国際共同研究や、国内外に対する情報発信を行うなど、積極的に国際的な貢献をしていきます。

イ 被害の予防

大気汚染による健康被害を予防するため、公害健康被害補償予防協会に置かれた基金により、健康被害予防事業を実施します。また、健康被害の未然防止を図るため、環境保健サーベイランスシステムにより、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的かつ継続的に観察するとともに、大気汚染種調査研究を進めます。

(2) 公害紛争処理等

ア 公害紛争処理

近年の廃棄物関係などの多様な公害紛争の増加にかんがみ、公害に係る紛争の一層の迅速かつ適正な解決に努める必要があります。このため、「公害紛争処理法」に基づき、あつせん、調停、仲裁及び裁定を適切に実施します。

イ 公害苦情処理

「公害紛争処理法」に基づく地方公共団体の公害苦情処理が適切に運営されるよう、適切な処理のための指導や情報提供を行います。また、国の行政機関における公害苦情の受理及び処理を適切に実施します。

(3) 環境犯罪対策

環境犯罪に対する刑罰法令の適用を実効性をもって推進することが可能となるよう、取締体制を整備するとともに、迅速、円滑な刑罰法令の適用を可能とする法令の見直しを図るほか、環境犯罪を事前に抑止する経済システムの確立を目指すため、次のような施策を推進します。

ア 監視、取締体制の整備

環境を汚染、破壊する行為を未然防止するため監視体制の強化を図るとともに、そのような悪質な行為などの環境犯罪に対する取締体制の整備、強化と実効性のある取締りが確保されるよう実態に基づいた制度の見直しを図ります。

イ 環境犯罪を許さない意識の醸成

行政関係機関、環境保護団体、事業者団体などの連携を強め、各種広報啓発活動を積極的に行い、廃棄物を排出する事業者などの遵法意識を高めるとともに、広く国民の間に、環境犯罪を許さない意識を醸成します。

ウ 排出事業者による原状回復責任の強化

不当に低価格で違法な廃棄物の処理を行う業者への委託を抑止するため、排出事業者が適正な処理料金を負担せず、処理業者が不法投棄などを行った場合で、生活環境の保全上の支障が生じまたは生じる恐れがあり、かつ当該不法投棄を行った業者の資力などから判断してその支障の除去が困難な場合、当該排出事業者が原状回復責任を負う排出事業者責任制度の徹底を図ります。

6 技術開発などに際しての環境配慮及び新たな課題への対応

新しい技術の開発や利用に伴う環境への影響のおそれが予見される場合には、環境に及ぼす影響について、技術開発の段階から十分検討し、未然防止の観点から必要な配慮がなされるよう、適切な施策を実施するよう努めます。また、ITなどの先端技術の成果の環境保全分野への応用を積極的に進めます。

これらのほか、前節までに記述された課題以外のもので、今後、人の活動による環境への負荷により環境が悪化するおそれが生じる場合には、科学的知見の充実の下に、予防的な方策の考え方をを用いて、環境への影響を未然に防止するための施策を実施するよう努めます。

7 快適な環境（アメニティ）の確保

快適な環境（アメニティ）を確保するため、公平な役割分担の下に、各主体の自主的積極的な参加を図りながら、「循環」と「共生」の考え方を基調とする環境保全のための取組を進めます。その一環として、豊かな自然環境を積極的に確保するため、次のような取組を推進します。

（１）良好な大気の確保

静寂で澄んださわやかな大気を確保するため、地域住民などの参加も得ながら、光や視程（見通しの利く距離）及び熱環境をも含め、良好な大気に係る環境の状態のあり方を検討するとともに、身近な大気環境の状況について調査を行います。また、緑化をはじめとする地域の自主的積極的な取組を促進します。

（２）良好な水域の生態系の確保

清浄で豊かな水、多様な生物相などからなる水域の生態系を確保するため、水域の水質と水量、水生生物、周辺植生を一体的にとらえて、地域住民の参加も得ながら、河川、湖沼、海岸、干潟などの水辺地を維持管理するための施策を検討します。

（３）景観保全

各地域の特性に応じて、各種の施設整備などに際して地域の自然環境との調和に配慮した景観保全を図るための取組を進めます。

（４）歴史的環境への配慮

文化財保護などの各種制度を活用し、自然環境と一体をなしている歴史的環境についても、その保全を図ります。

第3節 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策

国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国などのあらゆる主体が、「第2部2(4) あらゆる主体の参加」で示した考え方に基づき、以下の取組を推進することによって、あらゆる主体が持続可能な社会の構築に参加する社会を実現します。

1 各主体の取組

(1) 国民の取組

人間と環境との関わりについての理解を深めるよう努めます。

再生紙などの環境への負荷の少ない製品やサービスの選択、不要不急の自家用乗用車使用の自粛、節電などによる省エネルギー、洗剤の適正な使用などの生活排水対策、ごみの減量化、リサイクルのための分別収集への協力などにより、温室効果ガスや廃棄物などの日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。

地域のリサイクル活動、緑化活動や環境美化活動への参加などにより地域の環境保全に努めます。また、民間団体の活動への参加や支援を通じ地球環境保全の取組に参加します。

この他、国、地方公共団体が実施する環境保全施策に協力します。

(2) 民間団体の取組

緑化活動、リサイクル活動、ナショナルトラスト活動及び住民、事業者、地方公共団体と協力して積極的に地域環境を保全するための事業を進める活動(グラウンドワーク活動)など、地域の環境保全のための活動を行います。

開発途上地域における植林、野生生物保護、公害対策などの活動、国際的な交流などの国際的活動を行います。

自然環境の状況に関する調査研究、環境汚染の影響に関する調査研究、環境政策に関する研究などの環境保全に関する調査研究を行います。

環境教育・環境学習の活動、国民・事業者などの行動の促進のための啓発活動を行います。

この他、他の主体とも協力と連携を図りながら、環境保全のための多様な取組を行います。

(3) 事業者の取組

再生資源をはじめとする環境への負荷の低減に資する原材料などの利用に努めます。

また、共同輸配送など合理化された物流サービスのような環境への負荷の低減に資する役務の利用に努めます。

汚染物質の排出削減、廃棄物の減量化及び適正処理、資源及びエネルギーの利用の効率化、開発行為に際しての環境配慮などにより事業活動に伴う環境への負荷を低減します。

製品などの資源採取、製造、流通、消費、廃棄などの各段階における環境への負荷が低減されるよう、ライフサイクル・アセスメントなどを実施し、全段階における環境への負荷を視野に入れた製品開発を行います。また、環境ラベルなどにより、製品などに係る環境への負荷についての消費者への情報提供を進めます。

さらに、製品が廃棄された後の適正処理など環境への負荷の低減に努めます。

所有地を中心とする緑化、地域の美化運動への参加などの地域の環境保全の取組を進めます。

技術移転などの国際協力を進めるとともに、海外における事業活動や貿易に際して環境配慮を行います。

環境保全のための投資の拡充や技術開発に努めるとともに、環境保全に関する事業活動への取組を進めます。

職員に対する環境教育及び環境保全活動の推奨などに努めます。

環境保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、担当部署の設置などの体制整備及びこれらについての監査の実施などからなるISO14001（環境管理システムの国際標準）に係る取組や環境活動評価プログラムを自主的に進めます。

環境報告書などの作成と公表により、事業活動に係る環境への負荷及びその低減のための取組についての情報開示と提供を進めます。

この他、国、地方公共団体が実施する環境保全施策に協力します。

（４）地方公共団体の取組

地域づくりにおいて、地域の自然的社会的条件に応じて、汚染の防止はもとより、リサイクルの促進などにより環境への負荷を低減していきます。また、地域の自然とのふれあいの確保、快適な環境（アメニティ）の確保の一環としての自然環境の保全などにより、恵み豊かな環境を保全します。

地域の取組の調整者及び主たる推進者としての役割を踏まえ、地域の環境保全に関する基本的な計画の策定などにより自らの施策を総合的かつ計画的に進めます。また、事業者、住民、民間団体や国の関係機関との緊密な連携を図りながら地域における環境保全のための取組の総合性を確保します。このため、地域の取組の基盤づくりとして、環境教育・環境学習の場や機会の拡大、人材の育成などを推進するとともに、地域における環境情報の結節点としての機能を果たします。また、事業者の環境保全対策を指導し、促進します。

周辺地方公共団体や国とも連携、協力しながら、流域を考慮した水環境の保全など広域的な視点からの取組を進めます。

これまで培ってきた環境の保全に関する知見をいかし、国際協力などの取組を進めます。

事業者・消費者としての環境保全に関する行動を、引き続き率先して実行するとともに、通常の経済活動の主体としての活動以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいくことが期待されます。

なお、市町村は基礎的な地方公共団体として、地域づくりにおける取組をはじめ多様な施策を実施します。都道府県は主として広域にわたる施策の実施や市町村が行う施策の総合調整を行います。

(5) 国の取組

環境基本計画を策定し、国全体の環境保全に関する取組の総合化を図るとともに、問題の性質や必要性に応じて、環境基準等の環境保全の具体的な目標を設定するとともに、法律に基づく基本方針・指針やガイドラインなどの形で、環境保全に関する施策の方向や全体像、各主体の役割分担のあり方などを提示します。

各種政策手法の適切な活用により、各主体の行動の基盤づくりを実施します。

事業者、国民、民間団体の自主的積極的行動を促進するため、環境教育・環境学習の推進、環境管理並びに環境保全活動の評価及び情報の開示や提供の促進、民間活動の支援、情報提供などを進めます。

地方公共団体が自主的積極的に実施する環境保全施策について、必要な財政上の措置を行うとともに、技術的支援に努めます。

地球環境保全などに関する国際的な取組を進めます。

環境に影響を及ぼすおそれのある各種施策の策定や実施に際して環境保全に配慮します。

事業者・消費者としての環境保全に関する行動を、引き続き、率先して実行するとともに、通常の経済活動の主体としての活動以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいきます。

2 各主体の自主的積極的行動の促進に係る施策

(1) 環境教育・環境学習等の推進

環境教育・環境学習などについて、次のような施策を推進します。

ア 学校教育における環境教育

環境に関する生涯学習の基礎的部分をなす学校における環境教育については、児童生徒が環境問題を正しく理解し、環境を大切にす心や態度を身につけ、環境の保全やより良い環境づくりに主体的に取り組むことができるよう、小学校、中学校及び高等学校

の各教科、道徳、特別活動などにおいて、児童生徒の発達段階に応じた一貫した環境に関する学習を推進します。特に、児童生徒の主体的な活動を通じて理解を深めていく過程を重視する観点から、目的意識をもった観察・調査、自然とのふれあいや環境保全活動への参加などの体験活動を積極的に推進します。また、新学習指導要領により新設した「総合的な学習の時間」においても、体験的な学習や問題解決的な学習を通じて、環境問題について、より横断的かつ総合的に学習できるよう支援します。さらに、児童生徒の発達段階に応じた教育を効果的に行うため、研修などにより教員の環境教育に関する資質の向上を図るとともに、指導方法の開発、改善、普及を進めます。なお、リサイクルなどへの理解を深めるきっかけとするため、国が作成している一部の教科書について再生紙の使用を進めます。さらに、学校施設においても環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備促進に努めます。

また、大学においては、環境問題に関する教育研究体制の整備充実を図り、必要な人材の育成に努めます。

イ 社会教育その他多様な場における環境教育・環境学習

前章第7節の環境教育・環境学習の推進に関する戦略的プログラムを踏まえ、環境教育・環境学習に係る人材の育成や教育・学習プログラムの整備、情報の提供、教育・学習の場の拡大、各主体の連携、民間事業者による取組の促進などに努めるとともに、国際社会との連携や開発途上国の環境教育・環境学習の支援に努めます。

ウ 広報の充実

環境の日（6月5日）を中心として地方公共団体、民間団体などと協力して様々な行事を展開するとともに、様々な情報媒体を活用し、環境保全に関する広報を充実します。

（2）環境保全のための具体的行動の促進

ア 自主的な環境管理の促進

ISO14001について、事業者に対し、情報提供、低利融資、研修などの認証取得のための支援を引き続き行うとともに、中小企業などを対象とする簡易な環境管理システムである環境活動評価プログラムの普及などを進めます。

イ 環境保全活動の評価及び情報の開示や提供の促進

環境に配慮した事業活動の成果について適切に評価するため、環境パフォーマンス評価、環境会計、ライフサイクル・アセスメント（LCA）などの手法について調査研究を進め、その普及を図ります。

また、消費者などへの情報の開示や提供を進めるため、事業者による環境報告書の作成、公表を促進するとともに、環境ラベリング事業の適切な指導などにより、環境への負荷の少ない製品の推奨などを進めます。

ウ 民間団体の活動の支援

税制措置の活用や地球環境基金などの関係制度の活用などにより、国際環境協力、環境教育・環境学習、ナショナルトラスト活動、民間団体間の国際的パートナーシップの形成など、民間団体の環境保全に関する多様な活動を支援します。

(3) 情報の提供

環境の状況や個別の社会経済活動による環境への負荷、環境保全の取組の状況、環境教育・環境学習の機会など、各主体の自主的積極的行動の促進のため必要な情報をデータベース化し、民間団体、事業者、地方公共団体あるいは環境保全の活動拠点などとネットワーク化して情報提供を行うシステムを整備します。

3 社会経済の主要な分野におけるそれぞれの主体の役割

環境保全のための取組における各主体の役割は、その者が行う社会経済活動の分野によっても様相が異なってきます。以下においては、資源採取、生産、販売、消費、廃棄、エネルギーの供給と消費、運輸・交通などの社会経済活動の各分野の特性に応じて、各主体が担う役割を提示します。地方公共団体、事業者、国民などの各主体は、このことも踏まえ、自主的積極的取組を進めることが期待されます。

(1) 資源採取、生産、販売、消費及び廃棄

農林水産物、工業製品、建築物などは、資源採取や生産の段階において不用物の排出や土地の改変などの環境への負荷を発生させるとともに、販売、消費、廃棄の段階において廃棄物等を発生します。なお、農林水産業は自然の物質循環を活用した産業であり、その適切な活動を通じて環境保全能力の維持に寄与します。

このような観点から、資源採取、生産、販売、消費及び廃棄に関しては、設計段階からの環境への負荷を低減するための配慮、環境への負荷の少ない原材料の使用、資源採取や生産段階での環境への負荷の低減のための工夫、環境への負荷の少ない製品などの製造、販売、消費段階での環境への負荷の少ない製品などの選択、廃棄物の適正処理やリサイクルの推進、資源、エネルギー利用の効率化による環境への負荷の低減とともに、農林水産業における環境の適切な維持管理、土木建築事業における環境保全に配慮した事業の実施が重要です。

ア 生産者の役割

生産者は、次のような方向性を踏まえ、資源採取から廃棄段階までを視野に入れた負荷低減対策などを進めます。

(ア) 農林水産業者

農林水産業は、他の産業活動とは異なり、生産力の基礎を自然の物質循環の中に置いており、森林の適正な整備を通じて環境を維持、形成するなど環境の良好な管理に深い関わりを持ち、その適切な活動を通じて国土の環境保全能力の維持に大きく寄与しています。

農業においては、環境への影響に配慮して施肥基準や防除の要否の判断基準を見直すことなどによる農薬や化学肥料などの使用の節減、家畜ふん尿などのリサイクル等を基礎とする環境保全型農業の推進、農地周辺の生態系保全などを進めます。

林業においては、持続可能な森林経営を一層進めるよう努めるとともに、育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業による適正な森林の整備及び保安林などにおける適正な施業を通じた森林の持つ環境保全能力の高度発揮などを進めます。

水産業においては、水産資源を維持、管理し、持続的に利用する資源管理型漁業、つくり育てる漁業を進めるほか、干潟、藻場をはじめとする漁場保全などを進めます。

また、必要に応じ、民間活動とも連携しながら、伝統的な営農手法や里山の管理などの維持を図ります。

(イ) 鉱業者

資源採取などに際しての環境負荷の低減、採取跡地の適正管理や緑化などの環境への配慮を行います。

(ウ) 製造業者

環境への負荷の低減に配慮した設計、再生資源など環境への負荷の少ない原材料の利用、低負荷型の生産方式の採用などによる生産段階での環境への負荷の低減、廃棄物発生抑制、リサイクル、適正処理、製品の長寿命化、モデルチェンジの適正化、消費・廃棄段階などでの環境への負荷の少ない製品などの開発・生産などを進めます。また、製品などが廃棄された後の適正な処理やリサイクルにも努めます。

(エ) 建設業者

発注者と連携し、断熱材の使用、自然の光や通風の活用、太陽光発電の導入などによる省エネルギー型建築の推進、敷地や屋上の緑化、水利用の合理化、合併処理浄化槽の設置など環境への負荷の少ない生態系に配慮した建設を行うとともに、環境への負荷の少ない原材料の使用、環境保全に配慮した工事の実施、建設業に係る指定副産物などのリサイクル、廃棄物適正処理などを進めます。

イ 販売者（卸・小売業者など）の役割

品ぞろえの際の配慮などによる環境への負荷の少ない製品など（不動産を含む。）の販売、過剰な包装材の使用削減、消費者からの再生資源の回収などによるリサイクル、廃棄物の減量化・適正処理、物流システムの合理化などを進めます。

ウ 消費者の役割

製品の購入などに際して、環境に配慮した製品などの選択や過剰包装の辞退、環境への負荷の少ない建築物などの発注などに努めるとともに、その使用に際して、長期間使用など環境への負荷が低減されるような適正な方法での使用に努めます。また、廃棄物の発生抑制や分別収集への協力によるリサイクルなどを進めます。

エ 再生資源業者・廃棄物処理業者の役割

静脈産業の担い手として、環境保全に重要な役割を果たす再生資源業者・廃棄物処理業者は、廃棄物の排出者の協力を求めながら、リサイクル、廃棄物の適正処理などを進めるとともに、処理・処分に伴う環境への負荷の低減に努めます。

オ 国、地方公共団体の役割

汚染物質の排出や廃棄物処理、農薬使用などに係る規制的措置を適切に実施することはもとより、リサイクルの促進その他各種の指導などを実施するとともに、廃棄物の発生抑制やリサイクル推進のための経済的手法を必要に応じ適切に活用します。また、廃棄物処理施設などの公共的施設を整備します。

ライフサイクル・アセスメント、環境ラベル、環境適合設計の手法などに関する調査研究及びその普及、環境保全型商品の推奨や情報提供などを実施します。また、再生資源業者や廃棄物処理業者の適切な指導等を実施します。さらに、農薬や化学肥料等の節減などを進める環境保全型農業を促進します。

これらのほか、地方公共団体は、廃棄物の適正処理に必要な措置を実施します。

一方、公共事業に際しては、環境影響評価などを適切に実施するとともに、河川整備、農業農村整備、漁港整備、港湾整備、道路整備、海岸整備、空港整備などにおいて、生態系の重視や太陽光の利用など、環境保全に配慮した事業を進めます。また、事業の実施にあたっては、廃棄物のリサイクルや環境への負荷の少ない原材料の使用を進めるとともに、環境への負荷の少ない新技術の開発を推進します。

(2) エネルギーの供給と消費

エネルギーの供給と消費に関しては、次のような方向性を踏まえ、生産から消費に至る各過程で発生する各種の環境への負荷を低減します。

ア エネルギー供給事業者などの役割

低負荷型の生産方式の採用などにより、事業活動に伴う環境への負荷を低減します。

発電効率などのエネルギー転換効率の向上や天然ガスなどの利用、太陽光や風力などの自然エネルギーの開発導入を進めます。

また、原子力の開発利用については、二酸化炭素排出抑制に資することから、「原子力基本法」などに基づき、放射性廃棄物の処理処分対策等を充実させながら、安全性の確保を前提として進めます。

さらに、需要側とも連携しつつ、コージェネレーションシステム（熱電併給システム）

など分散型電源の導入や夜間電力を利用する蓄熱システム及びガス冷房の導入などによる昼夜間の電力負荷の平準化、下水排熱など未利用エネルギーの利用、廃棄物焼却余熱の利用などを進めます。

イ エネルギーを消費する事業者の役割

製造業などにおいて、省エネルギー型設備の導入、エネルギー管理体制の充実、余剰エネルギーの工場外での有効利用、省エネルギー型製品の開発及び導入などを進めます。

農林水産業などにおいて、省エネルギー型設備、機器の導入、小水力やバイオマスエネルギーなどの自然エネルギーの利用などを進めます。

事務所などにおいて、断熱材の利用等による建築物の熱の損失防止などのための的確な設計、施工及び管理、太陽光発電、燃料電池、コージェネレーションシステム、ヒートポンプ蓄熱システムの導入、省エネルギー型設備、機器の導入、無用なエネルギー消費の防止を進めます。

ウ 一般消費者の役割

省エネルギー型機器の導入、無用なエネルギー消費の防止、エネルギー効率の高い住宅用機器の利用、住宅の断熱構造化、太陽光発電、太陽熱温水器の利用などを進めます。

エ 国、地方公共団体の役割

汚染物質排出などに係る規制的措置を適切に実施することはもとより、事業活動、国民生活におけるエネルギー消費効率向上に向けた取組を促進します。このため、トップランナー方式による省エネルギー型の製品の開発の促進、省エネルギーに資する設備投資、技術開発などに対する支援などを引き続き実施します。また、サマータイム（夏時間）の導入を検討します。

太陽光をはじめとする自然エネルギー、燃料電池などの環境への負荷の少ないエネルギーについて研究開発を進めるとともに、その導入を促進します。また、分散型電源であって、環境への負荷の少ないものの導入を引き続き推進します。さらに、未利用エネルギーの活用などを進めます。

(3) 運輸・交通

前章第3節の環境への負荷の少ない交通に向けた取組に関する戦略的プログラム及び次のような方向性を踏まえ、自動車をはじめとする多様な交通手段から発生する環境への負荷を低減します。

ア 運輸事業者の役割

低公害車等の導入や最新規制適合車への代替に努めるとともに、過積載の防止、不正軽油の不使用の徹底、適切な点検整備の励行を図ります。

また、物流の合理化のため、荷主と連携しながら共同輸配送、帰り荷の確保、物流施

設の複合化、高度化の推進による輸送効率の向上を図るとともに、中長距離の物流拠点間の幹線輸送を中心とした鉄道、海運の積極的活用を通じて適切な輸送機関の利用の促進を図ります。

さらに、人流を合理化し、環境負荷の低減に寄与する鉄道、バスなどの公共交通機関の整備や利便性の向上を図ります。

あわせて、鉄道及び航空機における騒音低減のため発生源対策などの促進を図るとともに、海運における海洋汚染防止のための対策の促進などを進めます。

イ 自動車生産者及び燃料生産者の役割

自動車生産者は、排出ガス基準を遵守するだけでなく、より低排出ガス・低燃費の自動車を早期に市場に投入するよう努めます。

燃料生産者は、燃料品質の規制の遵守だけでなく、より良質な燃料を積極的に市場に供給するよう努めます。

ウ 荷主など他の事業者の役割

低公害車等の導入、最新規制適合車への代替に努めるとともに、適切な点検整備の励行を図ります。

物流の合理化のため、運輸事業者と連携しながら、情報化の推進、共同輸配送の体制の整備、帰り荷の確保などに協力し、輸送効率の向上を図ります。

また、中長距離の物流拠点間の幹線輸送を中心とした鉄道、海運の積極的利用を通じ適切な輸送機関の利用の促進などを進めます。

エ 消費者の役割

徒歩、自転車、公共交通機関など環境への負荷の少ない交通手段の選択に努めます。自動車の購入にあたっては、可能な限り、低公害車等の導入、最新規制適合車への代替に努めるとともに、不要不急の自家用乗用車使用の自粛、アイドリングストップをはじめ環境への負荷の低減に効果のある適切な方法での自動車の使用や点検整備などに努めます。

オ 民間団体の役割

民間団体は、国、地方公共団体、事業者、国民の取組が進むよう提言や普及啓発を行います。

カ 国、地方公共団体の役割

自動車排出ガス規制や燃料品質規制、中央線変移等の交通規制などの規制的措置の適切な実施を図るとともに、自動車使用の合理化、点検整備などの適切な指導、低公害車等の開発や利用などの支援を行います。また、自ら率先して低公害車等を導入します。

社会資本の整備に関しては、鉄道や海運のための基盤整備や環境負荷の軽減に配慮した公共交通機関の整備及び利便性の向上、徒歩や自転車利用のための安全かつ快適な交通環境や施設の整備、沿道環境保全に配慮した交通の分散、円滑化のためのバイパス、

環状道路整備、交差点改良などを進めます。また、高度道路交通システムの整備、交通管制システムの高度化、駐車対策の効果的な実施を推進します。

また、モニタリングの実施などを推進します。

さらに、沿道や空港周辺など交通施設の周辺において、交通騒音などを防止するため、土地利用の適正化や緩衝緑地の整備を進めるとともに、低騒音舗装、遮音壁、植樹帯整備等の道路構造対策の実施などを進めます。

(4) その他

ア 観光、余暇活動

観光、余暇活動は、国民が自然とふれあう機会を提供する一方で、自然環境の改変などの環境への負荷を誘発する可能性もあることにかんがみ、次のような方向性で、環境への負荷の低減に努めます。

(ア) 開発業者、旅行業者など関連事業者の役割

施設などの建設にあたっては、立地選定から開発及び運営までの各段階において自然環境などへの負荷を低減するよう配慮します。また、自然をいかし、自然とふれあえるような観光や余暇活動（エコツーリズムなど）に関する知見の充実や専門家の育成などを進めるとともに、観光地の自然環境について紹介するなど、環境の保全に十分配慮しながら自然とふれあえるような観光・余暇活動への取組を進めます。観光資源として利用する自然環境の保全について、責任を適切に分担します。

(イ) 利用者の役割

訪問地の自然環境に対する理解に努めるとともに、ごみの散乱防止やごみの持ち帰りに協力し、自然を損傷するような行為を慎みます。

(ウ) 国、地方公共団体の役割

公園、緑地などを適切に管理します。また、旅行事業や地域の観光地整備などに際して、自然環境などへの配慮が行われ、自然をいかした、自然とふれあえるような観光、余暇活動が促進されるよう、基盤整備や指導助言などを行います。

イ 金融

金融は経済活動の中で重要な役割を果たしており、企業への資金供給などを通じて環境に大きな影響を及ぼしうるものです。一方、環境保全活動に対する寄付や投資が組み込まれた預金の提供などの積極的な取組も行われています。

金融機関については、ベンチャー企業として行われることも多いエコビジネスに財務面からの助言を与えるなどその育成に寄与するとともに、融資や投資の際に対象企業の事業実施にあたっての環境配慮の状況を考慮に入れることや、環境についての情報が不足しがちな中小企業などに対して情報を提供し、助言者としての役割を果たすことなどが期待さ

れます。また、国民の環境に対する意識の高まりを背景とする、環境に配慮した経営を行う企業やエコビジネスに対して投資したいという意向の高まりに応え、エコ・ファンドなどの環境に配慮した企業への投資の枠組みについて検討を行うことが期待されます。

ウ その他

その他の事業者などについても、一般的な事業者としての役割を果たすとともに活動の特性に応じて、上記の「物の生産、販売、消費、廃棄」、「エネルギーの供給と消費」、「運輸・交通」などの各分野の事業者などの役割を参照しながら、環境保全への自主的積極的な取組を進めることが期待されます。

4 行政活動への環境配慮の織り込み

国は、率先して、通常の経済活動の主体として行う活動を含め、政府活動に環境配慮を適切に織り込んでいくことにより自らの活動を律し、環境への負荷をさらに低減する必要があります。

このため、関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにするとともに、その推進を図るため、政府は、率先して、自主的に、環境管理システムの導入に向けた検討を進めます。

なお、これまで率先実行計画に基づき行われてきた環境保全に向けた取組のうち物品調達については、平成12年5月に制定されたグリーン購入法に基づき、各府省ごとに毎年度調達方針を策定し、当該方針に基づき自主的に取組を推進します。また、その他の通常の経済活動の主体としての活動については、具体的な数値目標などを含む地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画を策定し、それに基づく取組を推進します。

第4節 国際的取組に係る施策

国際的取組に関しては、前章第11節の国際的寄与・参加の推進に関する戦略的プログラムの考え方を踏まえ、このプログラムに掲げた重点的取組事項の外、次のような取組を推進します。

1 地球環境保全等に関する国際協力の推進

(1) 地球環境保全に関する政策の国際的な連携の確保

ア 国連環境計画(UNEP)については、地球環境の状況の分析評価、国際環境法の形成などのUNEPが他の国際機関に比較優位にある分野への取組の重点化を図るよう促

していきます。

国連持続可能な開発委員会（UNCSD）については、持続可能な開発に関わるあらゆる分野、主体からの関心を高めていくため、創造的、大局的視点からの議論が一層促進されるよう作業の改善を促していきます。

国際金融機関やWTOと環境関係機関の間の役割分担を再検討するとともに、連携を強化します。特に、貿易と環境の相互支持化のための取組について、WTO、OECDなどにおいて引き続き議論を進めます。

政府以外の主体の役割が国際機関や条約の交渉過程において増大していることを認識し、世界的な政策形成とその実施に、多様な主体の参加が促進されるよう努めます。なお、そのためにITを活用した環境整備を進めます。

引き続き地球環境保全に資するプロジェクトに対して可能な限り資金が確保されるとともに、各種の開発プロジェクトにおける環境配慮が計画段階から徹底されるように、資金提供を行う国際機関が活動することを重視します。

イ 開発援助と環境、革新的技術開発、地球環境変動研究、貿易・投資と環境、経済的手法の分析などの国際的な連携が必要な課題については、国際的な場で議論を深めることが重要であり、このような場における議論に積極的に参加、貢献します。

ウ わが国は、身近な地域であり、大きな人口を抱え、かつ急速に経済成長を遂げているアジア太平洋地域に国際的取組の重点を置き、次のような分野において取組を進めていきます。

共同研究、共同モニタリングの推進

環境の状況について協働して行う評価

酸性雨、海洋環境、砂漠化、森林、渡り鳥などの分野の協力

森林火災、海洋汚染などの緊急事態に対する対応体制及び能力の強化

エ 他の地域についてもそれぞれの特性に応じた取組が進められていますが、例えば、アフリカ地域については、第2回アフリカ開発会議（TICAD）を踏まえ、援助供与国会合による調整の強化を進めていきます。

（2）開発途上地域の環境の保全

開発途上地域の環境と開発の統合に向けた自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進します。その取組にあたっては、政策対話の推進、効果的な援助の実施、技術、ノウハウの移転、及び、開発途上地域に関する地域研究、適切な援助案件の採択と評価の実施などを引き続き進めることとしますが、とりわけ、次のような点についてその進捗を図ります。

ア 地球規模及びアジア地域の取組への積極的貢献

温暖化対策、酸性雨対策、砂漠化対策、国際河川流域環境管理、生物多様性保全、サンゴ礁保全、渡り鳥保全、世界自然遺産地域保護、化学物質管理など、地球規模及び広域的問題の解決に対して、積極的な貢献を行います。その際、ODAの活用を進めるとともに、二国間協力と多国間協力の連携を強化します。このような取組に積極的に貢献するため、環境モニタリング及びアセスメントの成果を活用しながら、プロジェクト形成機能の強化を図ります。

民間資金・技術の誘導手法として重要な京都議定書のクリーン開発メカニズム(CDM)の枠組み作りに積極的に参画するとともに、国内的制度作りを進めながら、その促進を図ります。

セクター・プログラム・アプローチ(協力対象をプロジェクトではなくセクター(分野)とし、ドナー(援助国・援助機関)間で援助の調整や共有化を行うもの)をはじめとした新たな援助協調の手法に対しては、わが国の比較優位に配慮した人的、知的貢献を強化します。

多国間及び二国間協力において、政策対話を積極的に展開し、開発途上地域の具体的なニーズの把握に努めるとともに、デモンストレーション効果のある波及効果の大きいモデル的プロジェクトなどをODA等で重点的に進めるなど、相手国への効果的な働きかけを行います。

イ 開発途上国の自立的な環境保全の取組の促進

開発途上国との協力の成果がその国による自立的な環境保全の取組に結びつくような環境整備を行います。例えば、わが国からの移転技術の全国的な普及や国産化、政策への反映がなされるよう、開発途上国の取組主体にインセンティブを付与する仕組みを整備するための協力を強化します。

各国の環境センターについては、わが国機関とのパートナーシップを形成できるよう、地域協力の枠組み、地域調査・研究、協力の窓口と調整のための拠点などとして活用し、これらの間のネットワークを形成します。

ウ 民間資金・技術の誘導による開発途上地域でのエコビジネスの育成

開発途上国自身における環境対策の産業化が不可欠であることから、わが国の官民の技術、資本などを積極的に活用しながら、途上国におけるエコビジネスの育成を支援します。

このような観点から、ODA等においては、受入国における民間の公害防止に対する公的金融制度の整備、規制の実施体制の強化、ISO14000の普及など産業への環境配慮の仕組みの組み込みなど、エコビジネスの育成に資するような内容の支援を強化します。

エ 国際機関などを通じた貢献

開発途上地域の持続可能な開発を政策、技術、資金面から支援するため、世界銀行、国連開発計画(UNDP)、UNEPなどの組織や機構を通じた協力(世銀、UNDP及びUNEPを実施機関とする地球環境問題に関する主要な資金メカニズムの一つとして地球環境ファシリティ(GEF)があります。)さらにはOECD開発援助委員会、各途上国などのドナー会合などでの政策調整、技術協力、資金援助等を通じて連携を引き続き進め

ます。

UNEP 国際環境技術センター、バーゼル条約地域研修技術移転センターなどの多国間の仕組みを通じた技術移転を引き続き支援します。

国際機関において、わが国の経験の活用、わが国の様々な支援との連携が進むよう、わが国からも一層の人的貢献を行います。

2 調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等

(1) 戦略的な地球環境の調査研究・モニタリングの推進

地球環境の調査研究やモニタリングについては、最終的な研究成果や観測結果の環境政策への活用を視野に入れながら、衛星情報やモデリングなど、近年の技術の進展の成果を活用して、限られた資源の効率的な利用に努め、その総合的かつ効率的な推進を図るとともに、その成果を世界に向けて発信します。

また、データの戦略的な把握と評価が重要であるため、国際共同プロジェクトを活用しながら、関係諸国や国際機関と十分に調整の上、データの把握や評価における人材の対応能力の向上や機器の整備を含め、開発途上国における地球環境モニタリングの強化を支援します。

(2) 国際的な各主体間のネットワーキングの充実、強化

国際的な研究推進プログラムへの積極的参画を進めます。その際、現状においてすでに様々な主体により取組が行われている分野については、それらを尊重しながら、その連携、協働を図ります。

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET)、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)、砂漠化対処条約におけるアジア地域の取組であるテーマ別プログラムネットワーク (TPN) などの地域的な枠組みの活用を図るとともに、共同研究や研究者交流を一層推進します。

3 地方公共団体または民間団体等による活動の推進

地方公共団体が培ってきた環境の保全に関する知見をいかした国際協力や草の根段階のものを含む民間団体による各般の国際協力を推進し、地球環境保全などに関する国際協力の実効性を向上させます。このため、地方公共団体の自主的な取組を支援するとともに、情報の提供などを通じ民間団体などの行う国際協力を推進します。

環境事業団の「地球環境基金」をはじめとした日本及び途上国の民間団体への支援の充実強化に努めます。

4 国際協力の実施等にあたっての環境配慮

(1) ODA及び輸出信用における環境配慮

ODA及び輸出信用においては、国内外の取組の進展に配慮しながら、環境配慮の手続及び方法等の充実を図るとともに、その実施体制の整備を図ります。

また、ODAに係る環境配慮については、その取組の調和や整合性を確保し、また、輸出信用に係る環境配慮については、国際的な枠組みづくりの作業に積極的に貢献します。

国際協力銀行におけるODAと輸出信用の両方が統合されたガイドラインの策定にあたっては、それぞれの目的の相異を踏まえながら、整合性ある基準とするよう取り組むこととします。

(2) 民間の海外事業に関する環境配慮

事業者の海外活動に関する環境配慮に関しては、民間の自主的な取組が進みつつありますが、個々の事業者による取組の進展が一層図られることが重要です。これに関連し、国内で取り組まれている環境監査、環境報告書をはじめとした取組が海外事業も含めて実施されることが期待されます。

政府は、引き続き、民間の環境配慮が促進されるよう、情報提供や環境整備を進めます。

5 国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備

(1) 国際会議を通じた合意形成のための専門家の養成、活用と政策基盤の強化

国際会議における専門的かつ技術的議論の進展と国際世論づくりに一層貢献していくため、専門家が特定の分野に長期間対応する体制の構築に努めます。

政府内の専門家の育成に努めるとともに、NGO、学術研究機関・団体、産業界などとの連携を強め、政府外の専門家の知見の活用を図ります。

(2) 国際機関への邦人職員勤務の支援、途上国環境協力のための人材育成等

国際機関への邦人職員勤務の支援を一層強化するとともに、民間や地方公共団体などの人材を引き続き活用していくにあたり、これら人材の育成のため、研修を一層充実するとともに、円滑な派遣のための人材登録、帰国後の専門家の活用などを推進します。

援助受け入れ側の能力向上の重要性にかんがみ、長期的視野に立って、国内及び第三国の多様な場における研修機能の充実や人材交流、留学制度の活用を進めます。

(3) 情報の収集、分析、整理及び技術の開発・評価

諸外国や国際機関の環境保全戦略に関する情報収集の一層の充実に努め、地球環境保全などに関する国際的な連携や協働の基盤を整備します。

環境に関する技術について、国内に蓄積されている経験を収集、整理し、地球環境保全に資する技術の蓄積及び円滑な技術移転の基盤を整備します。

次々に社会に導入される多様な技術の環境影響を事前に迅速かつ的確に評価し、持続可能な社会の実現に向けた国際的な協力に資する適切な技術の普及を誘導します。

6 地球環境保全に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり

地球環境保全に関する国際条約などの枠組みの下、条約や議定書の締約国会議などに対する実施状況報告とその点検、違法取引などの違反の取締、開発途上国の国内実施能力の向上及び体制整備への支援を進めるほか、それぞれの条約の目的を達成するために必要な議定書の整備を促します。

また、新たな枠組みづくりに対しても積極的な役割を果たします。

(1) 地球温暖化の防止

2002年までの京都議定書の発効を目指して、COP6再開会合で合意ができるよう、国際交渉の進展に貢献するとともに、温室効果ガスの削減期間に関する第2期以降の削減目標のあり方、地球規模の対策の推進等に関する国際交渉を促進し、国際的に貢献していきます。

開発途上国の人材育成への協力、最優遇条件による円借款及び地球温暖化防止技術の移転等を内容とする京都イニシアティブの具体化を進めるとともに、今後の協力の進め方について検討します。

国際協調の下、開発途上国等への地球温暖化防止技術の普及や革新的な地球温暖化防止技術の国際共同研究等を推進します。

京都メカニズムにおける共同実施、クリーン開発メカニズムを有効に活用し、国際的な取組の連携を図る中でわが国の削減目標も達成できるようにするとともに、開発途上国への技術移転、開発途上国の持続可能な開発を進めるために、関係国との協議等を通じ、案件の発掘及び実現可能性調査等を推進します。

(2) オゾン層の保護

「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」を着実に実施するとともに、フロンの回収、破壊の促進を図ります。また、開発途上地域における対策を支援します。さらに、監視・観測による科学的知見の充実などにより、国際的な対策の推進に貢献します。

(3) 酸性雨の防止

酸性雨に関しては、地域的、国際的な取組が不可欠であることから、地域段階の監視・観測網を構築し、さらに、欧州や北米におけると同様に、東アジアの地域段階で酸性雨原因物質の排出抑制を進めるため、東アジア地域における越境汚染対策に関する枠組みづくりにイニシアティブを發揮します。また、酸性雨原因物質の排出抑制を進めるため、技術移転などを推進します。

(4) 海洋環境の保全

「海洋法に関する国際連合条約」(国連海洋法条約)、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(ロンドン条約)、「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」(MARPOL 73/78条約)、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」(OPRC条約)などを着実に実施するとともに、「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画」(GPA)、「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に対する準備、対応及び協力に関する議定書」(仮称)(OPRC-HNS議定書)、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」、「有害な防汚システムの管理に関する国際条約」(仮称)などの枠組みについての議論や、船舶起因の海洋汚染についての国際海事機関(IMO)における議論に率先して対応します。UNEP及び関係国と協力し、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP) 各国における統合的沿岸管理などの地域的な取組を進めます。

(5) 有害廃棄物の越境移動の規制

「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」を的確かつ円滑に実施します。このため、関係各省が連携して有害廃棄物の不法な越境移動の防止を図ります。また、有害廃棄物管理のための技術移転などを進めます。

(6) 森林の保全と持続可能な経営の達成

森林原則声明、アジェンダ21、「森林に関する政府間パネル」(IPF)行動提案及び「森林に関する政府間フォーラム」(IFF)行動提案の実施を基本とし、国連、G8などを通じた国際的な検討に積極的に参画します。特に、今後国連内の議論を経て設置される見込みの「国連森林フォーラム」(UNFF(仮称))のもとで、世界のすべての森林における持続可能な森林経営のための取組を推進するとともに、森林に関する法的枠組みの作成については、国際的な合意形成及び実効性などに留意しながら対応します。また、持続可能な森林経営の基準、指標に関する取組を進めるとともに、持続可能な開発委員会、国際熱帯木材機関(ITTO)、世界貿易機関(WTO)などにおける検討状況を踏まえ、より適切な木材貿易に努めます。さらに、ITTOなどを通じて森林保全に関する国際協力などを推進します。

(7) 生物多様性の保全

「生物多様性条約」を中心として、国際的な連携の下に生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進します。また、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)を通じた野生生物種の保護を一層推進するとともに、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)を通じ、国際的に重要な湿地の保全及び適正な利用に関する国際協力を進めます。さらに、二国間の渡り鳥等保護条約や協定などを通じた渡り鳥等の保全に向けた施策、共同調査などの取組を進めるほか、「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の実施を通じた国際協力など、多国間による渡り鳥保護のための枠組みの強化を図ります。

また、サンゴ礁について、「国際サンゴ礁イニシアティブ(I C R I)」の活動を推進し、特に東アジア海域を中心に活動を強化していきます。

(8) 砂漠化の防止

「深刻な干ばつまたは砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約」への積極的な対応を基本とし、砂漠化のメカニズム、人間活動と砂漠化の相互影響、幅広い主体の参加による社会経済的視点を含めた総合的な砂漠化対策について調査、検討を実施します。また、砂漠化が生じている国における対策を支援します。

(9) 国際的に高い価値が認められている環境の保全

国際的に高い価値があると認められている環境は人類共通の財産です。このため、南極については、「環境保護に関する南極条約議定書」等の国際協定などをも踏まえて、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処理及び管理、海洋汚染の防止、保護区域の管理などを進めます。また、世界遺産基金への拠出などを通じて、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づいて指定された自然遺産の保全に積極的に協力します。

(10) その他

残留性有機汚染物質(P O P s)に関する条約交渉を促進するとともに、その地球規模での監視・観測に係る国際的取組に貢献します。また、淡水資源の保全については、国際河川・湖沼の流域環境管理についての国際協力を進めるとともに、開発途上国の国内的取組を支援します。また、国際的な水問題の解決に向けての取組について、2003年3月にわが国で開催される「世界水フォーラム」を主催するWWC(世界水会議)などのNGOや関係する国際機関とも協調しながら積極的に参画していきます。

第4部 計画の効果的実施

第1節 各主体の連携と推進体制の強化

環境基本計画の効果的実施のためには、これをよりどころとしながら、社会の構成員であるすべての主体が協力し、環境の保全に向け実際に行動していくことが非常に重要です。政府は、閣議のほか関連する閣僚会議や関係府省連絡会議などの場を通じて緊密な連携を図り、環境基本計画に掲げられた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。地方公共団体には、環境基本計画に示された方向に沿いながら、地域の自然的社会的条件に応じて、国に準じた施策やその他の独自の環境の保全に関する施策について、環境の保全に関する総合的な計画の策定などにより、これを総合的かつ計画的に進めることが期待されます。

環境基本計画に基づいて、各主体それぞれが公平な役割分担の下に、様々な施策、取組を自主的かつ積極的に推進するために、連携、協力を密にすることが必要です。国及び地方公共団体は、環境基本計画に掲げられた各種の施策を効果的に実施するため、協調と連携を強化します。

国は、環境基本計画に基づく施策や取組の実施状況を把握し、評価し、自ら活用するほか、環境への取組を進める他の主体に対し環境白書をはじめ様々な手段を通じて情報を提供するため、環境情報の体系的な収集、蓄積や利用を進めます。環境基本計画に掲げられた施策や取組を進めるための地域段階の住民、事業者、行政などから構成される組織の活動を支援するため、ITの活用にも留意しながら、全国的な情報交流を進めます。このような取組の基礎として、環境情報の収集の迅速化、情報の分析能力の向上に努めます。

各主体は、環境基本計画に沿い、極力、自らの行動への環境配慮の織り込みに努めるものとし、その推進にあたり、環境管理システムなどの手続的手法の活用を図るものとし、特に、関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにするとともに、その推進を図るため、政府は、率先して、自主的に、環境管理システムの導入に向けた検討を進めます。

第2節 目標の設定

環境基本計画に掲げられた施策を全体として効果的に実施するため、総合的環境指標を引き続き整備するとともに、その活用を図ります。なお、総合的環境指標の基礎となる環境に関する統計数値の充実、データベースの整備などに努めます。

また、個別の施策については、各種の具体的な目標が設定されているものがありますが、環境基本計画の基本的な方向に沿い、総合的な見地からの所要の検討を行いながら、必要に応じ具体的な目標の見直しを行い、施策の効果的な実施を図ります。必要な分野については、具体的な目標を設定し、個別の計画を策定します。

次の計画の見直しまでに、各主体の自主的取組を計画の目標に反映させるための手法を検討します。

第3節 財政措置等

国は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じます。その際、本計画の進捗状況、環境の状況などを踏まえるとともに、環境保全経費の見積り方針などの運用面のあり方について検討を行った上で、必要に応じて改善を行い、これを踏まえ、各種事業が総合的に推進されるよう適切に対処します。

国は、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的積極的に実施する環境の保全に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めます。

第4節 各種計画との連携

国は、環境に影響を及ぼすと認められる計画を策定するにあたっては、環境の保全に配慮しなければなりません。環境保全のための配慮にあたっては、次のような方針で臨みます。

環境の保全に関する国の基本的な計画である環境基本計画と国の他の計画との間では、環境の保全に関しては、環境基本計画との調和が保たれたものであることが重要です。

国の他の計画のうち、専ら環境の保全を目的とするものは、環境基本計画の基本的な方向に沿って策定、推進します。

また、国のその他の計画であって環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境の保全に関しては、環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとなるものであり、このため、これらの計画と環境基本計画との相互の連携を図ります。

第5節 計画の進捗状況の点検及び計画の見直し

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告します。中央環境審議会の点検は、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて実施します。関係府省の点検が、施策の環境改善効果に関する分析、評価を可能な限り含めて実施できるよう、政府は、適切な点検手法の開発を図ります。中央環境審議会の点検結果については、毎年国会に対して行うものとされている年次報告などに反映するとともに、環境保全経費の見積もり方針の調整に反映します。

内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して、環境基本計画の見直しを行うこととし、見直しの時期は、5年後程度を目途とします。

参考資料 1 環境をめぐる状況

この資料は、国内外の環境の状況について整理したものであり、環境基本計画を決定する閣議における参考資料としたものです。

【地球環境の状況】

環境問題の項目	(過去の状況 1980頃)	環境基本計画策定前(1990頃)	現 状
地球温暖化			
(世界) (二酸化炭素換算) 化石燃料の燃焼による二酸化炭素排出量	OECD 109.7 億t 非OECD 72.7 億t 全世界 182.4 億t (1980 S55)	OECD 111.7 億t 非OECD 96.6 億t 全世界 208.4 億t (1990 H2)	OECD 120.9 億t 非OECD 101.7 億t 全世界 222.6 億t (1996 H8)
大気中二酸化炭素濃度(推定)	産業革命以前 280ppmv	354ppmv(1990 H2)	360ppmv(1995 H7)
(わが国) (二酸化炭素換算) 地球温暖化負荷総合指標(~ 計)	9.20 億t(1980 S55)	12.36 億t 11.244 億t 0.323 億t 0.181 億t 0.176 億t 0.057 億t 0.382 億t (1990 H2)	13.35 億t 11.876 億t 0.286 億t 0.199 億t 0.316 億t 0.178 億t 0.500 億t (1998 H10)
1人当たり二酸化炭素排出量	7.86 t/人(1980 S55)	9.10 t/人(1990 H2)	9.39 t/人(1998 H10)
オゾン層破壊			
オゾンホールの内容 オゾンホールの面積 最低オゾン全量 オゾン破壊量	1980年前後 0~200 万km ² 約200 m atm-cm 約2,000 万t	1990~1994極値 2,504 万km ² (1993 H5) 88 m atm-cm (1994 H6) 8,504 万t (1994 H7)	1995~2000極値 2,918 万km ² (2000 H12) 90 m atm-cm (1998 H10) 9,622 万t (2000 H12)
酸性雨			
硫酸化合物排出量OECD 窒素化合物排出量OECD アジア地域の二酸化硫黄排出量		1990年代中葉 1980比 -38 % (4360万t) 1980比 - 3 % (4290万t) 約4000万 t/年(1990 H2)	約6000万 t/年(2000 H12予測)
森林の減少、劣化			
世界の総森林面積(うち熱帯地域)		(1990 H2) 3,511万km ² (1,797万km ²)	(1995 H7) 3,454万km ² (1,734万km ²)
土壌の劣化、砂漠化			
砂漠化の影響を受けている土地面積		約3,600万km ² (1991 H3) 地球の全陸地の約 1 / 4	

【わが国の環境をめぐる状況】

環境問題の項目	(過去の状況 1980頃)	環境基本計画策定前(1990頃)	現 状
大気環境			
大都市の窒素酸化物排出量 (自動車NOx法特定地域)		318,640 t(1990 H2)	288,200 t(1997 H9)
窒素酸化物測定局に占める 環境基準達成局割合	全 国	一般大気測定局 96.2% (1980 S55) 自動車排ガス局 61.8%	一般大気測定局 98.9% (1999 H11) 自動車排ガス局 78.7%
	特 定 地 域	一般大気測定局 71.0% (1990 H2) 自動車排ガス局 30.6%	一般大気測定局 95.0% (1999 H11) 自動車排ガス局 59.1%
浮遊粒子状物質測定局に占め る環境基準達成局割合	全 国	一般大気測定局 29.2% (1980 S55)	一般大気測定局 90.1% (1999 H11) 自動車排ガス局 76.2%
	特 定 地 域	一般大気測定局 4.5% (1990 H2) 自動車排ガス局 0.0%	一般大気測定局 74.8% (1999 H11) 自動車排ガス局 63.4%
光化学オキシダント環境基準達成率		1.1% (1990 H2)	0.3% (1999 H11)
自動車交通騒音の環境基準達成状況	4時間帯全てで非達成 45.3 % (1980 S55)	4時間帯全てで非達成 56.2 % (1990 H2)	4時間帯全てで非達成 53.4 % (1998 H10)
水環境			
閉鎖性水域におけるCOD、窒素、リンの発生負荷量	(東京湾、伊勢湾、瀬戸内海) (1979 S54)	(1989 H1)	(1994 H6)
3海域の COD発生負荷量の和	1,794 t/日	1,464 t/日	1,278 t/日
" 窒素発生負荷量の和	1,271 t/日	1,202 t/日	1,191 t/日
" リン発生負荷量の和	133.4 t/日	90.8 t/日	84.1 t/日
河川、海域、湖沼における環境基準達成率 (BOD又はCOD)	(1980 S55) 河川 67.2% 湖沼 41.6% 海域 79.8%	(1990 H2) 河川 73.6% 湖沼 44.2% 海域 77.6%	(1998 H10) 河川 81.0% 湖沼 40.9% 海域 73.6%
公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準達成率	(1980 S55) 99.95%	(1990 H2) 100%	(1998 H10) 99.5%
土壌環境			
土壌の汚染に係る環境基準超過事例数			292件 (1991 H3より1998 H10 累積数)

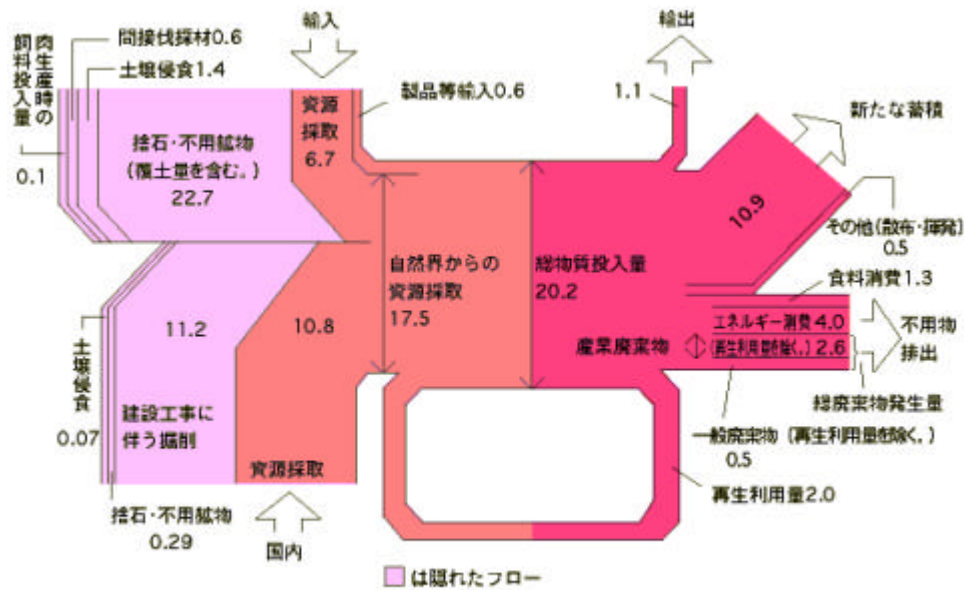
BOD : 生物化学的酸素要求量、COD : 化学的酸素要求量

環境問題の項目	(過去の状況 1980頃)	環境基本計画策定前(1990頃)	現 状
廃棄物・リサイクル等物質循環			
わが国における物質収支 (注1) 総物質投入量 (1人当たり総物質投入量)	20.3 億t (1980 S55) 17.4 t/人(1980 S55)	23.9 億t (1990 H2) 19.3 t/人(1990 H2)	20.2 億t (1998 H10) 15.9 t/人(1998 H10)
国内及び海外の隠れたフローの量	国内 9.28 億t(1980 S55) 国外 16.13 億t(1980 S55)	国内 10.83 億t(1990 H2) 国外 23.68 億t(1990 H2)	国内 11.50 億t(1998 H10) 国外 24.84 億t(1998 H10)
・一般廃棄物 排出量 リサイクル率 最終処分量 処分場残余年数	4,302 万t/年(1980 S55) 2.5 % 1,971 万t/年(1980 S55) 7.9 年 (1981.4 S56.4)	5,044 万t/年(1990 H2) 5.3 % 1,681 万t/年(1990 H2) 7.6 年 (1990 H2)	5,120 万t/年(1997 H9年度) 11 % 1,200 万t/年(1997H9年度) 11.2 年 (1998.4 H10.4)
・産業廃棄物 排出量 リサイクル率 最終処分量 処分場残余年数	29,200 万t/年(1980 S55) 43 % 6,800 万t/年(1986 S61)	39,500 万t/年(1990 H2) 38 % 8,900 万t/年(1990 H2) 1.7 年 (1991.4 H10.4)	41,500 万t/年(1997 H9年度) 41 % 6,700 万t/年(1997 H9年度) 3.1 年 (1998.4 H10.4)
化学物質 ダイオキシン類の排出総量			約7,400g-TEQ/年(1997 H9) 約2,700g-TEQ/年(1999 H11)
自然環境			
森林連続性 (注2) 平均パッチ(森林のかたまり)面積 (自然環境保全基礎調査データ)	第3回調査データ(1983~1985) 38.6 km ²	第4回調査データ(1988~1992) 37.5 km ²	
植生別面積	第2・3回基礎調査 メッシュ数 構成比(%)	第4回基礎調査 メッシュ数 構成比(%)	第5回基礎調査 メッシュ数 構成比(%)
自然草原	4,038 1.1	4,011 1.1	3,993 1.1
自然林・二次林(自然林に近いもの)	87,025 23.6	86,127 23.4	85,422 23.2
二次林	70,710 19.2	69,256 18.8	68,540 18.6
植林地	90,803 24.6	91,846 24.9	91,414 24.8
二次草原	11,676 3.2	12,124 3.3	13,159 3.6
農耕地	83,743 22.7	84,128 22.8	84,483 22.9
市街地等	14,841 4.0	15,420 4.2	15,999 4.3
わが国で確認されている絶滅のおそれのある種数		動物 224種 (1991 H3) 植物 824種 (1989 H1) 維管束植物のみ	動物 668種 (2000 H12) 植物 1,992種 (2000 H12)

環境問題の項目	(過去の状況 1980頃)	環境基本計画策定前(1990頃)	現 状
自然環境			
土地利用転換状況 ・農地から他用途への転移 ・林地から他用途への転移	24,600ha (1980 S55) 6,600ha (1980 S55)	26,300ha (1990 H2) 13,300ha (1990 H2)	23,800ha (1996 H8) 7,500ha (1996 H8)
保全地域等面積 (自然公園 + 自然環境保全地域)	17,106 km ² (1981 S56)	18,310 km ² (1990 H2)	18,942 km ² (1996 H8)
海岸線の改変状況 干潟面積(ha) 藻場面積(ha)	自然海岸18,967 km (1978 S53) 553 km ² (1978 S53) 2076.1 km ² (1978 S53)	自然海岸18,106 km (1993 H5) 514.4 km ² (1991 H3) 2012.12 km ² (1991 H3)	

注1 わが国における物質収支（マテリアルバランス）

（平成10年）（単位：億t）



注：水分の取り込み（含水）等があるため、産出側の総量は総物質投入量より大きくなる。
資料：各種統計により編成試算

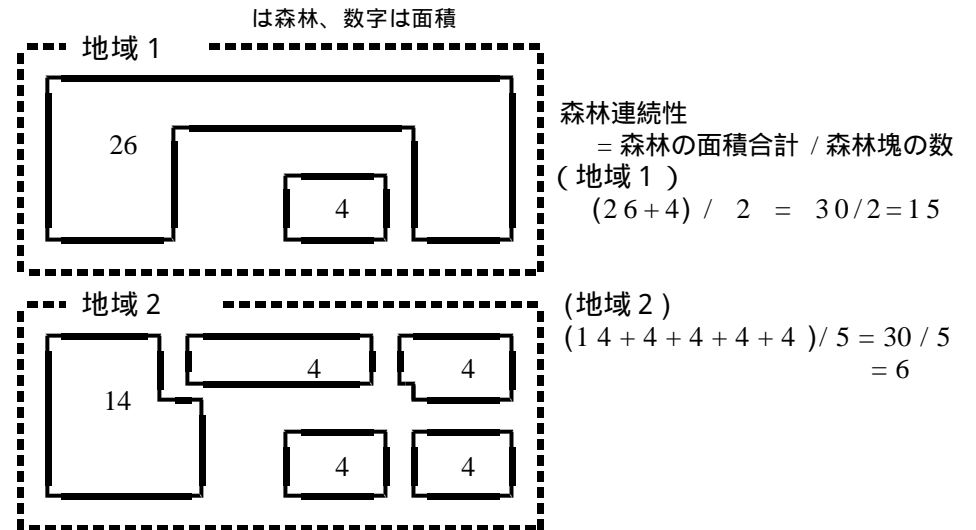
この図は、平成10年におけるわが国の物質の収支バランスを、投入（左側）と産出（右側）で表したものです。投入側には、直接投入される物質（総物質投入量）の他に、国内外で生産、採掘される過程で発生する副産物・廃棄物である「隠れたフロー」が含まれています。

再生利用された物質は、図の下部の「輪」で表現されています。

注2 森林連続性指標について

森林連続性指標は、森林の連続度合いやかたまり度合いが高いほど、生物の生息地としての空間が広がり、健全な生態系の保全に有効と思われることから、森林の連続度合いやかたまり度合いを、自然環境の状況を表す指標の一つとしたものです。

森林連続性指標の概念を図で説明すると以下の通りです。



この場合、両地域の森林面積は同じですが、指標値は地域1の方が高く、地域1の方が良好な自然環境が保全されている可能性が高いと考えられます。

本参考資料での指標値は、全国の植生図を約1 kmの3次メッシュに切り、それらのメッシュの中央部の優占する植生が森林である場合に、そのメッシュ全体を森林として同定し、それらのメッシュを単位として森林の連続性を算出しています（ラスターデータによる算出）。

このため、3次メッシュで捉えられない森林のかたまり（パッチ）は現在の指標値の計算には含まれていません。現在の指標値は、全国レベルで比較的大きなパッチの大きな動向について着目する場合の指標として考えられます。

現在、植生図の標記をそのまま数値情報化したベクターデータによる指標値の算出作業が進められています。ベクターデータによる指標値では、より小さなパッチを含めた指標値を算出できるようになります。

参考資料2 環境保全に関する個別課題に係る既存の目標等

この資料は、環境保全に関する個別課題に係る環境基準、目標等として平成12年12月22日（閣議決定の日）現在既に法律に基づき定められている数値や国の各種の計画等に記載されている数値を、参考資料として整理したものです。計画本文に記載されているものはこの表から除外しました。なお、この資料は、環境基本計画を決定する閣議における参考資料であり、ここに掲げられた目標の内容はこの閣議により決定されたものではありません。

【大気環境の保全】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	決定レベル、根拠	備 考
特定フロン等の生産等の国際的な規制スケジュール（概要）	プロモクロロメタン 全廃（注1） 臭化メチル（検疫及び出荷前処理を除く） 全廃 HCFC 1989年レベルに生産量凍結（注1） 消費量（注2）ゼロ CFC、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、 HBCFCについては既に生産が全廃されている	2002年 2005年 2004年以降 2030年	「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」	（注1） 閣議決定時点では未発効 （注2） 消費量 = 生産量 + 輸入量 - 輸出量
大気汚染に係る環境基準（概要）			[環境基本法]	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内、又はそれ以下であること	-		
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	-		
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	-		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	-		
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	-		
ベンゼン	月1回以上の測定による年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	-		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	-		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	-		
騒音に係る環境基準（概要）	地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が設定 道路に面する地域については、別の値が設定 新幹線、航空機騒音についても別に設定	-		

【大気環境の保全】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	決定レベル、根拠	備 考
ダイオキシン類の環境基準	1年平均値が0.6pg-TEQ/m以下であること	-	[ダイオキシン類対策特別措置法]	
遮音壁、環境施設帯整備（道路）	遮音壁 4,060km（平成9年度末） 4,790km 環境施設帯 670km（平成9年度末） 6,160km 750km 1,450km	平成14年度末 21世紀初頭 平成14年度末 21世紀初頭	-	道路整備五箇年計画関連資料
複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル整備	整備を進める施設数 約30バース ----- 陸上輸送半日往復圏の人口カバー率 約8割 約7割（平成7年度末） 約9割	平成8～14年度 ----- 平成12年度末 21世紀初頭	-	港湾整備七箇年計画関連資料

【水環境、土壌環境、地盤環境の保全】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	決定レベル、根拠	備 考	
人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域及び地下水で基準値の定められているもの）	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	-	[環境基本法]		
生活環境の保全に関する環境基準	河川	利用目的に応じた水域類型ごとに、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量及び大腸菌群数について基準値が設定	-	[環境基本法]	
	湖沼	利用目的に応じた水域類型ごとに、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数、全窒素及び全燐について基準値が設定	-		
	海域	利用目的に応じた水域類型ごとに、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、溶存酸素量、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素及び全燐について基準値が設定	-		

【水環境、土壌環境、地盤環境の保全】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	決定レベル、根拠	備 考
ダイオキシン類の水質環境基準	水質の汚濁に係る環境基準が、公共用水域及び地下水について設定 水質 : 1 pg-TEQ/L以下	-	環境庁告示第68号（平成11年12月） [ダイオキシン類対策特別措置法]	
指定湖沼の湖沼水質保全計画に係る目標	環境基準の確保を目途としつつ、5年を計画期間とし、指定湖沼ごとに設定された水質目標を達成する	-	都道府県知事策定、内閣総理大臣同意（指定湖沼の湖沼水質保全計画） [湖沼水質保全特別措置法]	
総量削減計画	指定水域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）について生活環境保全に係る水質環境基準の確保を目的として当該水域の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量の削減目標量及び削減目標量の達成の方途を定めるもの	-	都道府県知事策定、内閣総理大臣同意 [水質汚濁防止法]	
排水が公的主体により衛生処理される人口の割合	9割を超える程度	21世紀初頭	平成9年6月閣議了解（公共投資基本計画）	
	処理人口普及率 44%（平成2年度末） 54% 9割	平成7年度末 21世紀のなるべく早い時期	-	第8次下水道整備七箇年計画関連資料
下水道処理人口普及率	54%（平成7年度末） 66%	平成14年度	平成10年1月閣議決定（第8次下水道整備七箇年計画） [下水道整備緊急措置法]	
下水道高度処理人口	513万人（平成7年度末） 1,500万人	平成14年度末	-	第8次下水道整備七箇年計画関連資料
農業集落排水施設	14年間で約3万集落整備	平成5～18年度	-	第4次土地改良長期計画関連資料
家畜排せつ物の適正な管理・利用の促進	野積み・素堀り等の家畜排せつ物の不適切な管理の解消（平成12年3月現在で解消が必要なものは約40千カ所）	平成16年度	[家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律]	
合併処理浄化槽等整備	合併処理浄化槽 7年間で694万人分整備 コミュニティ・プラント 7年間で32万人分整備	平成14年度末	-	第8次廃棄物処理施設整備計画（平成8年12月閣議決定）関連資料
河川、湖沼の水質の改善	特に汚濁の著しい河川約600km、3湖沼について、水辺利用が可能な水質を達成する	平成15年度末	-	第9次治水事業七箇年計画関連資料

【水環境、土壌環境、地盤環境の保全】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	決定レベル、根拠	備 考
海底の堆積汚泥の除去、良質土砂により覆砂等	34の港と海域を整備	平成8～14年度	-	港湾整備七箇年計画関連資料
土壌の汚染に係る環境基準（概要） （基準値が定められているもの）	カドミウム、全シアン、有機 ^{りん} 、鉛、六価クロム、砒 ^び 素、総水銀、アルキル水銀、P C B、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン	-	[環境基本法]	
ダイオキシン類	ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準 土壌：1,000 pg-TEQ/ g 以下	-	環境庁告示第68号（平成11年12月） [ダイオキシン類対策特別措置法]	
地盤沈下防止等対策要綱に係る目標（概要）	濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部における地下水採取量について、目標年度として設定された目標を達成する	平成16年度 （関東平野北部にあつては平成12年度）	昭和60年4月地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定（平成7年9月改定）、関東平野北部は、平成3年11月決定	

【廃棄物リサイクル対策】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	決定レベル、根拠	備 考
古紙利用率 （事業者の判断基準）	古紙利用率 56%	平成12年度	平成7年6月通商産業省令 [再生資源の利用の促進に関する法律]等	
ガラス容器のカレット利用率 （事業者の判断基準）	ガラス容器のカレット利用率 65%	平成13年度	平成8年5月通商産業省令 [再生資源の利用の促進に関する法律]	

【廃棄物リサイクル対策】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	決定レベル、根拠	備 考		
リサイクル率等	スチール缶 85% アルミ缶等 80% (缶材への使用目標率) (80%) 発泡スチロール 35% 農業用塩化ビニール 60% 使用済み自動車 85%以上 95%以上 (自動車) 新型車のリサイクル可能率 90%以上 使用済みオートバイ 85%以上 95%以上 (オートバイ) 新型車のリサイクル可能率 90%以上 ニッカド電池の回収率 40%以上	平成12年 平成14年度 平成14年度 平成12年 平成12年 平成14年以降 平成27年以降 平成12年度 平成14年以降 平成27年以降 平成12年度 平成12年度	産業構造審議会品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドライン(平成2年度策定、平成11年12月改定)			
スチール缶の再資源化率	85%以上	平成12年	産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会ガイドライン(平成10年6月)			
アルミ缶の再資源化率	80%	平成14年度末				
廃棄物減量化目標	一般廃棄物の減量化(平成8年度比) (1) 排出量を5%削減 (2) 再生利用量を10%から24%に増加 (3) 最終処分量を半分に削減 産業廃棄物の減量化(平成8年度比) (1) 排出量の増加を13%削減 (2) 再生利用量を42%から48%に増加 (3) 最終処分量を半分に削減 焼却量の削減(平成8年度比) (1) 一般廃棄物の焼却量を15%削減 (2) 産業廃棄物の焼却量を22%削減	平成22年度	平成11年9月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定「ダイオキシン対策推進基本指針」			
容器包装に係る分別基準適合物の再商品化に関する計画	年度(平成)					
	(単位:千トン)	12	13	14	15	16
	再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物	270	270	270	270	270
再商品化がされる茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物	200	200	200	200	200	
		-	平成11年7月平成12年度以降の5年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画 [容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律]			

【廃棄物リサイクル対策】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等					目標年次	決定レベル、根拠	備 考																
容器包装に係る分別基準適合物の再商品化に関する計画	年度（平成）					-	平成11年7月平成12年度以降の5年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画 [容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律]																	
	（単位：千ト）	12	13	14	15				16															
	再商品化がされるその他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物	140	150	160	180				220															
	再商品化がされる紙製容器包装に係る分別基準適合物	66	133	133	133				133															
	再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物	72.7	72.7	72.7	72.7				72.7															
再商品化がされるプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物	121	192	202	202	268																			
市町村が処理すべき廃棄物の原料処理の割合	87%（平成7年度末） 91%					平成14年度末	平成3年11月閣議決定（第七次廃棄物処理施設整備計画）[廃棄物処理施設整備緊急措置法]																	
循環型廃棄物処理	廃棄物のほとんどすべてを、単に燃やして埋める処理から、極力リサイクルを推進するとともに焼却処理の際に熱エネルギーを活用する循環型の廃棄物処理に転換					21世紀初頭	平成9年6月閣議了解（公共投資基本計画）																	
不燃ごみ資源化率	5,858 t/日（平成7年度末） 不燃ごみ量の23%（平成7年度末）					平成14年度末	-	第8次廃棄物処理施設整備計画（平成8年12月閣議決定）関連資料																
廃棄物処理施設整備	<table border="0"> <tr> <td>ごみ焼却処理施設</td> <td>42,566 t/日分</td> <td rowspan="7">} 7年間で整備</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ処理施設</td> <td>225基</td> </tr> <tr> <td>リサイクル施設</td> <td>2,881 t/日分</td> </tr> <tr> <td>リサイクルプラザ</td> <td>170箇所</td> </tr> <tr> <td>ごみ堆肥化・燃料化施設</td> <td>2,110 t/日分</td> </tr> <tr> <td>廃棄物運搬中継・中間ごみ施設</td> <td>2,300 t/日分</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理施設改良</td> <td>260箇所</td> </tr> <tr> <td>最終処分場</td> <td>96,204千㎡分</td> </tr> </table>					ごみ焼却処理施設	42,566 t/日分		} 7年間で整備	粗大ごみ処理施設	225基	リサイクル施設	2,881 t/日分	リサイクルプラザ	170箇所	ごみ堆肥化・燃料化施設	2,110 t/日分	廃棄物運搬中継・中間ごみ施設	2,300 t/日分	ごみ処理施設改良	260箇所	最終処分場	96,204千㎡分	
ごみ焼却処理施設	42,566 t/日分	} 7年間で整備																						
粗大ごみ処理施設	225基																							
リサイクル施設	2,881 t/日分																							
リサイクルプラザ	170箇所																							
ごみ堆肥化・燃料化施設	2,110 t/日分																							
廃棄物運搬中継・中間ごみ施設	2,300 t/日分																							
ごみ処理施設改良	260箇所																							
最終処分場	96,204千㎡分																							

【廃棄物リサイクル対策】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	決定レベル、根拠	備 考
廃棄物埋立護岸	約75km (60港1湾) 整備	平成8～14年度	-	港湾整備七箇年計画
廃棄物処理空間の確保量	1.3億m ³ 分整備		-	

【自然環境の保全と自然とのふれあいの推進】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	決定レベル、根拠	備 考
森林面積及び総蓄積	森林面積 2,520万ha (平成6年度末) 2,522万ha 総蓄積 3,483百万m ³ (平成6年度末) 4,639百万m ³	長期的	平成8年11月閣議決定 (森林資源に関する基本計画) [林業基本法]	
育成複層林面積	育成複層林面積 68万ha (平成6年度末) 532万ha			
歩いていける範囲の公園の普及率	概ね全ての市街地において歩いていける範囲に公園のネットワークを整備	21世紀初頭	平成9年6月閣議了解 (公共投資基本計画)	
都市公園等面積	計画対象人口1人当たり都市公園等面積 約7.1m ² (平成2年度末) 約9.5m ²	平成14年度末	平成10年1月閣議決定 (第6次都市公園等整備七箇年計画)	
	住民1人当たり都市公園等面積 6.5m ² (平成4年度末) 概ね20m ²	長期的	-	緑の政策大綱 (建設省)
都市公園等整備の事業の量	合計 7年間で約32,600ha整備 (以下を7年間で整備) 住区基幹公園 約6,400ha 都市基幹公園 約8,700ha 大規模公園 約6,700ha 緩衝緑地等 約8,300ha 国の設置に係る都市公園 約2,500ha	平成8～14年度	平成10年1月閣議決定 (第6次都市公園等整備七箇年計画)	
緑化面積・延長 (道路、河川、急傾斜地、港湾、漁港において景観や親しみに配慮して緑化が行われている割合)	市街地の植樹面積を3倍	21世紀初頭	平成9年6月閣議決定 (公共投資基本計画)	
都市内道路緑化率	D I D地区内の完成断面が4車線以上の国道、都道府県道、市町村道の管理延長に対する緑化延長の割合 44% (平成9年度末) 51% 75%	平成14年度末 21世紀初頭	-	道路整備五箇年計画関連資料

【自然環境の保全と自然とのふれあいの推進】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	決定レベル、根拠	備 考
都市内道路緑化延長	D I D 地区内の完成断面が4車線以上の国道、都道府県道、市町村道の緑化延長 6,000km (平成9年度末) 7,200km 11,500km	平成14年度末 21世紀初頭	-	道路整備五箇年計画関連資料
電線類地中化延長	3,010km (平成9年度) 約6,010km	平成14年度末	-	
建設省所管公共施設の緑化 (都市公園等、道路、河川等、下水道処理場等、官公庁施設、公的直接供給住宅)	高木本数 6,800万本 (平成7年度末) 9,100万本	平成12年度末	-	グリーンプラン2000
うるおいのある水辺空間整備	1,900km (平成8年度末) 2,900km	平成15年度末	-	第9次治水事業七箇年計画関連資料
港湾地区における緑地の整備面積	約1,050ha、260港整備	平成8～14年度	-	港湾整備七箇年計画関連資料
	約5,000ha	21世紀初頭	-	環境の保全に関する運輸行政指針
人々の利用に供する水際線延長	港湾区域内の水際線延長に対する割合 約150km (平成6年) 750km (15%程度に相当)	21世紀初頭	-	
全国の臨港地区面積に対する緑地の割合	概ね5%	21世紀初頭	-	「新たな港湾環境計画資料」